石川県国民保護計画

令和８年３月

石　　川　　県

沿革

・平成１８年　１月２０日　作成

・平成１８年　７月　１日　変更

・平成２０年　１月　４日　変更

・平成２２年　３月１９日　変更

・平成２２年　６月２５日　変更

・平成２５年　９月１３日　変更

・平成２６年１１月１４日　変更

・平成２７年１２月１５日　変更

・平成３０年　２月１６日　変更

・令和 元 年１１月２５日　変更

・令和　６年１１月２７日　変更

・令和　８年　３月　５日　変更

目　　次

第１編　総　則 …… 1
第１章　県の責務、計画の位置づけ、構成等 …… 1
1　目的 …… 1
2　県の責務等 …… 1
3　県国民保護計画の構成 …… 1
4　県国民保護計画の見直し、変更手続 …… 1
5　市町国民保護計画・指定地方公共機関国民保護業務計画 …… 1

第２章　国民保護措置に関する基本方針 …… 2

第３章　関係機関の事務・業務の大綱と連携 …… 4
1　関係機関の事務・業務の大綱 …… 5
2　関係機関の連携体制の整備 …… 8

第４章　本県の地理的、社会的特徴 …… 9
1　地形 …… 9
2　気候 …… １１
3　人口分布 …… １２
4　道路の位置等 …… １３
5　鉄道、空港、港湾の位置等 …… １５
6　自衛隊施設等 …… １５
7　発電所 …… １６
8　石油コンビナート …… １６
9　その他 …… １６

第５章　県国民保護計画が対象とする事態 …… １８
1　武力攻撃事態 …… １８
2　緊急対処事態 …… ２０

第２編　平素からの備え・予防 …… ２１

第１章　組織・体制の整備 …… ２１
第１節　県における組織・体制の整備 …… ２１
１　県の各部局における平素の業務 …… ２１
２　県の体制及び県職員の参集基準等 …… ２３
３　国民の権利利益の救済に係る手続等 …… ２５

第２節　市町、指定地方公共機関における組織・体制の整備等 …… ２６
１　市町の組織・体制の整備等 …… ２６
２　指定地方公共機関の組織・体制の整備等 …… ２６

第３節　関係機関との連携体制の整備 …… ２７
１　基本的考え方 …… ２７
２　国の機関との連携 …… ２７
３　他の都道府県との連携 …… ２８
４　市町等との連携 …… ２８
５　指定公共機関等との連携 …… ２９
６　自主防災組織への支援 …… ２９
７　ボランティアの活動への支援 …… ３０

第４節　通信の確保 …… ３１
１　非常通信体制の整備 …… ３１
２　非常通信体制の確保に当たっての留意事項 …… ３１

第５節　情報収集・提供等の体制整備 …… ３３
１　基本的考え方 …… ３３
２　警報等の通知に必要な準備 …… ３３
３　市町における警報の伝達に必要な準備 …… ３４
４　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 …… ３４
５　市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 …… ３５
６　被災情報の収集・報告に必要な準備 …… ３６
７　市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備 …… ３６

第６節　研修・訓練 …… ３７
１　研修 …… ３７
２　訓練 …… ３７

第２章　避難・救援に関する平素からの備え …… ３８
１　避難に関する基本的事項 …… ３８
２　救援に関する基本的事項 …… ３９
３　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 …… ４０
４　交通の確保に関する体制等の整備 …… ４０
５　避難施設の指定 …… ４１
６　市町における避難及び救援に関する平素からの備え …… ４２

第３章　生活関連等施設の把握・安全確保等 …… ４３
第１節　生活関連等施設の把握 …… ４３

第２節　生活関連等施設の安全確保等 …… ４４
１　生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等 …… ４４
２　生活関連等施設の警備 …… ４４
３　市町における平素からの備え …… ４５

第３節　公共施設等における安全確保‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ４６

第４章　物資及び資材の備蓄、整備‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ４７
1　基本的考え方‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ４７
２　国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ４７
３　県が管理する施設及び設備の整備及び点検等‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ４８
4　市町及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備‥‥‥‥‥‥ ４８
5　調達体制の整備‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ４８

第５章　国民保護に関する啓発‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ４９
1　国民保護措置に関する啓発‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ４９
2　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発‥‥‥‥‥‥‥ ４９
3　市町における国民保護に関する啓発‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ４９

第３編　武力攻撃事態等への対処 ………… ５１
第１章　実施体制の確立 ………… ５１
第１節　初動体制 ………… ５１
１　緊急事態対策室等の設置 ………… ５１
２　初動時の措置 ………… ５１
３　県対策本部への移行 ………… ５２
４　市町における初動体制の確立 ………… ５３

第２節　県対策本部の設置等 ………… ５４
１　県対策本部の設置・手順等 ………… ５４
２　県対策本部を設置すべき県の指定の要請等 ………… ５５
３　県対策本部の組織・担当別業務 ………… ５６
４　県対策本部における広報等 ………… ５９
５　県対策本部長の権限 ………… ６０
６　通信の確保 ………… ６１
７　県対策本部の廃止 ………… ６１

第３節　関係機関相互の連携・応援等 ………… ６２
１　国の対策本部との連携 ………… ６２
２　国の機関への措置要請・職員の派遣要請等 ………… ６２
３　自衛隊の部隊等の派遣要請等 ………… ６３
４　緊急消防援助隊の応援要請 ………… ６３
５　他の都道府県に対する応援の要求、派遣要請、事務の委託 ………… ６４
６　指定（地方）公共機関への措置要請・派遣要請 ………… ６４
７　市町への派遣及び市町からの派遣要請 ………… ６５
８　県の行う応援等 ………… ６５
９　ボランティア団体等に対する支援等 ………… ６６
10　住民への協力要請 ………… ６６

第４節　国民保護措置に従事する者等の安全確保 ………… ６７
１　特殊標章等の交付 ………… ６７
２　赤十字標章等の交付 ………… ６８
３　特殊標章等及び赤十字標章等に係る普及啓発 ………… ６８
４　安全確保のための配慮、情報提供等 ………… ６９

第２章　避難等に関する措置 ………… ７０
第１節　警報・緊急通報の通知及び伝達 ………… ７０
１　警報の通知・伝達等 ………… ７０
２　市町長の警報の伝達の基準 ………… ７１
３　放送事業者による警報の放送 ………… ７２
４　緊急通報の発令等 ………… ７３

第２節　避難の指示等 ………… ７５
１　基本的考え方 ………… ７６
２　避難措置の指示 ………… ７６
３　避難の指示 ………… ７６
４　避難の指示の通知 ………… ７９
５　避難指示の住民等への伝達・周知 ………… ７９
６　県等の区域を越える住民の避難 ………… ８０
７　地域特性等への配慮 ………… ８１
８　事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項 ………… ８２
９　避難の指示の解除 ………… ８３

第３節　避難誘導等…………………………………………………… ８４
１　避難誘導の実施 ……………………………………………… ８４
２　被災地における安全確保等 ………………………………… ８６

第４節　避難実施要領…………………………………………………… ８７
１　避難実施要領の策定 ………………………………………… ８７
２　避難実施要領作成の際の主な留意事項 …………………… ８７

第５節　退避の指示…………………………………………………… ９０
１　市町長等による退避の指示………………………………… ９０
２　屋内への退避の指示……………………………………… ９１
３　退避の指示に伴う措置……………………………………… ９１
４　退避の指示の解除 ………………………………………… ９１

第３章　救援 ９２
第１節　救援の実施 ９３
第２節　関係機関との連携 ９５
第３節　救援の基準及び内容 ９６
１　救援の基準 ９６
２　救援に関する基礎資料 ９６
３　救援の実施に関する留意事項 ９６
４　医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 ９９
第４節　救援の際の物資の売渡し要請等 １００
第４章　武力攻撃災害への対処措置 １０１
第１節　武力攻撃災害への対処の基本的考え方等 １０１
１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方 １０１
２　武力攻撃災害の兆候の通知 １０２
第２節　生活関連等施設の安全確保等 １０３
１　生活関連等施設の安全確保 １０３
２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 １０５
３　石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処 １０７
第３節　武力攻撃原子力災害への対処等 １０９
１　基本的考え方 １０９
２　武力攻撃災害の発生防止のための要請等 １０９
３　武力攻撃等の兆候の通報 １１０
４　放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等 １１０
５　国の対策本部長による応急対策の実施に係る公示の通知 １１０
６　県現地対策本部の設置等 １１１
７　応急対策の実施等 １１１
８　事後対策の実施 １１２
第４節　ＮＢＣ攻撃による災害への対処 １１３
第５節　応急措置等 １１５
１　退避の指示 １１５
２　知事、市町長の事前措置 １１５
３　警戒区域の設定 １１５
４　応急公用負担等 １１６
５　消防に関する措置等 １１６
第５章　安否情報等の収集等 １１９
第１節　安否情報の収集、提供 １１９
１　安否情報の収集 １１９
２　総務大臣に対する報告 １２０
３　安否情報の照会に対する回答 １２０
４　日本赤十字社に対する協力 １２２
５　市町による安否情報の収集及び提供の基準 １２３
第２節　被災情報の収集・報告 １２４
第６章　保健衛生の確保その他の措置 １２５
第１節　保健衛生の確保等 １２５
１　保健衛生の確保 １２５
２　廃棄物の処理 １２５
３　文化財の保護 １２６
第２節　交通規制 １２７

第４編　県民生活の安定・復旧等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２８
第１章　県民生活の安定・・ １２８
１　生活関連物資等の価格安定の措置・・ １２８
２　避難住民等の生活安定等・・ １３０
３　生活基盤等の確保・・・ １３１

第２章　応急の復旧・・ １３２
１　基本的考え方・・ １３２
２　ライフライン施設（上下水道、電気、ガス、通信施設）の応急復旧・・・・・・・ １３２
３　輸送路の確保・・ １３２

第３章　武力攻撃災害の復旧・・ １３４
１　基本的考え方・・ １３４
２　復旧に関する留意事項・・ １３４

第４章　国民保護措置に要した費用の支弁等・・・ １３５
１　費用の負担・・・ １３５
２　損失補償、実費弁償及び損害補償・・・ １３６
３　損失の補てん・・ １３６
４　市町が国民保護措置に要した費用の支弁等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３６

第５編　緊急対処事態への対処 ・・ １３７
第１章　緊急対処事態への対処・・・ １３７
１　基本的考え方等・・・ １３７
２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３８

第１編　総　則

第１章　県の責務、計画の位置づけ、構成等

県国民保護計画は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施するための計画であり、その目的、**県**の責務及び構成等について定める。

１　目　的

県国民保護計画は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の生活や経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処措置など国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

２　県の責務等

（１）県の責務（法 11 条①②）

県は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画に基づき、県民等の協力を得つつ、国、市町、指定（地方）公共機関等と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

（２）県国民保護計画の位置づけ（法 34 条）

県は、国民保護法第３４条第１項の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

（３）県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画では、県内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項、**県**が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第３４条第２項各号に掲げる事項について定める。

３　県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、次の各編で構成する。

第１編　総則
第２編　平素からの備え・予防
第３編　武力攻撃事態等への対処
第４編　県民生活の安定・復旧等
第５編　緊急対処事態への対処

４　県国民保護計画の見直し、変更手続

（１）県国民保護計画の見直し

県国民保護計画は、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護訓練の検証結果、我が国を取り巻く安全保障環境の変化等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

（２）県国民保護計画の変更手続（法 34 条⑤⑥⑧、法 37 条③）

県国民保護計画の変更に当たっては、県協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表する。

ただし、法施行令で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は要しない。

５　市町国民保護計画・指定地方公共機関国民保護業務計画

（法 35 条⑤⑥⑧、法 36 条④⑤⑦、法 39 条③）

市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の策定に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

第２章　国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置の実施に当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として定める。

１　基本的人権の尊重（法５条）

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。

国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、必要最小限度のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。

２　国民の権利利益の迅速な救済（法６条）

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済手続を、迅速に処理するよう努める。

また、迅速な救済が可能となるよう、手続に係る処理体制等を整備する。

３　国民に対する情報提供（法８条）

県は、武力攻撃事態等においては、警報・緊急通報の発令・避難の状況など国民保護措置に関する正確な情報について、放送、新聞、インターネット等を通じて適時に、適切な方法で国民に対し提供する。

４　関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町、指定（地方）公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

５　実施体制の確立

県は、武力攻撃事態等の発生に備え、必要な資機材の備蓄、実践的な訓練の実施など、平素における準備体制の充実を図る。

また、初動体制、県対策本部等の国民保護措置の実施体制における役割分担を明確にし、迅速な対応を図る。

６　国民の協力（法４条）

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合、これらの協力は、その自発的な意思によるものであって、その要請に当たって強制があってはならない。

また、**県**は、消防団・自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努め、県民の自発的協力や、地域での助け合いが得られるよう努める。

７　自主性の尊重その他の特別な配慮（法７条）

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、**県**は、指定（地方）公共機関の国民保護措置の実施方法について、指定（地方）公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

８　高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法（ジュネーヴ諸条約など武力紛争の際に適用される国際法であって、人道的考慮に基づいて成立したもの）の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、的確かつ効率的な国民保護措置の実施に向けて、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、**県**は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

なお、日本に居住又は滞在している外国人についても武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

９　国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法 22 条、法 85 条③）

県は、国と連携して国民保護措置に従事する**県**・市町職員、運送事業者、医療関係者等の安全の確保に十分配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分配慮する。

10　地域特性への配慮

県は、国民保護措置の実施に当たっては、能登半島の存在と長い海岸線、冬期の積雪、志賀原子力発電所や七尾国家石油ガス備蓄基地の立地等の地域特性に特に配慮する。

第３章　関係機関の事務・業務の大綱と連携

国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について定める。

【国民保護措置の仕組み】（イメージ図）

国、**県**、市町等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、次のとおりである。

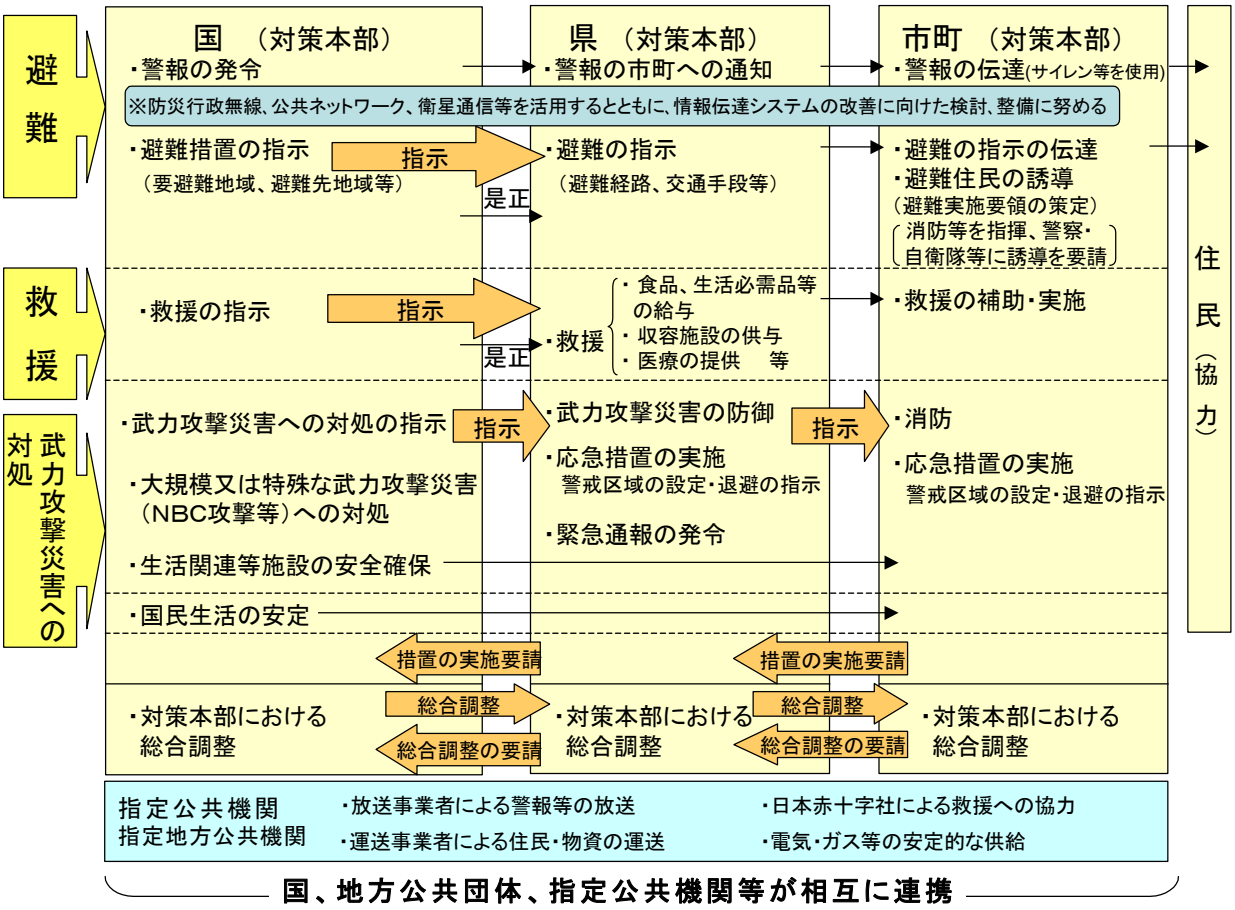

１　関係機関の事務・業務の大綱

県、市町、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関の業務は、おおむね次のとおりである。

【県】

機関の名称	事務・業務の大綱
県	１　県国民保護計画の作成 ２　県協議会の設置、運営 ３　県対策本部及び県緊急本部の設置、運営 ４　組織の整備、訓練 ５　警報・緊急通報の市町等への通知 ６　住民への避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難その他住民の避難に関する措置の実施 ７　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 ８　武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ９　生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10　交通規制の実施 11　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市町】

機関の名称	事務・業務の大綱
市　町	１　市町国民保護計画の作成 ２　市町協議会の設置、運営 ３　市町対策本部及び市町緊急本部の設置、運営 ４　組織の整備、訓練 ５　警報・緊急通報の住民等への伝達、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 ６　避難実施要領の策定 ７　救援の実施、安否情報の収集・提供その他避難住民等の救援に関する措置の実施 ８　退避の指示、警戒区域の設定 ９　消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 10　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 11　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務・業務の大綱
中部管区警察局	１　管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 ２　他管区警察局との連携 ３　管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 ４　警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	１　所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 ２　米軍施設内通行等に関する連絡調整

機関の名称	事務・業務の大綱
北陸総合通信局	1　電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2　電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3　非常事態における重要通信の確保 4　非常通信協議会の指導育成
北陸財務局	1　地方公共団体に対する災害融資 2　金融機関に対する緊急措置の指示 3　普通財産の無償貸付 4　被災施設の復旧事業費の査定の立会
大阪税関 （金沢税関支署）	輸入物資の通関手続
東海北陸厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
石川労働局	被災者の雇用対策
北陸農政局	1　武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2　農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中部経済産業局	1　救援物資の円滑な供給の確保 2　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3　被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部	1　鉱山における災害時の応急対策 2　危険物等の保全
北陸地方整備局 （金沢港湾・空港整備事務所） （金沢河川国道事務所）	1　被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2　港湾施設の使用に関する連絡調整 3　港湾施設の応急復旧
北陸信越運輸局	1　運送事業者への連絡調整 2　運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 （小松空港事務所、能登空港出張所）	1　飛行場使用に関する連絡調整 2　航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部 （能登空港）	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区気象台 （金沢地方気象台）	気象状況の把握及び情報の提供
第九管区海上保安本部 （金沢・七尾海上保安部、七尾海上保安部能登海上保安署）	1　船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2　海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3　生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4　海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5　海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

【自衛隊】

機関の名称	事務・業務の大綱
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	１　武力攻撃事態等における侵害の排除 ２　武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

【指定公共機関】

機関の名称	事務・業務の大綱
放送事業者	１　警報・避難の指示（警報・避難の指示の解除を含む。）の内容の放送 ２　緊急通報の内容の放送
運送事業者	１　避難住民の運送 ２　緊急物資の運送 ３　旅客・貨物の運送の確保
電気通信事業者	１　避難施設における電話その他の通信設備の臨時設置の協力 ２　通信の確保、国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
郵便事業を営む者	郵便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
公共的施設管理者	道路等の維持管理
日本赤十字社	１　救援への協力 ２　外国人の安否情報の収集、整理、回答
日本銀行	１　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ２　銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

【指定地方公共機関】

機関の名称	事務・業務の大綱
放送事業者	１　警報・避難の指示（警報・避難の指示の解除を含む。）の内容の放送 ２　緊急通報の内容の放送
運送事業者	１　避難住民の運送 ２　緊急物資の運送 ３　旅客・貨物の運送の確保
ガス事業者	ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	医療の確保
公共的施設管理者	道路等の維持管理

２　関係機関の連携体制の整備

（１）国、市町、指定（地方）公共機関との連携（法３条④）

県は、あらかじめ、国、市町、指定（地方）公共機関の担当部署・連絡先を把握し、訓練等を通じて円滑に運営できるよう連携体制の整備を図る。

連絡先等の一覧は、別途整備する。

（２）他の都道府県との連携（法 12 条①、法 34 条④⑧）

県は、あらかじめ他の都道府県の連絡先を把握するとともに、近隣県等と県域を越える住民の避難・救援に関する協定及び救援物資に係る相互応援協定を締結するなど、連携体制の整備を図る。

連絡先等の一覧は、別途整備する。

（３）公共的団体等との連携

県は、あらかじめ関係する公共的団体等の連絡先等を把握するとともに、物資の提供や応急対策等について協定を締結するなど公共的団体等との連携体制の整備を図る。

連絡先等の一覧は、別途整備する。

第４章　本県の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切に実施するため、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき本県の地理的、社会的特徴について定める。

１　地　形

（１）概　要

本県は、本州の中央部に位置し、日本海に面している。

東は宝達山、大門山等により富山県に、南は白山、大日山等により岐阜県、福井県に接し、北は能登半島となって日本海に突出し、約 600ｋｍに及ぶ長い海岸線を形成している。

南北に細長く延びる地形的特徴は、能登と加賀で大きく異なっている。

能登は、概ね標高 300m以下の低山地と丘陵地が大部分を占めており、外浦は各所に海岸段丘が発達し、波浪浸食が著しく、内浦は沈降性の入り組んだ静かな海岸線が続く対照的な海岸地形が見られる。

加賀は、白山を最高峰とする山岳地帯と山地帯が発達し、そこから流れ出る河川の浸食、堆積によって成立した沖積平野が広がっている。手取川や犀川、浅野川流域には典型的な河岸段丘も見られる。海岸部は南部を除いて、単調な砂丘海岸が連なり、その規模は日本有数のものである。

河川は、いずれも流程が短く、県内で最も長い手取川も急流河川として有名である。また、湖沼は、河北潟をはじめ能登に邑知潟と赤浦潟、加賀に柴山潟と木場潟などの潟湖が発達しているが、木場潟以外は干拓が進み、水面の面積は大きく減少している。

（２）自　然

○　面積　　：　　4,186.20k ㎡（うち森林 66.5%、農地 9.7%）
○　最も高い山岳：白山　　標高 2,702m
○　最も長い河川：手取川　全長 65.65ｋｍ
○　最も広い湖沼：河北潟　面積 4.2ｋ㎡
○　平均気温　　：　　15.0℃　　（平年値）
○　年間降水量　：　　2,401.5mm（平年値）
（令和５年版「統計でみるいしかわ」他から）

（３）経緯度極点

区　分	場　　所	経　　度	緯　　度
東　端	珠洲市姫島	東経１３７°２１′５５″	北緯３７°３０′３３″
西　端	加賀市塩屋町塩屋漁港	東経１３６°１４′３５″	北緯３６°１７′４９″
南　端	白山市赤兎山	東経１３６°４０′２６″	北緯３６°　４′　１″
北　端	輪島市海士町所属舳倉島小瀬	東経１３６°５５′２１″	北緯３７°５１′２８″

石川県地形図

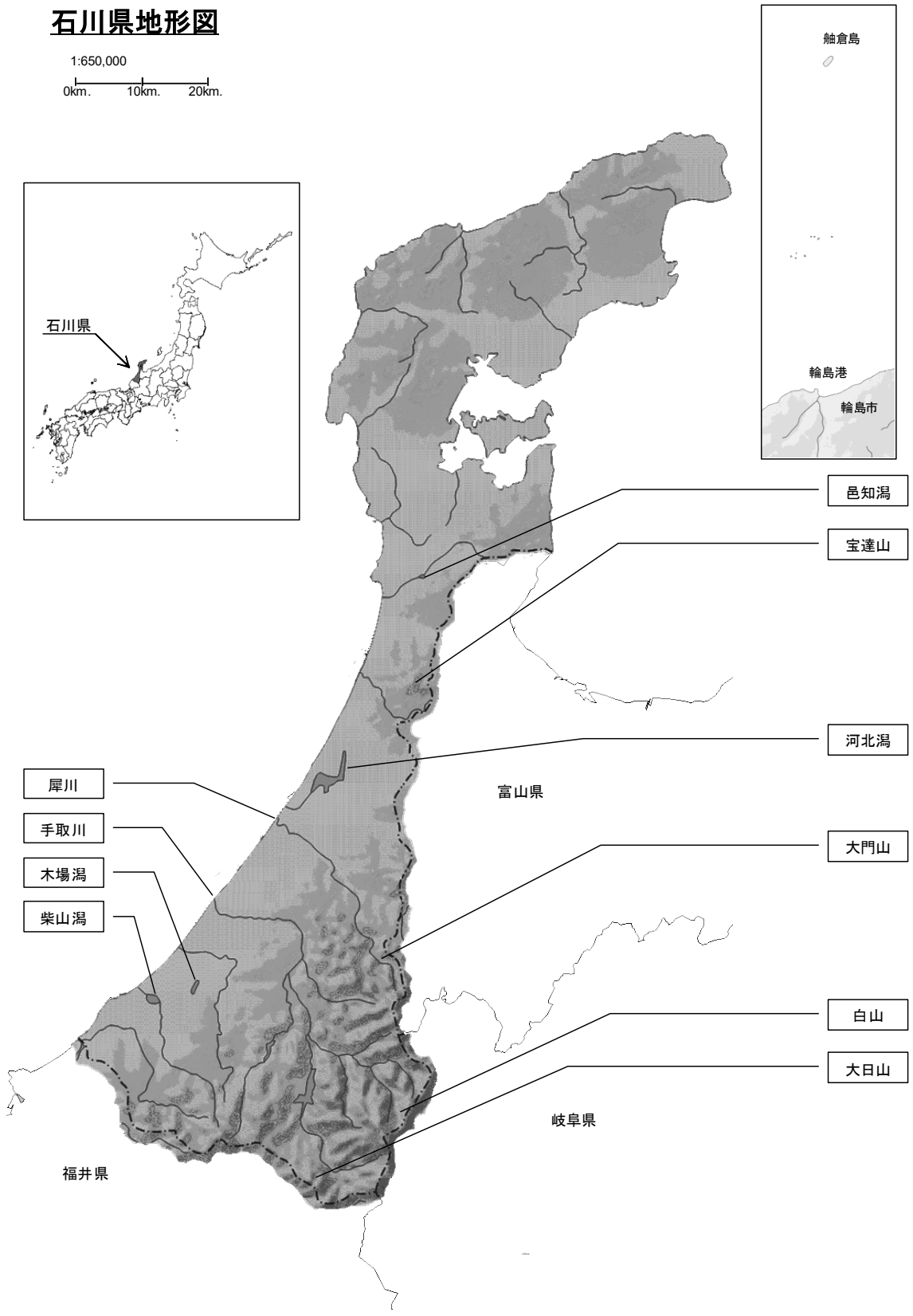
1:650,000
0km.
10km.
20km.
石川県
舳倉島
輪島港
輪島市
邑知潟
宝達山
河北潟
犀川
手取川
木場潟
柴山潟
富山県
大門山
白山
大日山
岐阜県
福井県

２　気　候

本県は、日本海型の気候区に属しており、豪雪地帯である。地形を反映して、気象にも地域差があり、気温が低く豪雪の加賀地方の山地、比較的温和な気候の加賀地方の平野部、日本海の影響を受けやすい能登地方に大別される。

それぞれの地方の特徴は次のとおり。

（１）加賀地方（データは金沢地方気象台）

平野部では比較的温和な気候であるが、冬期は北陸特有のしぐれ現象で天気はぐずつく日が多くなり、山間部では積雪が多くなる。

平年値（統計期間：1981～2010 年）における年平均気温は 14.6℃、年降水量は 2398.9mm、年日照時間は 1680.8 時間、年最深積雪は 44cm。

（２）能登地方（データは輪島特別地域気象観測所）

日本海に大きく突き出し、寒暖の季節風の影響を受けやすく、このため、季節の移り変わりがはっきりしている。

平年値（統計期間：1981～2010 年）における年平均気温は 13.5℃、年降水量は 2100.4mm、年日照時間は 1564.9 時間、年最深積雪は 32cm。

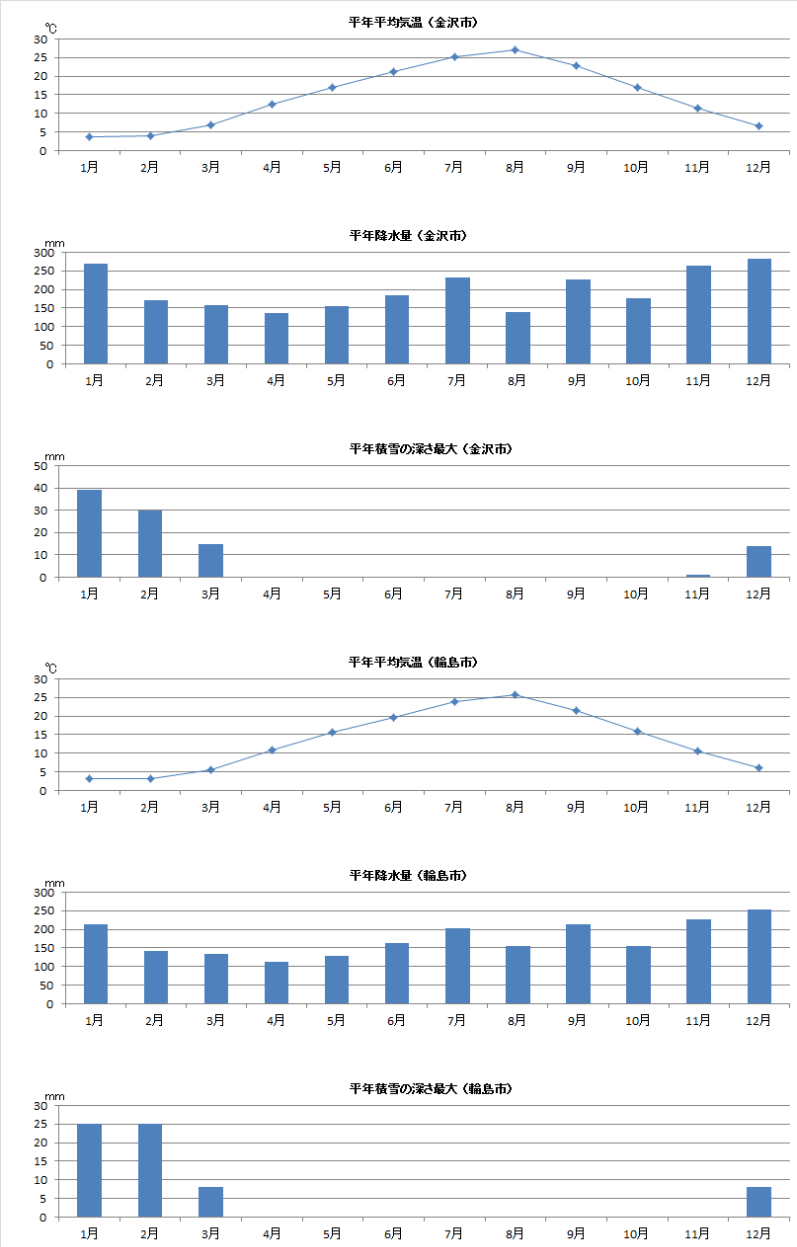

＊気象庁資料による。平均気温、降水量及び積雪の深さの値は平年値（統計期間：1981～2010 年）。

３　人口分布

人口は令和５年10月１日現在で1,109,574人（男538,947人、女570,627人）である。金沢市（457,717人）が最も多く、次いで白山市（109,486人）、小松市（104,715人）の順となっており、おおよそ41%の人口が金沢市に集中している。

令和５年10月１日現在

市町	人口			世帯数	年齢構成比率			一世帯当たり人員	人口密度	面積
	総数	男	女		年少	生産年齢	老年			
	人	人	人	世帯	%	%	%	人員	人／km2	km2
輪島市	22,101	10,481	11,620	9,345	6.9	44.0	49.0	2.37	51.84	426.35
珠洲市	11,817	5,459	6,358	5,306	6.9	39.8	53.2	2.23	47.80	247.20
穴水町	7,363	3,540	3,823	3,205	6.9	42.6	50.6	2.30	40.19	183.21
能登町	14,385	6,798	7,587	6,239	7.0	40.4	52.6	2.31	52.64	273.27
奥能登	55,666	26,278	29,388	24,095	6.9	42.0	51.1	2.31	49.26	1,130.03
七尾市	47,444	22,722	24,722	20,117	9.2	50.3	40.5	2.36	149.07	318.26
羽咋市	19,274	9,140	10,134	7,977	8.9	49.4	41.7	2.42	235.48	81.85
志賀町	17,332	8,329	9,003	7,314	8.0	44.7	47.3	2.37	70.24	246.76
宝達志水町	11,342	5,388	5,954	4,341	8.4	50.1	41.5	2.61	101.71	111.51
中能登町	15,771	7,672	8,099	6,061	11.2	50.2	38.6	2.60	176.31	89.45
中能登	111,163	53,251	57,912	45,810	9.1	49.3	41.6	2.43	131.11	847.83
金沢市	457,717	221,589	236,128	208,744	11.8	60.5	27.7	2.19	976.34	468.81
かほく市	35,216	17,064	18,152	13,266	13.9	56.8	29.2	2.65	546.49	64.44
白山市	109,486	53,155	56,331	42,319	13.4	57.6	29.0	2.59	145.03	754.92
野々市市	57,877	29,770	28,107	27,219	14.2	65.2	20.6	2.13	4,268.22	13.56
津幡町	36,836	18,049	18,787	13,974	13.2	61.1	25.7	2.64	333.09	110.59
内灘町	26,136	12,511	13,625	11,046	12.3	59.1	28.6	2.37	1,285.59	20.33
石川中央	723,268	352,138	371,130	316,568	12.4	60.2	27.3	2.28	504.85	1,432.65
小松市	104,715	51,595	53,120	42,681	12.7	58.0	29.4	2.45	282.21	371.05
加賀市	60,425	28,679	31,746	25,114	10.2	52.9	37.0	2.41	197.55	305.87
能美市	48,276	23,992	24,284	18,857	13.3	60.0	26.8	2.56	573.76	84.14
川北町	6,061	3,014	3,047	1,976	15.0	60.8	24.2	3.07	414.00	14.64
南加賀	219,477	107,280	112,197	88,628	12.2	57.1	30.8	2.48	282.94	775.70
計	1,109,574	538,947	570,627	475,101	11.8	57.6	30.7	2.34	265.06	4,186.20

（注１）年齢構成の年少は0～14歳、生産年齢は15～64歳、老年は65歳以上。
（注２）　人口には年齢不詳を含むが、比率は分母から年齢不詳を除いて算出している。

４　道路の位置等

（１）国　道

○　北東から南西に延びて富山県と福井県につながる　　国道８号
○　金沢市から福井県勝山市に向けて南方向に延びる　　国道１５７号
○　金沢市から七尾市に向けて北東方向に延びる　　国道１５９号
○　七尾市から富山県氷見市に向けて東南方向に延びる　国道１６０号
○　能登半島の海岸線に沿って延びる　　国道２４９号
○　金沢市から富山県南砺市に向けて東方向に延びる　　国道３０４号
○　金沢市から福井県あわら市に向けて南西方向に延びる国道３０５号
○　金沢市から富山県小矢部市に向けて東方向に延びる　国道３５９号
○　小松市から岐阜県白川村に向けて東方向に延びる　　国道３６０号（一部区間通行不能）
○　加賀市から福井県坂井市に向けて南方向に延びる　　国道３６４号
○　羽咋市から富山県氷見市に向けて東方向に延びる　　国道４１５号
○　小松市から福井県勝山市に向けて南方向に延びる　　国道４１６号(一部区間冬期通行止め)
○　宝達志水町から富山県小矢部市に向けて東南方向に延びる国道４７１号

（２）北陸自動車道

○　金沢市から加賀市に向けて南西方向に延びる

（３）能越自動車道

○　七尾市の東端から能登半島を縦貫し、穴水町を通って輪島市に向けて北方向に延びる

（４）その他の主要道路（いずれも通称）

○　穴水町から珠洲市に向けて北東方向に延びる　　珠洲道路
○　宝達志水町から津幡町に向けて南方向に延びる　　河北縦断道路
○　金沢市周辺を環状に延びる　　金沢外環状道路
○　金沢市から小松市に向けて南西方向に延びる　　加賀産業開発道路
○　小松市から加賀市に向けて南西方向に延びる　　南加賀道路
○　金沢市から穴水町に向けて北東方向に延びる　　のと里山海道
○　金沢市から加賀市に向けて南西方向に延びる　　加賀海浜産業道路

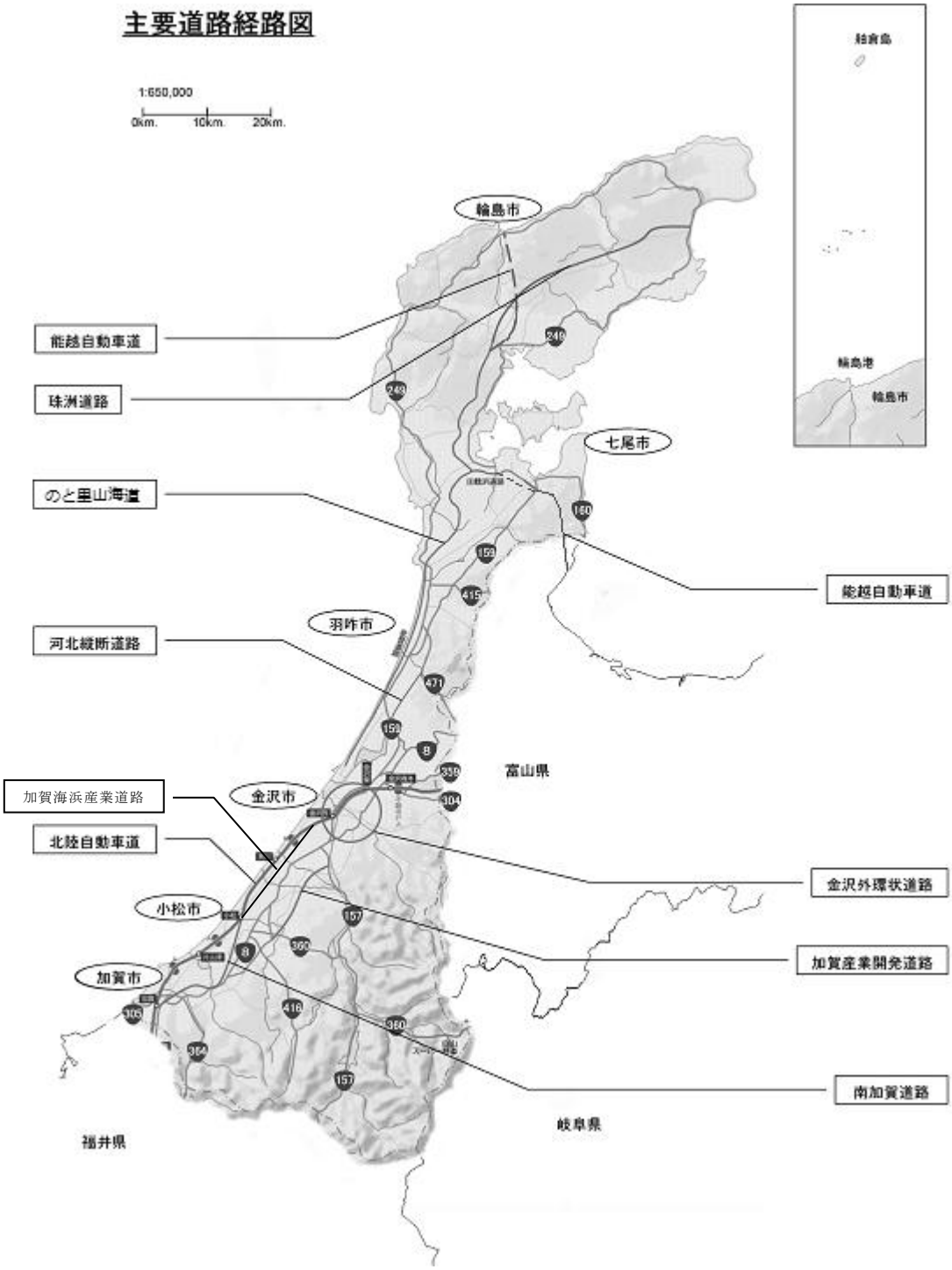
主要道路経路図
1:650,000
0km.
10km.
20km.
輪島市
七尾市
羽咋市
金沢市
小松市
加賀市
富山県
福井県
岐阜県
能越自動車道
珠洲道路
のと里山海道
河北縦断道路
加賀海浜産業道路
北陸自動車道
金沢外環状道路
加賀産業開発道路
南加賀道路
能越自動車道
輪島港
輪島市

５　鉄道、空港、港湾の位置等

（１）鉄　道

①　西日本旅客鉄道（ＪＲ）
　ア　北陸新幹線（完成区間）：東京～敦賀間（県内駅：金沢、小松、加賀温泉）
　イ　七尾線：金沢駅～七尾駅
②　ＩＲいしかわ鉄道
　　ＩＲいしかわ鉄道線：大聖寺駅～倶利伽羅駅
③　のと鉄道
　　のと鉄道七尾線：七尾駅～穴水駅
④　北陸鉄道
　ア　浅野川線：北鉄金沢駅～内灘駅
　イ　石川線：野町駅～鶴来駅

（２）空　港

①　小松空港
　　所在地：小松市浮柳町ほか
　　滑走路：2,700m
　　年間乗降客：約 141 万人（令和５年度）
　　年間貨物取扱量：約 4,600ｔ（令和５年度）
　　路線：東京、札幌、福岡、那覇、ソウル、上海、台北、ルクセンブルク
②　のと里山空港
　　所在地：輪島市三井町洲衛ほか
　　滑走路：2,000m
　　年間乗降客：約８万人（令和５年７月７日～令和６年７月６日）
　　路線：東京

（３）港　湾

①　金沢港（重要港湾）（水深 12m岸壁　１バース、水深 10m岸壁　６バース、
　　4.5～９m岸壁　１４バース）
②　七尾港（重要港湾）（水深 11m岸壁　１バース、水深 10m岸壁　３バース、
　　5.5～９m岸壁　　４バース）
③　輪島港（地方港湾、避難港）（水深 7.5m岸壁　１バース）

６　自衛隊施設等

（１）陸上自衛隊

金沢駐屯地（第１４普通科連隊）
　所在地：金沢市野田町

（２）航空自衛隊

小松基地（第６航空団等）
　所在地：小松市向本折町
　滑走路：2,700m
輪島分屯基地(第２３警戒群)
　所在地：輪島市河井町

７　発電所

（１）志賀原子力発電所

所 在 地：羽咋郡志賀町赤住

①　１号機
電気出力：54 万ｋＷ
原子炉型式：沸騰水型軽水炉

②　２号機
電気出力：135 万 8 千ｋＷ
原子炉型式：沸騰水型軽水炉（改良型）

（２）七尾大田火力発電所

所在地：七尾市大田町
電気出力：１号機 50 万ｋＷ、２号機 70 万ｋＷ
使用燃料：石炭

８　石油コンビナート

（１）金沢港石油基地

所在地：金沢市大野町
石油類タンク　：５９基、約２２万ｔ
高圧ガスタンク：１３基、約 3.3 千ｔ（プロパン約 2.3 千ｔ、ブタン約１千ｔ）

（２）七尾国家石油ガス備蓄基地

所在地：七尾市三室町
備蓄量：約 25 万ｔ（プロパン約 15 万ｔ、ブタン約 10 万ｔ）
貯蔵方式：低温貯蔵
タンク寸法：直径 60ｍ、高さ 45ｍ（１基当たり）（計５基）
（備考）民間貯蔵量 約 4.5 万ｔ（プロパン約３万ｔ、ブタン約 1.5 万ｔ）

９　その他

（１）浄水場

①　石川県土木部鶴来浄水場
所 在 地：白山市白山町
水　　源：手取川
給水区域：七尾市以南の９市４町
給 水 量：約 100 万人　相当分

②　金沢市企業局末浄水場、犀川浄水場
所 在 地：金沢市末町
水　　源：犀川、内川
給水区域：金沢市
給水人口：約 45 万人　（①からの受水分を含む）

③　その他の浄水場
輪島市ほか５９個所　給水人口　約６４万人（①からの受水分を含む）

（２）ダ　ム

①　手取川ダム
所 在 地：白山市女原
構　　造：ロックフィル式
総貯水量：231,000 千㎥
発電出力：367,000ｋＷ

②　大日川ダム
所 在 地：白山市阿手
構　　造：重力式コンクリート
総貯水量：　27,200 千㎥
発電出力：　23,800ｋＷ

③　九谷ダム
所 在 地：加賀市山中温泉枯淵町
構　　造：重力式コンクリート
総貯水量：　24,900 千㎥
発電出力：　3,600ｋＷ

④　その他のダム　犀川ダム他３０個所
総貯水量　75,089 千㎥

主要施設位置図

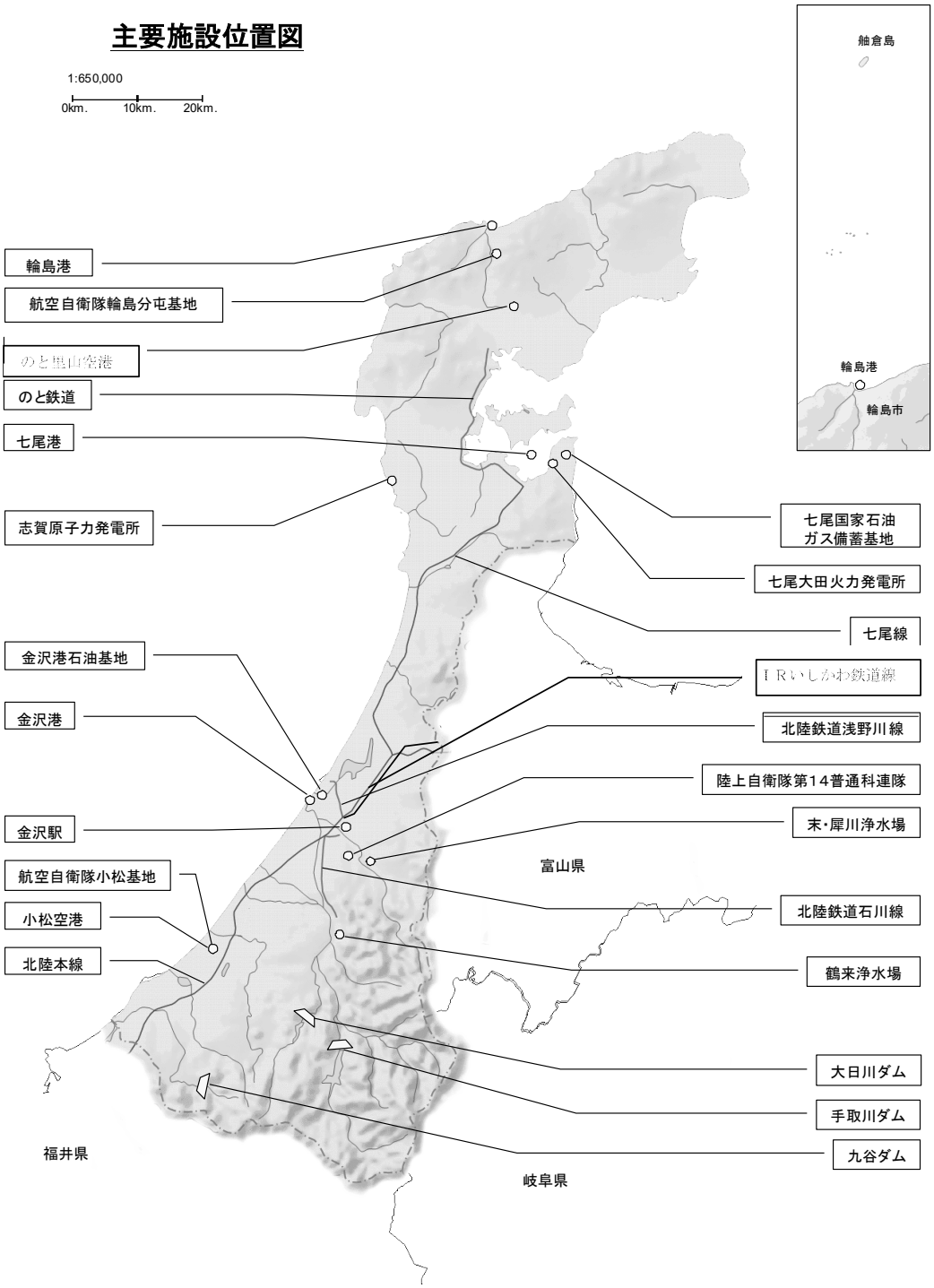
1:650,000
0km.
10km.
20km.
舳倉島
輪島港
輪島市
輪島港
航空自衛隊輪島分屯基地
のと里山空港
のと鉄道
七尾港
志賀原子力発電所
金沢港石油基地
金沢港
金沢駅
航空自衛隊小松基地
小松空港
北陸本線
七尾国家石油ガス備蓄基地
七尾大田火力発電所
七尾線
ＩＲいしかわ鉄道線
北陸鉄道浅野川線
陸上自衛隊第14普通科連隊
末・犀川浄水場
富山県
北陸鉄道石川線
鶴来浄水場
大日川ダム
手取川ダム
九谷ダム
福井県
岐阜県

第５章　県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画は、基本指針において想定されている以下の武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

１　武力攻撃事態

（１）武力攻撃事態

武力攻撃事態は、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態であり、その特徴、留意点は次のとおりである。

事　態	特　　徴	留　意　点
ゲリラや特殊部隊による攻撃	○事前にその活動を予測、察知ができず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 ○少人数で、使用可能な武器も限定されることから、被害の範囲は比較的狭いのが一般的だが、攻撃対象施設の種類（原子力発電所等）によっては、被害の範囲が拡大するおそれがある。 ○沿岸に侵入した小型船舶等から特定の目標に対する攻撃も考えられる。	○都市部の政治経済の中枢施設、鉄道、はしりょ鵜、ダム、原子力発電署などに対する注意が必要である。 ○攻撃当初は、屋内に一時避難させ、その後適当な避難地への移動等が必要である。 ○事態の状況により、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定の措置などが必要である。 ○国際テロ組織等の動向に注意する必要がある。
弾道ミサイル攻撃	○発射兆候を察知した場合でも、発射段階で攻撃目標の特定は極めて困難である。 ○短時間で我が国に着弾することが予想される。 ○着弾前に弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭）を特定することは困難である。 ○また、弾頭の種類により被害の態様、対応が大きく異なる。 ○通常弾頭の場合は、ＮＢＣ弾頭と比較して被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。	○屋内への避難や消火が中心となる。 ○短時間で着弾することから、迅速な情報伝達と速やかな対応によって被害を局限化することが重要である。
航空機による攻撃 （空爆）	○兆候の察知は比較的容易であるが、対応の時間は少なく、攻撃目標の特定は困難である。 ○攻撃の意図、弾薬の種類により攻撃目標、被害の程度は変化する。 ○都市部が主要な目標となることも想定され、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ○意図の達成まで繰り返し行われることも考えられる。 ○通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。	○攻撃目標地を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示することが必要である。 ○特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置が必要である。
着上陸侵攻 （船舶や航空機により地上部隊が上陸）	○国民保護措置を実施すべき地域が広範囲で、比較的長期に及ぶことが予想される。 ○船舶による上陸の場合は、船舶等の接岸容易な地形の沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○航空機による侵攻部隊の投入の場合は、大型輸送機が離着陸可能な空港の存在する地域が侵攻目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用船舶等の接岸容易な地域と隣接している場合は、特に目標となりやすいと考えられる。 ○着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイル攻撃が実施される可能性が高い。 ○主に、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油貯蔵施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が予想される。	○事前の準備は可能である。 ○戦闘予想地域から先行して、広域避難が必要となる（都道府県の区域を越える避難）。 ○広範囲にわたる武力攻撃災害の発生が予想されるので、復旧が重要な課題となる。

注:「国民の保護に関する基本指針」（閣議決定）及び「事態の類型ごとの特色」（消防庁）等により作成

（２）ＮＢＣ攻撃

特殊な対応が必要となるＮＢＣ攻撃についての特徴、留意点は次のとおりである。

手　段	特　　徴	留　　意　　点
核兵器等	○当初段階では、核爆発に伴う熱線、爆風、放射線により爆心地周辺において被害を短時間にもたらす。 ○放射性降下物からの残留放射線が、風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。 ○中性子誘導放射能（建築物や土壌等に中性子線が放射されることで、それらの物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって爆心地周辺において被害が生じる。 ○放射性降下物は、皮膚に付着することによる外部被ばくや、汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生する。	○熱線による熱傷や放射線障害等に対する医療が必要となる。 ○避難に当たっては、風下を避ける必要がある。 ○手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくの低減を図る必要がある。 ○口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、汚染の疑いのある水や食物の摂取を避け、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める。 ○汚染地域の立入制限を確実に行うことが必要である。 ○避難誘導、医療要員の被ばく管理の実施が重要である。 ○放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）もあり、核兵器と比較して小規模ではあるが、爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、核兵器と同様の対処が必要となる。 ○核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（県地域防災計画（原子力防災計画編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。
生物兵器	○人に知られず散布が可能である。 ○潜伏期間に感染者が移動することにより、被害拡大の可能性がある。 ○使用される生物剤の特性、感染力、ワクチンの有無、既知の生物剤か否かで被害の範囲が異なるが、二次感染による被害の拡大も考えられる。	○厚生労働省を中心に、一元的情報収集、データ解析等のサーベイランス（疾病監視）により、感染源、感染地域の特定、病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止の実施が重要である。
化学兵器	○一般的には、風下方向に拡散する（地形・気象等の影響を受ける）。 ○空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる場合が多い。 ○特有のにおいのあるもの、無臭のもの等、性質は化学剤の種類により異なる。	○原因物質の検知、汚染地域の特定、予測が必要である。 ○一般的には安全な風上の高台に誘導する必要がある。 ○汚染者には、可能な限り除染し、原因物質に応じた救急医療を行うことが重要である。 ○汚染地域の特定と除染、地域から原因物質を取り除くことが重要である。

注:「国民の保護に関する基本指針」（閣議決定）及び「事態の類型ごとの特色」（消防庁）等により作成

２　緊急対処事態

緊急対処事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は、当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処が必要な事態であり、事態例及び主な被害の概要は次のとおりである。

【留意点】
○基本的には、大規模テロとよばれる攻撃事態など、ゲリラ・特殊部隊による攻撃における対処と類似の事態が想定される。

区　分		事態例	主な被害の概要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	○原子力発電所等の破壊	○大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばく。 ○汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく。
		○石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	○爆発、火災の発生。 ○建物、ライフライン等の被災により社会経済活動に支障が発生。
		○危険物積載船への攻撃	○危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生。 ○港湾・航路の閉塞、海洋資源の汚染等により社会経済活動に支障が発生。
		○ダムの破壊	○下流に及ぼす被害は多大。
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	○大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	○爆破による人的被害の発生。 ○施設が崩壊した場合には、人的被害は多大。
		○列車等の爆破	
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	○ダーティボム（放射性物質を混入させた爆弾）等の爆発による放射能の拡散	○爆発による被害は、爆弾の破片、飛び散った物体による被害、熱、炎による被害。 ○小型核爆弾は、核兵器と同様である。
		○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	○生物剤の特徴は、生物兵器の特徴と同様。
		○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	○化学剤の特徴は、化学兵器の特徴と同様。
		○水源地への毒素等の混入	○毒素の特徴は、化学兵器の特徴と同様。
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	○施設の破壊に伴う人的被害。 ○施設の規模により被害の大きさが変化。 ○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想。 ○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災。
		○弾道ミサイル等の飛来	

注:「国民の保護に関する基本指針」（閣議決定）及び「事態の類型ごとの特色」（消防庁）等により作成

第２編　平素からの備え・予防

第１章　組織・体制の整備

第１節　県における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、組織・体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

１　県の各部局における平素の業務

県の各部局は、国民保護措置を的確・迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。
その主な業務は、次のとおりである。

【**県**の各部局における平素の業務】

部局名	平素の主な業務
全部局共通	○各部局内の国民保護担当職員の配置及び交代要員の確保に関すること ○所管施設・関係機関等の把握、安全対策に関すること
危機管理部	○国民保護に関する業務の総括、各部局間の調整、企画立案等に関すること ○県国民保護計画に関すること ○県協議会の運営に関すること ○避難施設の指定に関すること ○非常通信体制の整備に関すること ○警報の通知、緊急通報の発令に関すること ○国民保護措置についての訓練に関すること ○安否情報の収集体制の整備に関すること ○特殊標章等の交付、許可に関すること ○食料等の備蓄に関すること
能登半島地震復旧・復興推進部	○令和６年能登半島地震における被災者の支援に関すること。
総務部	○広報活動及び報道関係との連絡体制の整備に関すること ○職員の服務に関すること ○通信手段の整備に関すること ○被災者に対する県税の徴収猶予、減免措置に関すること
企画振興部	○空港施設の把握、安全対策に関すること ○鉄道、バス等の緊急輸送手段の確保に関すること
文化観光スポーツ部	○観光客への安全確保対策に関すること ○外国人への情報提供、相談に係る対策に関すること
健康福祉部	○高齢者、障害者等の安全確保及び支援体制の整備に関すること ○医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ○赤十字標章等の交付、許可に関すること ○埋葬及び火葬に関すること
生活環境部	○廃棄物処理に関すること ○飲料水の確保体制の整備に関すること ○市町の水道施設の安全対策に関すること ○ボランティア及び関係団体との連絡調整に関すること

部　局　名	平　　素　　の　　主　　な　　業　　務
商工労働部	○救援物資及び応急復旧用資材の調達、あっせんの体制整備に関すること ○被災企業等への金融対策に関すること
農林水産部	○主要食料の調達・あっせん、確保の体制整備に関すること ○農林水産業への金融対策に関すること ○生鮮食品の流通状況の把握に関すること
土　木　部	○応急仮設住宅の建築、供与に関すること ○道路、橋梁、河川、港湾施設等の状況把握、安全対策に関すること ○道路の除雪体制に関すること ○水道用水供給施設の安全対策に関すること
議会事務局	○議員との連絡、調整に関すること
教育委員会	○被災児童生徒に対する教科書、学用品の確保、調達、支給の体制整備に関すること ○文化財の保護に関すること
警察本部	○警備体制の整備に関すること ○交通規制に係る体制の整備に関すること

２　県の体制及び県職員の参集基準等

（１）職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

（２）２４時間即応体制の確立

県は、武力攻撃等が発生した場合において、勤務時間外、夜間、休日等においても情報伝達等初動体制を迅速に確立し、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、現状の防災のための職員による当日直体制の活用など２４時間即応可能な体制を確保する。

（３）県の体制及び職員の参集基準等（法 41 条）

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、初動体制から国民保護対策本部体制に至る体制を整備することとし、その参集基準は、次のとおりとする。

【配備体制及び職員の参集基準】

配備体制		参　集　基　準	参集対象
初動体制	注意配備体制	1　国内において武力攻撃等によると疑われる災害が発生するおそれがある場合で、危機管理部長が必要と認めるとき 2　国外において武力攻撃等が発生した場合などで、我が国に対する何らかの武力攻撃等の情報があるときで、危機管理部長が必要と認め　るとき	○危機管理部
	警戒配備体制	1　県内において武力攻撃等によると疑われる災害が発生するおそれがある場合で、危機管理部長が必要と認めるとき 2　他の都道府県において本県へ何らかの影響を及ぼす可能性のある武力攻撃等によると疑われる災害が発生した場合で、危機管理部長が必要と認めるとき	○危機管理部 ○総務部 ○警察本部 ○関係部局 ○その他各部局の主管課
	緊急事態対策室体制	1　県内又は隣県で武力攻撃等によると疑われる災害が発生し、又は発生するおそれが明白な場合で、**知事**が必要と認めるとき 2　他の都道府県に国民保護対策本部が設置された場合で、**知事**が必要と認めるとき	○**知事**、副知事、副知事 ○危機管理部 ○総務部 ○警察本部 ○関係部局 ○その他各部局の主管課及び知事が必要と認める課 ○特に必要と認める場合は全職員
国民保護対策本部体制		内閣総理大臣から県対策本部設置の指定の通知を受けたとき	○全職員
安定･復旧配備体制		内閣総理大臣から県対策本部設置の指定が解除され、避難住民等が復帰し、県民生活の安定等を図るとき	○関係各課
支援･受入配備体制		1　他の都道府県において対策本部が設置された場合で、**知事**が必要と認めるとき 2　他の都道府県の住民等が県内に避難してくるとき	○関係各課

（注）参集対象職員の範囲は、各部局の配備計画による。

（注）県警察においても、同様に警察本部及び警察署の体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

（４）職員への連絡手段の確保

県の幹部職員及び国民保護担当職員は、武力攻撃事態等発生時に**知事**を補佐し迅速かつ適切な初動対応を行うため、携帯電話を携行するなど、常に連絡を受けることのできる体制を維持する。

（５）職員の参集が困難な場合の対応

県対策本部長が、交通の途絶、被災などにより参集が困難な場合等は、次の順位により、その職務を代替する。

県対策本部員についても、参集が困難な場合に備えてあらかじめ代替職員を指定しておく。

【県対策本部長の代替職員**】**

名　　称	代替職員（第１順位）	代替職員（第２順位）	代替職員（第３順位）
知　事（県対策本部長）	副知事（知事の職務代理順序による）		総務部長

（６）職員の服務基準

県は、配備体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

（７）交代要員等の確保

県は、県対策本部を設置した場合、その機能が確保されるよう、防災に関する体制を活用しつつ、交代要員の確保、食料・燃料の備蓄、自家発電施設の確保等に配慮する。

（８）出先機関の体制及び参集基準

県の関係出先機関は、事態の状況に応じて適切な措置を講じることとし、国民保護対策本部体制に至った場合は、全職員が参集する。

また、注意配備体制、警戒配備体制、緊急事態対策室体制の場合においても、その配備体制及び職員の参集基準について、上記（３）に準じ別途定める。

３　国民の権利利益の救済に係る手続等

（１）国民の権利利益の迅速な救済（法６条）

県は、武力攻撃事態等が発生した場合、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する。

このため、国民からの問い合わせに対応するため総務課を総合的な窓口とし、個々の対応については、関係部局で処理する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

救済制度等	救 済 対 象 手 続 等
損失補償 （法第 159 条第１項）	○特定物資の収用に関すること（法第 81 条第２項）
	○特定物資の保管命令に関すること（法第 81 条第３項）
	○土地等の使用に関すること（法第 82 条）
	○応急公用負担に関すること（法第 113 条第３項）
	○車両等の破損措置に関すること （法第 155 条第 2 項において準用する災対法第 76 条の３第 2 項後段）
実費弁償 （法第 159 条第２項）	○医療の実施の要請等に関すること（法第 85 条第１・２項）
損害補償 （法第 160 条）	○国民への協力要請によるもの （法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項）
	○医療の実施の要請等によるもの（法第 85 条第１・２項）
不服申立てに関すること（法第６条、175 条）	
訴訟に関すること（法第６条、175 条）	

（２）国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する次の文書を、石川県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

○公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等

また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の紛失等を防ぐとともに、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手続に関する文書について、次の場合には保存期間を延長する。

○武力攻撃事態等が継続している場合

○国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合

第２節　市町、指定地方公共機関における組織・体制の整備等

１　市町の組織・体制の整備等

市町は、常備消防体制との連携を図りつつ、当直等の強化を図るなど、**県**の体制に準じて２４時間即応可能体制の整備、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

なお、当直等の強化には守衛及び民間警備員が当直等を行い、速やかに市町長及び国民保護担当職員への連絡が取れる体制も含むものとする。

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

２　指定地方公共機関の組織・体制の整備等

指定地方公共機関は、職員の参集、情報の収集・連絡、体制の確立など各国民保護措置の実施体制、方法について、国民保護業務計画によりあらかじめ整備するものとする。

第３節　関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町、指定（地方）公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要であることから、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

１　基本的考え方

（１）防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

（２）関係機関の計画との整合性の確保（法 34 条③⑧）

県は、国、他の都道府県、市町、指定（地方）公共機関の関係連絡先を把握する。
また、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

【各関係機関の計画等の関係】（イメージ図）　（法 34 条①②）
国、**県**、市町等におけるそれぞれの国民保護計画等の関係を図示すれば、次のとおりである。

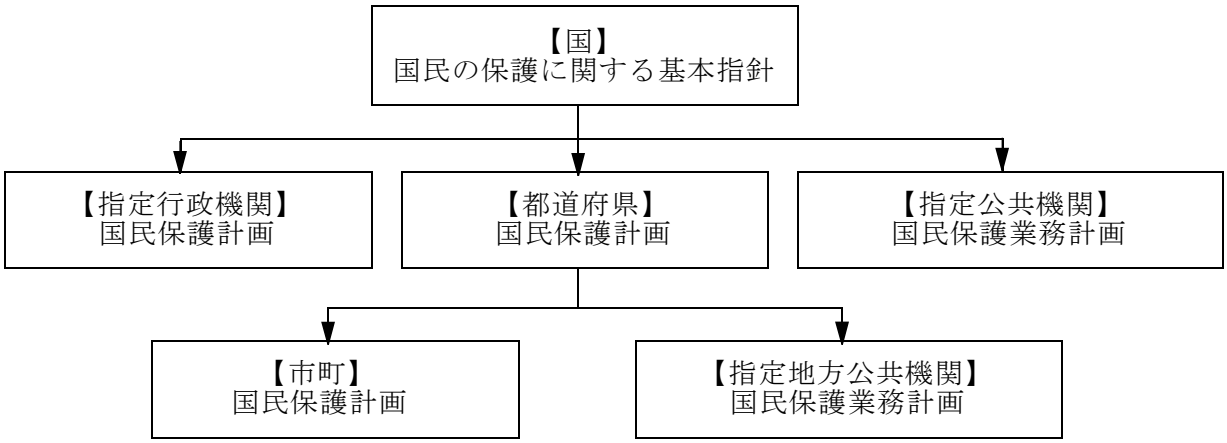

（３）関係機関相互の意思疎通

県は、「避難」、「救援」等の個別事項に関して、関係機関の積極的な参加を得た意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

２　国の機関との連携

（１）指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるようにするため、指定行政機関と必要な連携を図る。
特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や内閣官房と緊密な連携を図る。

（２）防衛省・自衛隊との連携（法 15 条①）

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるようにするため、防衛省・自衛隊との連携を図る。

（３）指定地方行政機関との連携

県は、県内における国民保護措置が円滑に実施されるようにするため、関係指定地方行政機関との連携を図る。

３　他の都道府県との連携（法 12 条①）

（１）広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに**県**の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

（２）相互応援協定の締結等（法 147 条）

県は、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域・長期にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

このことにより、県境を越える避難やＮＢＣ攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても迅速に対応できるようにする。

この場合、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

（３）警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底する。

また、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

（４）近接する県の間での情報共有

県は、広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する富山県、福井県及び岐阜県との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあっては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所等の機関は、上記の近接する県との間で緊密な情報の共有が図られるよう、連携体制の構築に努める。

（５）他の県に対する事務の委託（法 13 条）

県は、富山県、福井県及び岐阜県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

４　市町等との連携

（１）市町の連絡先の把握等

県は、県内の市町と緊密な連携を図る。

市町の連絡先は、別途整備し、その情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

この場合、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、**県**と市町との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

（２）市町の行うべき事務の代行（法 14 条①）

県は、市町長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

（３）市町国民保護計画の協議（法 35 条⑤）

県は、市町国民保護計画の協議を通じて、**県**の行う国民保護措置と市町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

（４）市町間の連携の確保

県は、次のこと等を通じて、市町相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

○近接する市町が相互の市町国民保護計画の内容について協議するための機会を設けること

○防災のために締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援すること

（５）消防機関の応援体制の整備

県は、県内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県内の消防機関との調整や応援体制の整備を図る。

また、消防機関におけるＮＢＣ攻撃への対応が可能な部隊数やＮＢＣ攻撃対応資機材の所在について把握する。

県は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

（６）消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、**県**は、市町と連携し、次の取組みを積極的に行うなど消防団の充実・活性化を図る。

○地域住民の消防団への入団促進、○消防団に係る広報活動、○全国の先進事例の情報提供、○施設及び設備の整備の支援等

また、**県**は、市町と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

５　指定公共機関等との連携（法 21 条②③）

（１）指定公共機関等の連絡先の把握等

県は、県内の指定（地方）公共機関等との緊密な連携を図る。

なお、指定（地方）公共機関等の連絡先は、別途整備し、その情報は定期的に最新の情報への更新を行う。

（２）指定地方公共機関国民保護業務計画の報告（法 36 条④）

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

（３）関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、**県**は、事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

６　自主防災組織への支援（法４条③）

（１）県の自主防災組織に対する支援

県は、次のこと等を通じて自主防災組織の活性化と充実を図る。

（ア）自主防災組織の中心となり活発な活動を主導していくリーダーに対しての研修の実施
（イ）自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実
（ウ）訓練実施の促進
（エ）市町が行う自主防災組織への支援の指導等

また、自主防災組織相互間及び消防団等との連携が図られるよう配慮する。

（２）市町の自主防災組織に対する支援

市町は、次のこと等を通じて自主防災組織の活性化と充実を図るものとする。

（ア）活動のための環境整備（資機材の整備、訓練用の場所の貸与等）
（イ）自主防災組織の結成促進（結成への指導、支援）
（ウ）組織の活性化の促進（助言・指導等）
（エ）自主防災組織の重要性に関する意識啓発
（オ）講演会の実施

7　ボランティアの活動への支援

県は、ボランティアが避難住民の誘導への協力など自発的に協力する場合、その安全確保に十分配慮しながら、ボランティア自身が取得している資格等を十分考慮し、専門知識や技能を十分発揮できるように配慮する。

この場合、**県**は、次のことに留意する。

（ア）日本赤十字社石川県支部及び石川県社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等と連携を図る。

（イ）防災のための連携体制を踏まえる。

（ウ）消防吏員、警察官、看護師等の退職者の協力が得られるよう努める。

第４節　通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、非常時における通信体制の整備等について定める。

１　非常通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

また、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された北陸地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

２　非常通信体制の確保に当たっての留意事項

（１）県における通信の確保等

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運用・管理、整備等を行う。

施設・設備面	○武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達できるよう、緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎｅｔ）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。
	○非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	○武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	○無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	○被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、**県対策本部**等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	○武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	○夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	○武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	○通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	○無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	○電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	○担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	○国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

２編－１章－４節－２

（２）県警察における通信の確保

県警察は、中部管区警察局等、県及び市町と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

（３）市町における通信の確保

市町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めるものとする。

また、既に防災行政無線の整備を行っている市町においては、デジタル化の推進に努めるものとする。

また、**県**に準じて非常通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第５節　情報収集・提供等の体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行う必要があることから、情報収集・提供等の体制整備に必要な事項について定める。

１　基本的考え方

（１）情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

（２）体制の整備に当たっての留意事項

県は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

（３）地域特性への配慮

県は、長い海岸線を有していることや志賀原子力発電所、七尾国家石油ガス備蓄基地の立地等の地域特性にかんがみ、県警察、市町等と連携し、海岸における不審者等の情報についての通報体制の整備を図るよう努める。

（４）関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努める。

また、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

（５）県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

２　警報等の通知に必要な準備

（１）警報等の通知先となる関係機関

知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、次の機関に警報の通知を行う。

○市町、指定地方公共機関等の関係機関（連絡先、連絡方法等は、別途整備する。）

（２）大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに**知事**が迅速に警報の伝達を行うこととなる次の大規模集客施設等については、市町との役割分担を考慮し、別途定める。

○学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所

○その他多数の者が利用又は居住する施設

（３）市町に対する支援

県は、市町が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町に対し必要な支援を行う。

県警察は、市町が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町との協力体制を構築する。

３　市町における警報の伝達に必要な準備

市町は、**知事**から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

この場合、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制の構築、連絡窓口の整備など、高齢者、障害者、外国人、観光客等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町国民保護計画に定めておくものとする。

４　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

（１）安否情報の種類及び報告様式

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は、次のとおりとする。

【収集・報告すべき情報】

1　避難住民（負傷した住民も同様）
- ①　氏名（フリガナ）
- ②　出生の年月日
- ③　男女の別
- ④　住所（郵便番号を含む。）
- ⑤　国籍
- ⑥　①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦　負傷（疾病）の該当
- ⑧　負傷又は疾病の状況
- ⑨　現在の居所
- ⑩　連絡先その他必要情報
- ⑪　親族・同居者への回答の希望
- ⑫　知人への回答の希望
- ⑬　親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2　死亡した住民
（上記①～⑥に加えて）
- ⑭　死亡の日時、場所及び状況
- ⑮　遺体が安置されている場所
- ⑯　連絡先その他必要情報
- ⑰　①～⑥及び⑭～⑯を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

また、**県**が総務大臣に安否情報を報告する様式は、次の安否情報報告書（安否情報省令第２条に規定する様式第３号）である。

【様式３号（安否情報報告書）】

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

３　「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

４　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

５　⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

（２）安否情報収集のための体制整備

県は、市町から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を安否情報システム等で効率的かつ安定的に整理、報告及び提供することができるよう、**県**における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定める。

また、市町の行う安否情報の収集を支援するため、あらかじめ、市町の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

（３）安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある**県**が管理する医療機関、学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が安否情報システム等で効率的かつ安定的に行われるよう、あらかじめ安否情報の収集・報告方法を避難施設の管理者等に周知する。

さらに、安否情報省令第２条に定める安否情報報告書様式第３号の周知徹底を図る。

５　市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

（１）安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町は、安否情報を安否情報システム等で効率的かつ安定的に収集、整理し、**県**への報告及び住民・関係機関等への提供ができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行うものとする。

（２）安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町は、安否情報の収集を安否情報システム等で効率的かつ安定的に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握するものとする。

６　被災情報の収集・報告に必要な準備

（１）情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定める。

また、必要な体制の整備を図る。

（２）被災情報収集のための準備

県は、市町に対し、被災情報の報告を下記の様式により行うよう周知する。

また、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、**県**に報告するよう周知する。

【被災情報の報告様式】

年　月　日に発生した○○○による被害（第　報）

年　月　日　時　分
○　○　市、町

1　武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
（1）発生日時　　年　月　日
（2）発生場所　　○○市△△町Ａ丁目Ｂ番Ｃ号（北緯　　度、東経　　度）
2　発生した武力攻撃災害の状況の概要
3　人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	（人）	（人）	（人）	（人）	（棟）	（棟）	

4 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概況

７　市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町は、被災情報の収集、整理及び**知事**への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるものとする。

また、必要な体制の整備に努めるものとする。

第６節　研修・訓練

国民保護措置の実施に必要な知識の習得と武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る必要があることから、**県**における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。

１　研　修

（１）国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、国の研修機関（自治大学校、消防大学校等）の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

（２）県の研修機関における研修の活用

県は、県自治研修センター等において、広く職員の研修機会を確保する。

また、市町と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材等を活用するなど多様な方法による研修を行う。

（３）外部有識者等の活用

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

２　訓　練（法 42 条）

（１）県における訓練の実施

県は、県内の市町とともに、国、富山県、福井県など他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊、指定（地方）公共機関等との連携による、ＮＢＣ攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

（２）訓練の形態及び項目

県は、訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア　**県対策本部**を迅速に設置するための職員の参集訓練及び**県対策本部**設置運営訓練
イ　被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
ウ　避難誘導訓練及び救援訓練

（３）訓練に当たっての留意事項

①　**県**は、国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練（原子力防災訓練を含む）とを有機的に連携させる。
②　**県**は、国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
③　**県**は、訓練実施時には、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、県国民保護計画の見直し作業等に反映する。
④　**県**は、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
⑤　**県**は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
⑥　県警察は、訓練実施時には、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

第２章　避難・救援に関する平素からの備え

国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたとき、的確かつ迅速に避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することができるよう、避難及び救援に関する平素からの備えについて定める。

１　避難に関する基本的事項

（１）基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

市町は、**県**が準備する基礎的資料の収集等に協力するものとする。

【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

○県の地図
（地形の起伏や河川の位置等の地理的な状況が明らかな、卓上に広げることが可能な大きさの地図）

○県内の人口分布
（市町ごとの人口分布、世帯数等のデータ）

○県内の道路網のリスト
（避難経路として想定される高速道路、国道、県道等の幹線的な道路のリスト）

○輸送力のリスト
（鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ、鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）

○避難施設のリスト
（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）

○備蓄物資、調達可能物資のリスト
（備蓄物資の所在地、数量、県内の主要な民間事業者のリスト）

○生活関連等施設等のリスト
（避難経路の設定等に影響を及ぼす可能性のある一定規模以上のもの）

○関係機関（国、市町、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

（２）避難マニュアルの作成

県は、自ら避難誘導を行う場合や市町による避難誘導の参考とするため、**県**の避難マニュアルを作成する。

（３）避難実施要領のパターン作成に対する支援

県は、市町が避難実施要領のパターンを作成するに当たって、消防庁が作成するマニュアル及び**県**が作成する避難マニュアルをもとに、必要な助言を行う。

この場合、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

２　救援に関する基本的事項

（１）基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、県内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

市町は、**県**が準備する基礎的資料の収集等に協力するものとする。

【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

・避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備する。

○収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト

（特に、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等）

○備蓄物資、調達可能物資のリスト

（食料、飲料水等の生活必需品流通網データ、
仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業協会のリスト等）

○関係医療機関のデータベース

（災害拠点病院やＮＢＣ攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータ、
ＮＢＣの専門知識を有する医療関係者のリスト）

○救護班のデータベース

○臨時の医療施設として想定される場所等のリスト

○墓地及び火葬場等のデータベース
（墓地及び火葬場等の所在及び対応可能数等）

（２）電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

（３）医療機関等との連携

① **県**は、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応するため、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備を図るとともに、これらについて、あらかじめ定めておくよう努める。

② **県**は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。（法 85 条①）

この場合、医療関係団体の協力を得て、ＮＢＣ攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

③ **県**は、武力攻撃原子力災害の場合には、短時間に多くの被ばく者が発生するおそれもあることから、国及び近隣県の医療機関に対し、被ばく者の受入れを要請することも想定し、平素からそれら関係機関との連携に努める。

（４）市町との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町が行うこととすることができることから、市町が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町と調整する。

３　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行う。
また、国と連携して、運送事業者である指定（地方）公共機関等関係機関と協議の上、運送事業者が、運送の求めに円滑に応じることができるよう、協定の締結など避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制整備（運送ネットワークの形成）に努める。

（１）運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定（地方）公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や北陸信越運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

【把握しておくべき輸送力に関する情報】
①　保有車両等(鉄道、定期・路線バス、貨物車両、船舶、飛行機等)の数、定員、積載量等
②　本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法　　など

（２）輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定（地方）公共機関、北陸信越運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

【把握しておくべき輸送施設に関する情報】
①　道路　（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
②　鉄道　（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
③　港湾　（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
④　飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

（３）運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

（４）離島における留意事項

県は、離島の住民の避難について、全住民の避難を視野に入れた体制を整備するよう努める。
この場合、**県**は、指定地方公共機関等との連携協力に努めるとともに、以下に掲げる情報を把握する。
①　島の全住民を避難させる場合に必要となる輸送手段
②　想定される避難先までの輸送経路
③　島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制

４　交通の確保に関する体制等の整備

（１）武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

（２）交通管理体制等の整備

県警察は、武力攻撃事態における広域交通管理体制等の整備を図る。

（３）緊急通行車両等に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両等に係る確認についての手続を定める。

（４）道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接な連携を図る。

５　避難施設の指定（法 148 条）

（１）避難施設の指定の考え方

県は、県内の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、あらかじめ以下の施設等を、施設管理者の同意を得て避難施設として指定する。

【避難施設の例】
○避難所：学校、公民館、体育館等の施設
○応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所：公園、広場、駐車場等の施設
なお、指定避難施設の一覧は別途整備する。

（２）避難施設指定の留意事項

県は、避難施設の指定に当たって次の点に留意する。
① 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。
② 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
③ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
④ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有し、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
⑤ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

（３）避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。
また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

（４）避難施設の廃止、用途変更等

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、次のいずれかのときは、速やかに**県**に届け出るよう周知する。
ア 当該施設の廃止
イ 用途の変更、改築等により、次の基準に該当する重要な変更を加えるとき
○避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の１０分の１以上の面積の増減を伴う変更

（５）避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。
また、避難施設の変更があった場合は、（定期に）国に報告する。

（６）市町及び住民に対する情報提供（法 67 条①）

県は、市町による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町に提供する。（上記（４）の変更等の届出があった場合も同様とする。）
県は、住民に対しても、県警察、市町、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

６　市町における避難及び救援に関する平素からの備え

（１）避難実施要領のパターンの作成

市町は、**県**、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル及び**県**が作成する避難マニュアルをもとに、種々の状況に応じた複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくものとする。

この避難実施要領のパターンは、実際の避難時には、適切なパターンに避難住民数、避難距離等を加えて「避難実施要領」を作成することとなることから、避難規模の異なるパターンを作成しておく必要があることに留意するものとする。

この場合、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について特に配慮するものとする。

（避難実施要領に定める事項は、第３編第２章第４節に記載のとおり）

（２）輸送体制の整備等

市町は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するものとする。

また、**県**と連携して市町内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

（３）市町長が実施する救援

市町は、**知事**から、市町長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第３章　生活関連等施設の把握・安全確保等

武力攻撃事態等において、国民の日常生活や周辺地域の住民等に大きな影響を及ぼすことが考えられる生活関連等施設の安全確保等について定める。

第１節　生活関連等施設の把握

（１）生活関連等施設の把握（法 102 条）

県は、県内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握し、武力攻撃事態等の際に利用できるように「生活関連等施設リスト」を別途整備する。

なお、生活関連等施設リストの整備に当たっては、次の項目を記載する。

○施設の種類　○名称　○所在地　○管理者名　○連絡先　○危険物質等の内容物
○施設の規模

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施　設　の　種　類	所管省庁名
第２７条	１号	発電所、変電所	経済産業省
	２号	ガス工作物	経済産業省
	３号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	４号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	５号	電気通信事業用交換設備	総務省
	６号	放送用無線設備	総務省
	７号	水域施設、係留施設	国土交通省
	８号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	９号	ダム	国土交通省
第２８条	１号	危険物	総務省消防庁
	２号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	３号	火薬類	経済産業省
	４号	高圧ガス	経済産業省
	５号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	６号	核原料物質	原子力規制委員会
	７号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	８号	毒劇物（医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省、農林水産省
	９号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11 号	毒性物質	経済産業省

（２）県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、次の機関等に生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

○県警察
○海上保安部長等（金沢・七尾海上保安部長、七尾海上保安部能登海上保安署長をいう。以下同じ。）

第２節　生活関連等施設の安全確保等

１　生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

（１）管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、次の点を通知する。

○生活関連等施設に該当すること

○所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「所管省庁が定めた安全確保の留意点」という。）

また、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させる。

さらに、関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合、**県**は、生活関連等施設の管理者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

（２）県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、所管省庁が定めた安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

（３）管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、所管省庁が定めた安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。

この場合、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

（４）管理者に対する助言

県警察は、**知事**若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

（５）原子力発電所の安全確保

県は、原子力発電所周辺に設置してある放射線のモニタリングポスト等観測機器が武力攻撃の発生に伴い破損する事態も想定され、また、モニタリング要員の安全確保が必要なことから、その代替措置として、可搬式、臨時の放射線観測機器の整備等その他必要な対策を講ずる。

２　生活関連等施設の警備

（１）県が管理する生活関連等施設における警戒

県は、その管理に係る生活関連等施設について、必要に応じ、施設管理者である**県**として、以下のとおり、警戒等の予防措置の実施に努める。

この場合、県警察との連携を図る。

【予防措置】

○　来場者確認の徹底等の不審者対策
○　警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認
○　職員及び警備員による見回り・点検
○　ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発
○　その他、施設の種別等に応じた予防対策

（２）市町が管理する生活関連等施設における警戒

市町は、**県**の予防措置に準じて、自ら管理する生活関連等施設における警戒を実施するものとする。

３　市町における平素からの備え

市町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、**県**を通じて把握するとともに、**県**との連絡体制を整備するものとする。

また、市町は、所管省庁が定めた安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

第３節　公共施設等における安全確保

県が管理する公共施設等について、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があることから、予防対策について定める。

（１）県が管理する公共施設等における警戒

県は、その管理に係る生活関連等施設以外の公共施設等（例：産業展示館、動物園、美術館、病院など）について、特に情勢が緊迫している場合等においては、必要に応じ、生活関連等施設の対応（第２節２(１)に記載）に準じて、警戒等の予防措置を実施するとともに、県警察との連携を図る。

なお、この場合、当該施設を指定管理者が管理している場合にあっては、指定管理者とも十分な連携を図る。

（２）市町が管理する施設等における警戒

市町は、管理する生活関連等施設以外の公共施設等における警戒を、**県**の措置に準じて実施するものとする。

第４章　物資及び資材の備蓄、整備

住民の避難や救援、その他国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、その備蓄、整備について必要な事項を定める。

１　基本的考え方（法 142 条、法 145 条）

（１）防災のための備蓄との関係

県は、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に活用するとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

また、相互に活用できるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、備蓄物資等の一覧表を別途整備する。

（２）国との連携

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

２　国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

（１）防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、その備蓄状況を踏まえ、備蓄・整備する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】
食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料　など

（２）国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

県は、次のものについて、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされているため、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ適切に対応する。

○国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材
○安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるもの

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】
安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具　など

（注）安定ヨウ素剤：予防的に服用すれば、人体に有害な放射性ヨウ素の体内への蓄積を防ぐことができるもの

（３）国、市町その他関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町その他関係機関と連携する。

３　県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

（１）施設及び設備の整備及び点検

県は、その管理する施設及び設備について、国民保護措置の実施も念頭におきながら、整備し、又は点検する。

（２）ライフライン施設の代替性の確保

県は、その管理する上下水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

また、施設の応急の復旧に関して、あらかじめ、事業者間の応援体制の整備に努める。

（３）復旧のための各種資料等の整備等

県は、その管理する土地、建物等について、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備する。

また、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

４　市町及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

市町及び指定地方公共機関は、**県**と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。

また、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

５　調達体制の整備

県は、市町と連携して、公的な備蓄のほかに、食料、生活必需品、医療救護資機材、医薬品等の調達に関し、武力攻撃事態が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、関係事業者等と協定を締結するなど、必要量の確保に努める。

第５章　国民保護に関する啓発

国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について必要な事項を定める。

１　国民保護措置に関する啓発

（１）周知・啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ（県の広報番組）、新聞（県の広報欄）、インターネット等の様々な媒体等を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。

また、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

この場合、**県**は、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語等を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

（２）防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

（３）学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

２　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

（１）住民が取るべき対処等の啓発

県は、住民からの次の通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

○武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町長等に対する通報

○不審物等を発見した場合の管理者に対する通報

また、**県**は、住民がとるべき次の対処について、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

○弾道ミサイルの飛来の場合に住民がとるべき対処

○テロが発生した場合に住民がとるべき対処

（２）運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において自動車等の運転者がとるべき次の措置等について自然災害時の措置に準じて周知徹底を図る。

○車両の道路左側への停止

○交通情報の入手

○規制区間外への車両の移動

○警察官の指示に従うこと

３　市町における国民保護に関する啓発

市町は、**県**が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　実施体制の確立

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階等における**県**の初動体制について定める。

第１節　初動体制

１　緊急事態対策室等の設置

（１）緊急事態対策室等の設置

知事等は、現場からの情報により武力攻撃等によると疑われる災害が発生し、又は発生するおそれがある行為等の事案の発生を把握した場合において、**県**として的確かつ迅速に対処するため、危機管理に不可欠な人数により構成される次の体制をとる（詳細は、第２編第１章第１節２のとおり）。

① 注意配備体制
② 警戒配備体制
③ 緊急事態対策室体制

【石川県緊急事態対策室の構成等】（イメージ）

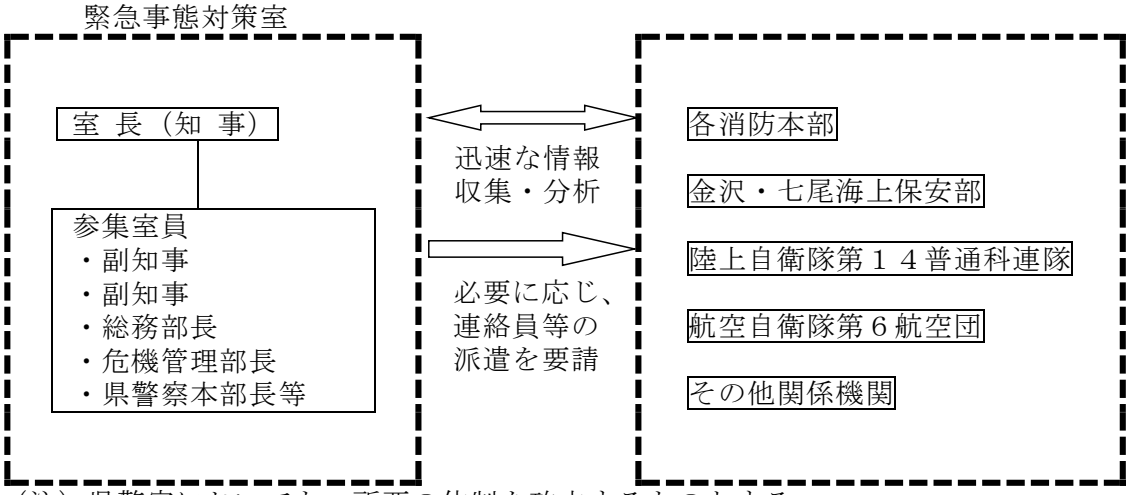

（注）県警察においても、所要の体制を確立するものとする。

（２）職員の参集

「配備体制及び職員の参集基準」（第２編第１章第１節２）により参集対象となっている県職員は、参集の指示があったとき、別途定める所定の参集場所に参集し、初動対応等を行う。

なお、所定の参集場所に参集できない場合（交通機関の途絶等）は、別途定める最寄りの非常参集場所に参集する。

２　初動時の措置

（１）事案の報告

県職員は、住民からの通報、市町からの連絡その他の情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合、把握した事案を国民保護担当課を通じて直ちに**知事**に報告する。

また、県警察とも相互に連携をとる。

（２）国への連絡

県は、緊急事態対策室を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を経由（県警察本部長においては、警察庁を経由）して国〔内閣官房〕に連絡する。

（３）情報収集・提供

緊急事態対策室は、県警察、消防、海上保安庁、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町、指定（地方）公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

（４）緊急事態対策室等における初動措置（法 29 条⑪）

県は、緊急事態対策室等において、主に次のことを実施する。

① 注意配備体制
○情報の収集及び不測事態への準備

② 警戒配備体制
○情報収集の強化
○関係機関等との連絡、調整
○連絡会議等の開催による対応策の検討・実施

③ 緊急事態対策室体制
○情報の収集・分析
○関係機関等との連絡、調整
○緊急対策会議等の開催による対応策の検討・実施
○県対策本部の設置への備え

※ 事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災対法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報の収集・分析等により、被害の最小化を図る。

また、事態認定後においては、事態の状況に応じて、国民保護措置を実施するとともに、必要に応じて、国に対して都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県に本県を指定するよう要請する。

（５）支援の要請

知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

３　県対策本部への移行（法 27 条①）

（１）**県**は、緊急事態対策室を設置した後、政府において事態認定が行われ、**県対策本部**を設置すべき旨の通知を受けた場合、直ちに**県対策本部**を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態対策室は廃止する。

（２）**県**は、災対法に基づく災害対策本部を設置した後、政府において事態認定が行われ、**県対策本部**を設置すべき旨の通知を受けた場合、直ちに**県対策本部**を設置して新たな体制に移行するとともに、災害対策本部は廃止する。

なお、**県対策本部**の設置前に災対法に基づく避難の指示等の措置がすでに講じられている場合には、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

４　市町における初動体制の確立

（１）初動時の行動

市町長は、現場からの情報により武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある行為等の事案の発生を把握した場合、初動体制を迅速に確保するものとする。

この場合、次の点に留意するものとする。
○**県**の体制に準じるものとする。
○勤務時間外や夜間・休日において、住民等への退避等の発令を可能とするものとする。
○避難指示の住民への伝達等を可能とするものとする。

市町は、初動体制を確立したときは、直ちに**県**へ報告するものとする。

（２）国民保護対策本部への移行

①　市町は、緊急事態対策室等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合、直ちに市町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態対策室等は廃止するものとする。

②　①の場合において、市町対策本部の設置前に災対法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

第２節　県対策本部の設置等

武力攻撃事態等において、県対策本部を設置すべき**県**として指定を受けた場合は、**県対策本部**を迅速に設置し、国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、**県対策本部**を設置する場合の手順や**県対策本部**の組織、機能等について定める。

１　県対策本部の設置・手順等

県対策本部を設置する場合は、次の手順により行う。

（１）県対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して**県対策本部**を設置すべき**県**の指定の通知を受ける。

（２）知事による県対策本部の設置（法 27 条①）

指定の通知を受けた**知事**は、直ちに**県対策本部**を設置する。

（※　事前に緊急事態対策室を設置していた場合は、**県対策本部**に切り替える（再掲））。

（３）県対策本部員及び県対策本部職員の参集

①　**県**対策本部員等への連絡

県対策本部担当者は、**県**対策本部員、**県**対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、**県対策本部**に参集するよう連絡する。

（注）一斉参集システム

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員宅（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

県職員は、参集の指示があったとき、直ちに参集し、初動対応等を行う。

②　参集場所

ア　原則：参集の指示があったときは、別途定める所定の場所に参集する。

イ　例外：所定の場所に参集できない場合（交通機関の途絶等）は、別途定める最寄りの非常参集場所に参集する。

（４）県対策本部の開設

①　設置場所

ア　原則

県対策本部担当者は、原則として県庁６階の災害対策本部室に**県対策本部**を開設する。

県対策本部の開設に当たっては、**県対策本部**に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

特に、関係機関が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。

イ　県庁舎が被災した場合等の対応

○県庁舎が被災した場合など、災害対策本部室（６階）に**県対策本部**を設置することが適当でないと認めるときは、災害対策本部室以外の場所に**県対策本部**を設置する。

○県は、県庁舎が被災した場合など**県対策本部**を県庁内に設置できない場合に備え、あらかじめ、**県対策本部**の予備施設を定めておく。

○**県対策本部**の設置の場所の決定に当たっては、武力攻撃事態等の状況、今後の予測等を十分考慮するものとする。

② **設置の連絡等**

知事は、**県対策本部**を設置したときは、県議会に**県対策本部**を設置した旨を連絡する。
また、市町、隣接県、指定地方公共機関等に対して、**県対策本部**を設置した旨を連絡する。

ア　連絡先機関

（ア）市町　（イ）隣接県（富山県、福井県、岐阜県）　（ウ）自衛隊石川地方協力本部　（エ）陸上自衛隊第１４普通科連隊　（オ）海上自衛隊舞鶴地方総監部　（カ）航空自衛隊第６航空団　（キ）航空自衛隊第２３警戒群　（ク）指定地方行政機関　（ケ）指定（地方）公共機関　（コ）消防庁　（サ）その他の関係機関

イ　連絡内容

（ア）本部設置の日時、場所、連絡先
（イ）設置の原因となった武力攻撃事態等の概要
（ウ）国民保護措置実施体制への移行の要請

（５）交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

（６）県内に県対策本部を設置することができない場合の対応

県の区域を越える避難が必要で、県内に**県対策本部**を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する**知事**と**県対策本部**の設置場所について協議を行う。

２　県対策本部を設置すべき県の指定の要請等（法 26 条①）

知事は、次の場合、内閣総理大臣（消防庁を経由）に対し、**県対策本部**を設置すべき**県**の指定を行うよう要請する。

○**県対策本部**を設置すべき旨の国による指定が行われていない場合において、
県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合

県内の市町長から、市町対策本部を設置すべき市町の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

３　県対策本部の組織・担当別業務

（１）県対策本部の組織構成

①　**県対策本部**に、本部会議、部、支部、県外連絡部を設置する。

②　県対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、次の者をもって充てる。

（ア）本部長　　**知事**

（イ）副本部長　副知事、副知事

（ウ）本部員　　知事部局の部局長、出納室長、議会事務局長、教育長、警察本部長、その他職員で**知事**が指名する者

県対策本部等の組織構成について図示すれば、次のとおりである。

＜県対策本部等組織図＞

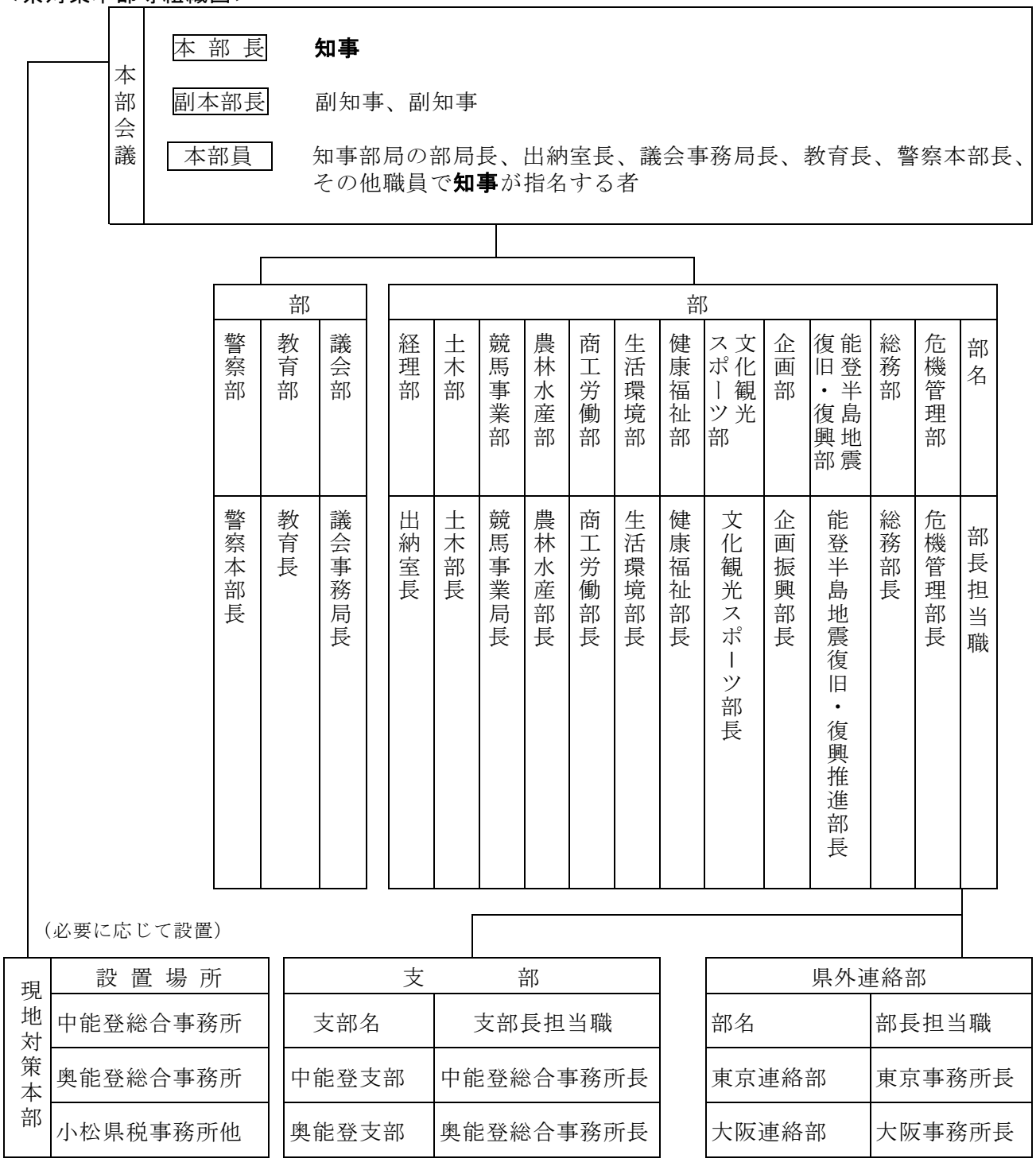

（２）県対策本部各部の主な業務

県対策本部の各部の主な業務は、次のとおりである。

なお、県対策本部の各部、各支部、各県外連絡部の組織、運営、所掌事務等については、別途定める。

部　名	主　な　業　務
危機管理部	・県対策本部の設置に関すること ・非常通信体制に関すること ・警報の通知、緊急通報の発令に関すること ・市町対策本部との連絡調整に関すること ・自衛隊の国民保護派遣要請に関すること ・安否情報、被災情報の収集に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること
総　務　部	・広報活動及び報道関係との連絡に関すること ・相談所の設置など被災者等の相談に関すること ・職員の動員及び派遣に関すること ・職員の服務に関すること ・通信手段の確保に関すること ・国民保護措置関係の予算に関すること ・庁舎、県有財産の管理に関すること ・被災者に対する県税の徴収猶予、減免措置に関すること ・被災市町の行財政の調査相談等に関すること
能登半島地震復旧・復興推進部	・令和６年能登半島地震における被災者の支援に関すること。
企　画　部	・鉄道、バス等の緊急輸送手段の確保に関すること ・空港施設の応急対策に関すること
文化観光スポーツ部	・観光客への災害応急対策に関すること ・外国人への情報提供、相談に関すること
健康福祉部	・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること ・医療の提供に関すること ・医療関係機関との連絡調整に関すること ・救急用医薬品及び衛生資材の調達、あっせんに関すること ・保健衛生に関すること ・義援金品の受領、配布に関すること ・赤十字標章等の交付等に関すること ・埋葬及び火葬に関すること
生活環境部	・廃棄物処理に関すること ・飲料水の確保に関すること ・市町の水道施設の応急対策に関すること ・生活物資の対策に関すること ・ボランティア及び関係団体との連絡調整に関すること
商工労働部	・救援物資及び応急復旧用資材の調達、あっせんに関すること ・被災企業等への金融に関すること
農林水産部	・主要食料の調達・あっせん、確保に関すること ・農林水産業への金融に関すること ・生鮮食品の流通状況の把握に関すること ・農林水産業施設の応急対策に関すること
競馬事業部	・競馬施設の応急対策に関すること

部　名	主　な　業　務
土　木　部	・応急仮設住宅の建築、供与に関すること ・道路、橋梁、河川、港湾施設等の応急対策に関すること ・道路の除雪対策に関すること ・水道用水供給施設の応急対策に関すること
経　理　部	・災害関係経費の経理に関すること ・義援金の出納保管に関すること
議　会　部	・議員との連絡に関すること ・議会に関すること
教　育　部	・学校等教育施設の応急対策に関すること ・被災児童生徒の応急教育対策に関すること ・被災児童生徒に対する教科書、学用品の確保、調達、支給に関すること ・文化財の保護に関すること
警　察　部	・救出救護、避難誘導に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・交通規制に関すること ・警備強化の実施に関すること

（３）県現地対策本部（法 28 条⑧）

① 設置

知事は、次のいずれかの場合において、**県対策本部**の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、当該地域を管轄する支部の庁舎等に県現地対策本部を設置する。

この場合、当該地域内の支部は県現地対策本部に吸収される。

ア　避難住民の数が多い地域等において、市町対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合

イ　被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する必要がある場合

ウ　その他必要な場合

② 構成

県現地対策本部長、県現地対策本部員は、県対策本部副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから**県対策本部長**が指名する者をもって充てる。

③ 所掌事務等

県現地対策本部の組織、運営、所掌事務等については、別途定める。

（４）現地調整所

知事は国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（市町、消防機関、警察機関、海上保安部、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置（市町等により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣）し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

４　県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、**県対策本部**における広報広聴体制を整備する。

【**県対策本部**における広報体制】

（１）広報責任者の設置

県対策本部には、武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

（２）広報手段

県対策本部は、情報の提供に当たっては、テレビ・ラジオへの資料提供、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ、広報誌等様々な手段を活用する。

（３）留意事項

①　広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとすること
②　広報する情報の内容については、国その他関係機関と相互に情報交換を行うよう努めること
③　広報の時期を逸することのないよう迅速に対応すること

【主な通信手段】

○消防防災無線（消防庁と県相互を結ぶ通信網）
○防災行政無線（**県**と市町等関係機関相互を結ぶ通信網）
○地域衛星通信ネットワーク（通信衛星を利用して、消防庁、**県**、市町等関係機関相互を結ぶ通信網）
○県庁内ＬＡＮ（県庁、支部庁舎等を結ぶメールによるネットワーク）
○電話、ＦＡＸ
○県総合防災情報システム　　等

なお、主な報道機関の一覧は、別途整備する。

５　県対策本部長の権限

県対策本部長は、県内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たって、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

（１）県内の国民保護措置に関する総合調整（法 29 条①⑥）

県対策本部長は、県内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、国民保護措置に関する総合調整（**県、**関係市町、関係指定（地方）公共機関が実施する措置の調整）を行うことができる。

また、市町対策本部長から総合調整の実施を要請された場合で、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。

県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うこととし、市町及び関係指定（地方）公共機関の自主性及び自律性に配慮する。

（２）国の対策本部長に対する総合調整の要請（法 29 条④）

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合、要請は、消防庁を窓口として行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

（３）職員の派遣の求め（法 29 条③）

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（指定地方行政機関がないときは、指定行政機関の長）又は指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる（自衛隊の連絡員の派遣）。

（４）情報の提供の求め（法 29 条⑧）

県対策本部長は、県内における国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合、**県対策本部長**は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

（５）国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法 29 条⑨）

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県内における国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

（６）県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め（法 29 条⑩）

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県内における国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合、**県対策本部長**は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

６　通信の確保

（１）県における通信の確保

①　情報通信手段の確保

県は、次の手段等により避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

○携帯電話、衛星携帯電話
○移動系防災行政無線等の移動系通信回線
○インターネット、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）等の固定系通信回線
○臨時回線の設定等

②　情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。
また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

③　混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し､自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

④　電気通信事業者等への要請による確保　（法 156 条）

ア　電気通信事業者

県は、次のときは、電気通信事業者の事業用の電気通信設備を優先的に利用できるよう、その協力について要請する。

○国民の保護ための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるとき

イ　有線電気通信法による無線設備等の設置者（警察、消防、水防、航空保安等）への要請（有線電気通信法（昭和２８年法律第９６号）第３条第４項第４号）

県は、次のときは、有線電気通信法に掲げる者が設置する有線電気設備、無線設備を使用できるよう、その協力について要請する。

○国民の保護ための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるとき

（２）市町における通信の確保、整備

市町は、**県**における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

７　県対策本部の廃止（法 30 条）

知事は、内閣総理大臣から**県対策本部**を設置すべき**県**の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、**県対策本部**を廃止する。

この場合、県対策本部の設置の連絡等（第３編第１章第２節１（４）②）に準じて、廃止した旨を関係機関に連絡する。

第３節　関係機関相互の連携・応援等

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定（地方）公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携する必要があることから、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

１　国の対策本部との連携

（１）国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。

この場合、**県**は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

（２）国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、国の現地対策本部が合同対策協議会を開催する場合は、国民保護措置に関する情報を交換し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力する。

２　国の機関への措置要請・職員の派遣要請等（法 11 条④、法 151 条）

（１）指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請

①　措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合、**県**は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

なお、連絡先等の一覧は、別途整備する。

②　市町からの措置要請

県は、市町から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

（２）指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への職員の派遣要請等（法 151 条①②）

①　派遣要請

県は、国民保護措置実施のため専門的知見が必要なときなど必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に職員の派遣を要請する。

②　派遣のあっせん

県は、「①派遣要請」の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、「①派遣要請」の職員の派遣について、あっせんを求める。

③　**県**の委員会及び委員による職員の派遣要請・あっせん

県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、**知事**に協議する。

④　**県**（**知事**）のあっせん

知事は、市町から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

３　自衛隊の部隊等の派遣要請等（法 15 条①）

（１）自衛隊の部隊等の派遣要請等

知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。

なお、要請を行う場合には、次の事項を明らかにし、文書により行う。
（ア）武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
（イ）派遣を希望する期間
（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容
（エ）その他参考となるべき事項

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。
なお、防衛省の連絡先等の一覧については、別途整備する。

【想定される自衛隊の国民保護措置の内容】
（ア）避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
（イ）避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
（ウ）武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、ＮＢＣ攻撃による汚染への対処等）
（エ）武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

（２）市町長からの派遣要請の求め

知事は、市町長から国民保護措置を円滑に実施するため、特に必要があるとして自衛隊の部隊等の派遣要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

（３）自衛隊の部隊との意思疎通

① **知事**は、連絡調整を行うため必要があると認める場合、県対策本部会議へ防衛大臣の指定する職員の出席を要請する。

② **知事**は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び**知事**の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条）)により出動した部隊とも、**県対策本部**の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

４　緊急消防援助隊の応援要請

知事は、次のいずれかの場合、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動要請を行う。
○大規模、特殊な災害が発生し、県内の消防機関だけでは対応が困難な場合
○市町長が市町の消防力及び相互応援協定による消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断し、市町長から「緊急消防援助隊」の応援要請を求められた場合

なお、応援要請を求められた場合は、その結果を応援要請を行った市町長に連絡する。

５　他の都道府県に対する応援の要求、派遣要請、事務の委託（法 12 条①）

（１）都道府県間の応援

① **県**は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。

② **県**が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、その内容を消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。

ただし、県公安委員会が、警察法第６０条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

③ 応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

（２）派遣要請

県は、国民保護措置の実施のため必要があるとき、地方自治法の規定に基づき、他の都道府県に対し、当該都道府県の職員の派遣の要請を行う。

（３）派遣のあっせん

県は、「(２)派遣要請」の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるとき、総務大臣に対し「(２)派遣要請」の職員の派遣について、あっせんを求める。

（４）事務の一部の委託

① **県**が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

○委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
○委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

② **県**は、他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、**知事**はその内容を速やかに議会に報告する。

６　指定（地方）公共機関への措置要請・派遣要請（法 21 条③）

（１）措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるとき、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合、**県**は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

（２）派遣要請

県は、国民保護措置の実施のため必要があるとき、特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

（３）派遣のあっせん

県は、「(２)派遣要請」の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるとき、総務大臣に対し「(２)派遣要請」の職員の派遣について、あっせんを求める。

７　市町への派遣及び市町からの派遣要請

（１）職員の派遣

県は、市町から、当該市町内に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときで、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるとき、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

（２）派遣要請

県は、国民保護措置の実施のため必要があるとき、地方自治法に基づき県内の市町に対し、当該市町の職員の派遣の要請を行う。

８　県の行う応援等

（１）他の都道府県に対して行う応援等（法 12 条①）

①　**県**は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き必要な応援を行う。

②　**知事**は、他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、議会に報告する。また、**県**は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

（２）市町に対して行う応援等（法 14 条）

①　**県**は、市町から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合のある場合を除き必要な応援を行う。

②　**県**は、市町がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったとき、平素からの調整を踏まえ、当該市町長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

③　**県**は、市町長の実施すべき国民保護措置の代行を開始又は終了したときは、その旨を公示する。

（３）指定（地方）公共機関に対して行う応援等（法 21 条②）

県は、指定（地方）公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き必要な応援を行う。

９　ボランティア団体等に対する支援等（法４条③）

（１）自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全の確保に配慮しつつ、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

（２）ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、次のような受け入れ体制等の確保に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

○被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握
○ボランティアへの情報提供
○ボランティアの生活環境への配慮
○避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整

（３）民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を**県対策本部**及び国の対策本部を通じて国民に公表する。

また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

10　住民への協力要請（法 80 条①、115 条①、123 条①）

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、この協力は、県民の自発的な意思にゆだねられるものであることに十分留意する。

○避難住民の誘導
○避難住民等の救援
○消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
○保健衛生の確保

第４節　国民保護措置に従事する者等の安全確保

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）、赤十字標章及び身分証明書（以下「赤十字標章等」という。）を交付し、又は使用させることができることから、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

１　特殊標章等の交付（法第 158 条）

（１）特殊標章（文民保護標章）等の交付及び管理（法 158 条②③）

①　交付及び使用

知事又は県警察本部長は、別途定める特殊標章等の交付要綱の規定に基づき、必要に応じ、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し、及び使用させる。

ア　**知事**

○国民保護措置に係る職務を行う**県**の職員
○**知事**の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
○**知事**が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ　県警察本部長

○国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
○県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
○県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

②　使用の許可

知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき特殊標章等の使用を許可する。

（２）市町長等による交付及び管理

市町長等は、次の者に、特殊標章（文民保護標章）等を交付し、及び使用させるものとする。

交　付　者	交付を受ける者	
市町長	市町の職員	○国民の保護措置の実施に必要な援助について協力する者 ○交付者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
消防長	消防職員	
水防管理者	水防団長、水防団員	

【特殊標章等】

①　特殊標章

第一追加議定書第６６条３に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

②　身分証明書

第一追加議定書第６６条３に規定される身分証明書。

③　識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。

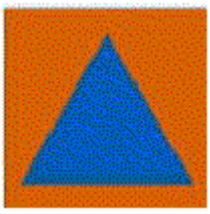

（オレンジ色地に青の正三角形）

・三角形の一つの角が垂直に上を向いていること。
・三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

２　赤十字標章等の交付

赤十字標章等の交付及び管理（法 157 条②③）

①　交付及び使用

知事は、別途定める赤十字標章等の交付要綱の規定に基づき、必要に応じ、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付し、及び使用させる。

【医療関係者等】

ア　避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者

イ　避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者

（ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）

②　使用の許可

知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

ア　知事が指定した医療機関である指定地方公共機関

イ　県内で医療を行うその他の医療機関及び医療関係者

【赤十字標章等】

①　標章

第一追加議定書（１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第８条（l）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月）。

②　信号

第一追加議定書第８条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

③　身分証明書

第一追加議定書第１８条３に規定される身分証明書。

④　識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。

（白地に赤十字）

※　赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

３　特殊標章等及び赤十字標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、次の点について教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

○ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義

○標章等を使用するに当たっての濫用防止のための規定等

【参考：赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

４　安全確保のための配慮、情報提供等

（１）安全への配慮（法 22 条）

県は、**県**、市町、指定（地方）公共機関が行う県内の国民保護措置について、その職務や業務の内容に応じて安全の確保に配慮する。

（２）県における情報提供

県は、国民保護措置の従事者の安全の確保のため、避難施設等における館内放送や掲示、防災行政無線などの方法により、次に掲げる者に対して、必要な情報を提供する。

○運送事業者、○避難誘導者、○救援従事者、○自主防災組織、○ボランティア　など

（３）連絡・応援体制の活用

県は、国民保護措置の従事者の安全の確保に当たり、国等との連絡・応援体制を十分活用する。

（４）市町における情報提供

また、市町は、国民保護措置の従事者の安全の確保に当たり、**県**に準じて必要な情報を提供するものとする。

第２章　避難等に関する措置

第１節　警報・緊急通報の通知及び伝達

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国対策本部長が発令する警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うため、警報の通知及び伝達等に必要な事項について定める。

また、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるとき**知事**が発令する緊急通報の通知、伝達等に必要な事項について定める。

【警報の発令、通知の仕組み】（イメージ図）

知事から関係機関への警報の発令、通知、通知の受領等について図示すれば、次のとおりである。

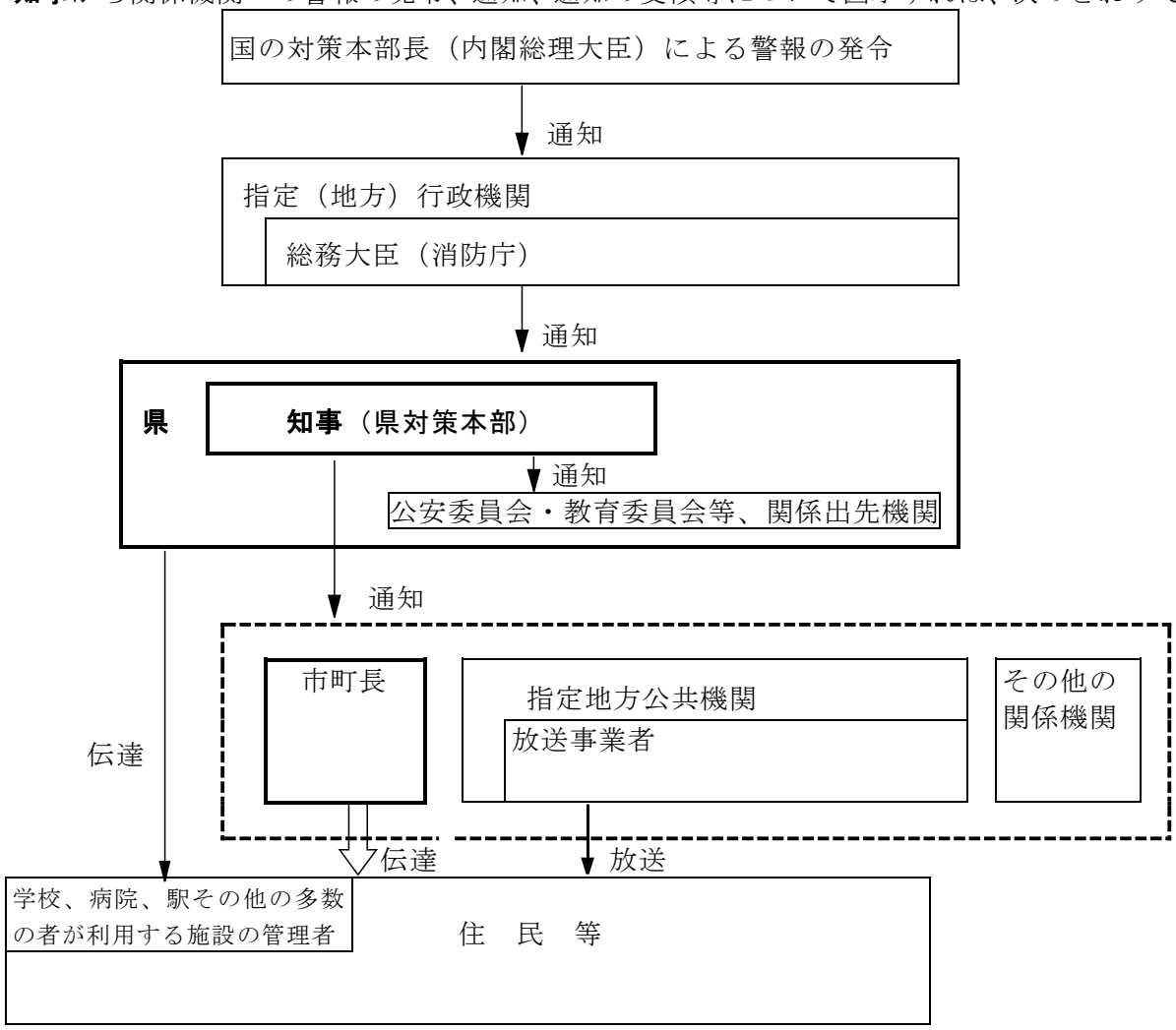

▌1　警報の通知・伝達等（発令者：国）

（１）国の対策本部長による警報の発令

国の対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護するため緊急の必要があると認めるとき、基本指針等で定めるところにより警報を発令し、総務大臣を経由して**知事**に通知することとなっている。

なお、警報に定める事項は次のとおりとされている。

○武力攻撃事態等の現状及び予測
○武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
○その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

※　武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。

（２）警報の通知等（法 46 条）

①　警報の通知

知事は、国の対策本部長が発令した警報の通知を消防庁から受けたときは、警報の内容を第１編第３章に掲げるところに従って、直ちに次の機関に通知する（通知先機関の一覧表は、別途整備する。）。

【通知先】

○市町長、○**県**の執行機関・関係出先機関、○放送事業者その他の指定地方公共機関、○その他の関係機関

②　優先通知

知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

③　放送事業者（指定地方公共機関）への通知

知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

（３）警報の伝達等（法 48 条）

①　**県**は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、第２編第１章第５節２に掲げるところにより、警報の内容を伝達する。

また、上記以外の所管する施設への伝達に努める。

②　**県**は、警報の報道発表を速やかに行うとともに、**県**のホームページに警報の内容を掲載する。

③　県警察は、市町と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

（４）警報の解除（法 51 条）

警報の解除の通知等は、警報の発令の場合と同様の方法により実施する。

ただし、解除の伝達については、原則としてサイレンは使用しないこととする。

２　市町長の警報の伝達の基準

（１）通知の確認

市町長は、**知事**から警報の通知を受けたとき、受信の旨、直ちに**県**に返信するものとする。

（２）警報の伝達

市町長は、**知事**から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、住民等に速やかに伝達するものとする。

なお、情報の確実な伝達を期するものとする。

【伝達先】

○住民

○関係のある公私の団体（自治会等の市町の実情に応じて定めておくもの）

○各自所管する施設（学校・保育所・幼稚園等を含む）

○学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者（第２編第１章第５節２による）

（３）伝達方法

警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

①　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれる場合

この場合は、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

②　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれない場合

ア　この場合は、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

イ　なお、市町長が特に必要と認める場合には、サイレン等を使用することとする。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

（４）伝達体制の整備

市町長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

この場合、市町長等は、高齢者、障害者等への伝達については、以下の区分に応じて特に配慮する。

①　病院・社会福祉施設利用者への伝達

市町長は、管轄する地域の病院・社会福祉施設の管理者に対して連絡するものとする。

②　在宅の高齢者、障害者等への伝達

市町長は、自治会、自主防災組織等と連携し、在宅の高齢者、障害者等に対して直接連絡を行うよう努めるものとする。

③　外国人への伝達

市町長は、外国人に対して伝達を行うよう努めるものとする。

④　入院患者等への伝達

病院・社会福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等に対して、重病入院患者、他の入院患者、高齢者、障害者等へそれぞれに伝わるよう留意して、迅速かつ的確に伝達を行うものとする。

（５）消防機関による伝達

消防機関は、市町と協力して消防自動車等を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように努めるものとする。

３　放送事業者による警報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより警報の内容を速やかに放送するものとする。

４　緊急通報の発令等（発令者：**県**）

【緊急通報の発令・通知等の仕組み】（イメージ図）
緊急通報の発令、通知、通知の受領等について図示すれば、次のとおりである。

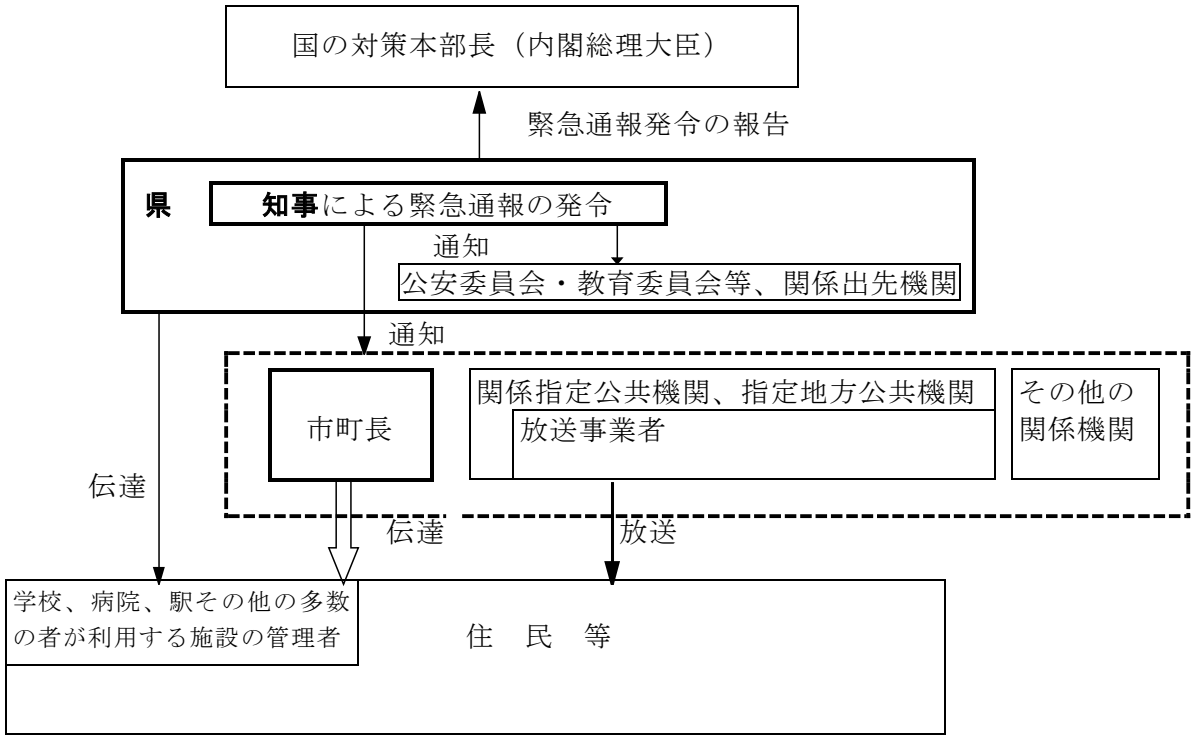

（１）知事による緊急通報の発令（法 99 条①、100 条①）

① **知事**は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき、速やかに緊急通報を発令する。

② **知事**は、特にゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ迅速に緊急通報を発令する。

③ **知事**は、緊急通報の発令の場合には、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令する。
　また、うわさ、虚偽の情報の発生などによる住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

（２）緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から、明確かつ簡潔なものとし、次の項目を盛り込むように努める。

○災害発生の日時、場所、○災害の種別（特にＮＢＣ災害時には詳細に把握）、○被害状況、○関係機関の対応状況、○注意事項（住民の心がけ等）、○その他必要な情報（今後の見通し等）

【緊急通報の内容の例】

【石川県△△市△△海岸付近において、不審なゴムボートを昨晩発見。武装した不審な２～３人組が付近に潜んでいる模様】
- △△海岸付近にて銃声と思われる音が聞こえたとの情報
- 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- △△海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- その他不審者に関する情報等があれば、０７６－◇◇◇－□□□□まで電話すること。

（３）緊急通報の通知等

① 緊急通報の通知

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする。

ただし、この場合、警報における通知先に加え、関係指定公共機関（指定地方公共機関以外の県内の放送事業者等）にも通知する。

② 優先通知

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

（４）緊急通報の報告

知事は、緊急通報を発令した場合には、速やかに、消防庁を経由して国の対策本部長にその内容を報告する。

（５）緊急通報の伝達

① 市町長による伝達

市町長は、**知事**から緊急通報の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、緊急通報の内容を住民等に速やかに伝達するものとする。

また、消防機関は、市町と協力して消防自動車等を活用するなどして、緊急通報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように努めるものとする。

② **県**による伝達

ア **県**は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、第２編第１章第５節２に掲げるところにより、緊急通報の内容を伝達する。

また、上記以外の所管する施設への伝達に努める。

イ **県**は、緊急通報の報道発表を速やかに行うとともに、**県**のホームページに緊急通報を掲載する。

ウ 県警察は、市町と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、緊急通報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

③ 放送事業者による放送

放送事業者である指定地方公共機関は、緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

第２節　避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が重要であることから、避難の指示等について定める。

【避難の指示・伝達】（イメージ図）

避難指示の発令・伝達等について図示すれば、次のとおりである。

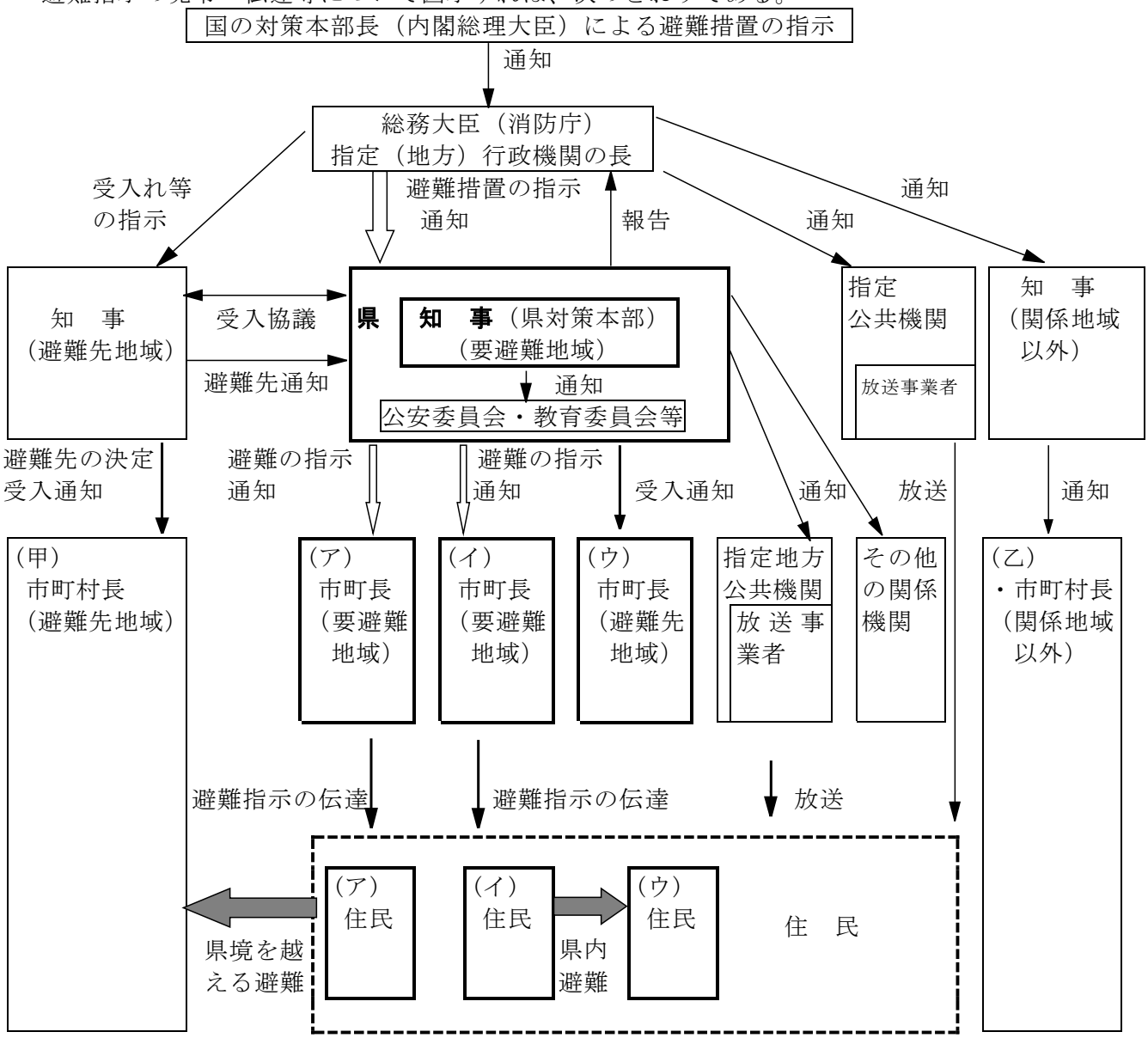

１　基本的考え方

知事は、国の基本方針に基づいて避難の指示を行うことを基本とする。
また、避難に当たっては、避難住民の安全の確保に十分配慮する。

２　避難措置の指示（法 52 条①⑥）

（１）避難措置の指示

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難（屋内への避難を含む）が必要であると認めるときは、基本指針で定めるところにより、総務大臣を経由して、要避難地域及び避難先地域の**知事**に対して避難措置を指示することとなっている。

また、総務大臣は、関係都道府県知事以外の都道府県知事に通知することとなっている。

（２）避難措置の指示の内容（法第 52 条②）

①　住民避難が必要な地域（要避難地域）
②　住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
③　関係機関が講ずべき措置の概要

（３）避難措置の指示を受けた場合等の通知（法 52 条⑦）

①　関係機関への通知

知事は、消防庁を通じて、国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、第１編第３章に掲げるところにより、避難誘導体制の早期確立を促すため、直ちに、その内容を市町長等の関係機関に通知する。

【通知先】
○市町長、○**県**の執行機関・関係出先機関、○放送事業者その他の指定地方公共機関、
○その他の関係機関

市町長は、**県**から避難措置の指示の内容の通知を受けたとき、受信の旨、直ちに**県**へ返信するものとする。

②　優先通知

知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町については特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

（４）避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

①　要避難地域を管轄する場合
　　避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示
②　避難先地域を管轄する場合
　　避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置
③　通知を受けた場合（①又は②以外の場合）
　　警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

３　避難の指示

（１）住民に対する避難の指示（法 54 条①）

知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域の住民に対し、当該要避難地域の市町長を経由して直ちに避難を指示する。

また、本県の地理的特性等にかんがみ、当該要避難地域に近接する地域の住民も避難させる必要があると認められる場合は、当該住民に対し避難を指示する。

（２）避難の指示の内容（法 54 条②）

知事は、関係機関等と迅速な調整をし、総合的な判断に基づき、次の点を内容とする避難の指示を行う。

○要避難地域の区域割り、○避難先の割当、○避難の時期、○避難経路、○交通手段等

この場合、**県対策本部**内に集約された情報をもとに、平素において準備した基礎的な資料（第２編第２章１）を参考にする。

（３）避難の指示に際しての確認・調整

知事は、避難の指示に際しては、次の事項を確認・調整する。

① 要避難地域に該当する市町毎の避難住民数の把握
・関係市町からの最新の情報の入手

② 避難のための運送手段の調整
・運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整
・県警察との緊急通行車両等の確認に係る調整
・積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意

③ 主要な避難経路や交通規制の調整
・県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用等に係る調整
（基本指針において半島、中山間地域など公共交通機関が限られている地域、原子力事業所に近接している地域などにおける住民の避難については､避難の指示を行うに当たり、 地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、関係都道府県警察の意見を聴いた上で、自家 用車等を交通手段として示すことができるものとされている。）
・道路の状況に係る道路管理者との調整

④ 県内外の避難施設の状況の確認
・避難施設のリストに基づき、個別の避難先の選択
（避難施設データベース策定後においては、当該データベースにより条件を検索し、避難施設を選定）

⑤ 国による支援の確認
・消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
・避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
・防衛省への支援要請

⑥ 市町との役割分担の確認
・市町の誘導能力の把握、市町の支援要望の聴取、広域的な調整

⑦ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整
・**県対策本部**の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
・国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応
（必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整）

⑧ 要避難地域の拡大設定に伴う要避難地域に近接する地域の住民の避難に係る調整

（４）国の対策本部長による利用指針の調整

知事は、自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合、**知事**は、国の対策本部長による意見聴取（特定公共施設利用法第６条第３項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、**県**の意見や関連する情報をまとめておく。

（５）動物の保護等に関する配慮

県は、国が別途示した「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方（平成 17 年８月 31 日環境省･農林水産省事務連絡）」を踏まえ､以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

○危険動物等の逸走対策

○飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

【避難の指示の内容（例）】

避 難 の 指 示 （例）

石川県知事
△月△日△時現在

○　本県においては、△月△日△時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、△時に避難措置の指示があった。
　要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難してください。

○　住民の避難は、次の方法により行うこと。

①　Ａ市ＡＡ地区の住民は、Ｂ市ＢＢ地区を避難先として、△月△日△時を目途に住人の避難を開始すること（△△時間を目途に避難を完了）。
・輸送手段及び避難経路
国道△号によりバス（△△会社、△△台確保の予定）
△△駅より△△鉄道（△△行△△両編成、△便予定）
※　△時から△時まで、国道△号及び県道△号は交通規制（一般車両の通行禁止）
※　細部については、Ａ市の避難実施要領による。
※　Ａ市職員の誘導に従って避難する。

②　Ａ市ＢＢ地区の住民は、Ｂ市ＣＣ地区を避難先として、△日△時を目途に住民の避難を開始すること（△△時間を目途に避難を完了）。
・輸送手段及び避難経路
徒歩により、緊急にＤＤ地区に移動の後、追って指示を待ってください。

（その他必要な事項）　　・・・以下略・・・

（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行います。

（注１）関係機関が構ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載する。

（注２）避難の指示に大幅な変更を生じる場合とは、例えば、次のような場合が考えられる。
・武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
・当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

４　避難の指示の通知（法 54 条⑦）

（１）避難の指示の通知

知事が行う避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とし、警報における通知先に加え、次の機関にも通知する。

① 関係指定公共機関
② 避難先地域の避難施設の管理者（管理者による避難施設の早急な開設を図るため。）
③ 公共的団体のうち関係する団体（第１編第３章２）
④ 避難・誘導補助や救援補助の協力を要請することが可能な団体

この場合、避難先地域を管轄する市町長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

（２）避難の指示の内容

知事は、避難経路や交通手段等について関係機関と迅速な調整をし、総合的な判断に基づき決定した避難の指示の内容を要避難地域の市町等へ通知する（本節３による）。

（３）避難の指示の国の対策本部長への報告（法 54 条⑧）

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

５　避難指示の住民等への伝達・周知（法 54 条）

（１）放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

① 放送

放送事業者である指定地方公共機関は、避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画の定めるところにより、避難の指示の内容について、速やかに、正確、簡潔に放送するものとする。

② 避難の指示の放送内容及び方法

放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

（２）市町長等による伝達

① 市町長による伝達

市町長は、**知事**から避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、避難の指示を住民等に速やかに伝達するものとする。

消防機関は、市町と協力して消防自動車等を活用するなどして、避難の指示の内容が的確かつ迅速に伝達されるように努めるものとする。

また、市町は、「避難実施要領」を速やかに作成し、住民の避難を実施するものとする（本章第４節及び第８章による）。

② **県**等による伝達

知事は、所管する施設の管理者への伝達に努める。

県警察は、警報の伝達に準じて、避難の指示が住民等に速やかに伝達されるように図る。

（３）高齢者、障害者等への伝達（法 65 条）

市町長等は、高齢者、障害者等への伝達については、以下の区分に応じて特に配慮する。

① 病院・社会福祉施設利用者への伝達

市町長は、管轄する地域の病院・社会福祉施設の管理者に対して連絡するものとする。

② 在宅の高齢者、障害者等への伝達

市町長は、自治会、自主防災組織等と連携し、在宅の高齢者、障害者等に対して直接連絡を行うよう努めるものとする。

③ 外国人への伝達

市町長は、外国人に対して伝達を行うよう努めるものとする。

④ 入院患者等への伝達

病院・社会福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等に対して、重病入院患者、他の入院患者、高齢者、障害者等へそれぞれに伝わるよう留意して、迅速かつ的確に伝達を行うものとする。

６　県等の区域を越える住民の避難（法 58 条、59 条）

（１）他の都道府県への避難

① 関係都道府県との協議

知事は、**県**の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、速やかに次の事項について協議する。

○避難住民数、避難住民の受入予定地域
○避難の方法（輸送手段、避難経路）　等

② 大規模な着上陸侵攻に伴う避難の場合の協議

大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、①の都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。

③ 事務の委託

避難先の都道府県知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事は、避難先の都道府県知事に対し、国民保護法第１３条に基づき、事務の委託を行うものとする。

（２）他の都道府県からの避難の受入

① 県内市町との受入協議

知事は、他の都道府県から協議を受けた場合には、県内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。

この場合、必要に応じ県内の市町と協議を行い、**知事**は、受入地域を決定した場合には、受入地域を管轄する市町長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

（３）県内において市町の区域を越える場合の避難

知事は、県内において市町の区域を越えて避難する必要がある場合も県の区域を越える避難に準じて協議、通知等を行う。

（４）総務大臣の勧告等

知事は、**県**の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずるものとする。

なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずる。

７　地域特性等への配慮

避難に当たっては、日本海に面し、背後を白山などの高い山に囲まれており、また日本海に突出した能登半島を有するという地形や冬期に積雪があるという自然条件など本県の特性に十分配慮する。

また、金沢市を中心とする地域に人口が集中していること、原子力発電所が立地していること、過去に能登半島沖で不審船の逃走事件が発生したことなども十分考慮し、対応する。

（１）半島部が内陸部と分断された場合における避難

知事は、半島部が内陸部と分断された場合や、橋梁の破壊により陸路での交通が遮断された場合、状況により、海上保安庁、自衛隊、県警察、関係市町、運送事業者等と連携して、住民の避難のための船舶や航空機等による交通手段を確保し、安全を確認した上で、避難の指示を行う。

この場合、輸送力の確保に努める必要があるため、以下の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡する。

【連絡すべき情報】

○避難すべき住民の数、想定される避難方法

○現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

また、**知事**は、運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、関係する運送事業者と連絡をとり、運送に係る個別の調整を行う。

この場合、**県**は、関係市町と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるよう地域を分割して、各地域ごとに各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や港湾、漁港、能登空港までの運送手段、運送経路等）を定める。

（２）離島における避難

知事は、離島の住民の避難が必要となる場合、関係市町、海上保安庁等と連携しながら、「（１）半島部が内陸部と分断された場合における避難」の方法に準じ、船舶等による避難の指示を行う。

（３）自衛隊施設の周辺地域における避難

知事は、状況により、自衛隊、県警察、関係市町、運送事業者等と連携して、住民の避難のための交通手段を確保し、安全を確認した上で、避難の指示を行う。

この場合、輸送力の確保に努める必要があるため、消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡する。

（４）原子力事業所周辺地域における避難（詳細は、第３編４章３節）

知事は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、屋内退避（コンクリート屋内へ避難することが望ましい。）又は他の地域への避難の指示を行う。

（５）都市部における避難

知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、次のように避難の指示を行う。

（ア）避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行う。

（イ）それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応する。

なお、大都市の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

（６）大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、知事は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

（７）冬期の積雪時における避難

知事は、次の点に留意して避難の指示を行う。

○避難の経路や交通手段が限定され移動に長時間を要する

○避難住民の健康管理を適切に行う必要性がある

○基幹道路の除雪状況

また、平素から基幹道路の除雪体制の整備に努める。

８　事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項

（１）ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

①　国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合

知事は、国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。

また、この場合において、移動の安全が確保されない場合は、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させるなど適切な措置を講ずる。

②　避難措置の指示を待ついとまがない場合

市町長は、ゲリラによる急襲的な攻撃により、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合など、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合は、独自の判断で退避の指示を行い、住民を一時的に退避させるものとする。

また、同様の場合、**知事**は、当該攻撃が行われた現場における被害の状況及び緊急性等を勘案して、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

③　調整、支援

知事は、避難住民の誘導に際しては、市町と県警察、海上保安庁、自衛隊の連携が図られるように広域的見地から市町長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。

また、住民の避難が円滑に行われるよう、**県対策本部**の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

※【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（例）
○　本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が行われ、ＡＡ地区において潜伏している可能性がある。 ○　ＡＡ地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。 ○　ＢＢ地区の住民については、市町長による誘導に従い、ＣＣ地区へ避難すること。 健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

（２）弾道ミサイルによる攻撃の場合

①　屋内避難

弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示され、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要であることから、**知事**は、できるだけ、近傍の次の施設等に避難させる。

○コンクリート造り等の堅ろうな施設
○建築物の地階
○地下街等の地下施設

弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

②　着弾直後の対応

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、**知事**は、屋内避難を継続させ、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難など、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

※【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（例）

○　弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
　その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。

○　次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

【特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合】
○　要避難地域に該当するＡ市ＡＡ地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

（３）急襲的に航空攻撃が行われる場合

知事は、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

（４）着上陸侵攻の場合

知事は、国の対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、避難対象となる住民数、想定される避難の方法等の着上陸侵攻に関連する情報について、消防庁を通じて、国の対策本部長に早急に連絡する。

なお、大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う、我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当であることから、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

また、国等と連携し、情報不足による住民の混乱の発生の防止に努める。

県警察は、避難経路の確保と秩序だった避難のため、適宜交通規制を行う。

（５）ＮＢＣ攻撃の場合の避難

知事は、次の点に留意して避難の指示を行う。
○避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずること
○風下方向を避けて避難を行うことなど
また、**知事**は、国の対策本部長が行う、攻撃の特性に応じた当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。

９　避難の指示の解除（法 55 条）

知事は、避難の指示を解除したときは、避難の指示の場合に準じて、通知、伝達等を実施する。

第３節　避難誘導等

１　避難誘導の実施

（１）市町による避難住民の誘導

市町長は、避難の指示があるときは、避難住民を避難先地域まで誘導するため、次のことなどを実施するものとする。

○直ちに避難実施要領（本章第４節）を策定するものとする。
○職員（消防を含む）を指揮するものとする。
○避難住民を誘導するため必要があるとき、警察署長、海上保安部長等又は国民保護等派遣部隊の長（法施行令で定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に対して避難住民の誘導を要請するものとする。
○避難先地域において当該市町の住民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行うものとする。
○できる限り自治会、町内会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うよう努めるものとする

（２）県による避難住民の誘導

知事は、次の場合、避難誘導を実施する。

①　市町長による誘導が行われない場合（法 67 条③）

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合は、市町長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。

この場合、**知事**は、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町長により行われないときは、市町長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

②　**知事**が高齢者、障害者等施設の管理者であるとき（法 65 条）

知事が次の施設の管理者であるときは、自ら避難誘導を行うなど避難が円滑に行われるために必要な措置を講ずる。

○病院、診療所、老人福祉施設、障害者福祉施設、特別支援学校など自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設

【誘導方法】

拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等のほか車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などできる限りの措置を講ずる。

③　留意点（法 67 条⑤）

避難住民を誘導する県職員は、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生する恐れがあるときは、危険な事態発生の防止のため、危険を生じさせ又は危害を受けるおそれのある者等に必要な警告又は指示をする。

（３）県による避難住民の誘導の支援等

①　市町長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町長から避難実施要領を策定するに当たって意見を求められた場合、避難の指示の内容に照らし市町長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。

この場合、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

②　市町長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

③　市町長による避難住民の誘導の支援や補助（法 67 条①④）

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町長に対して食料、飲料水、医療、情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。

市町長からの支援の要請があった場合についても同様とする。

特に、次の場合は、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

○市町長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合

○市町長から要請があった場合

④　広域的見地からの市町長の要請の調整（法 63 条②③）

知事は、複数の市町長から警察官等による避難住民の誘導の要請があった場合など市町長からの要請が競合した場合、それらの優先順位を定めるなど所要の調整を行う。

また、市町長から県警察等に連絡が取れない場合には、警察官等による避難住民の誘導に関して、**知事**が要請を行う。

⑤　市町長への避難誘導に関する指示（法 67 条②）（再掲）

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合は、市町長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。

この場合、**知事**は、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町長により行われないときは、市町長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

⑥　国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行う。

また、**県**のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

⑦　内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

⑧　避難住民の運送の求めに係る調整（法 71 条①、72 条、73 条②③④）

知事は、次のいずれかの場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるなど、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、調整を行うとともに、必要に応じ、自ら運送の求めを行う。

○市町の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合

○複数の市町長による運送の求めが競合した場合

○複数の市町長による運送の求めが競合することが予想される場合

ア　運送事業者が指定地方公共機関の場合

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。

当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

イ　運送事業者が指定公共機関の場合

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知し、避難住民の運送を行うべきことについて国の対策本部長の総合調整を促す。

⑨　指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定地方公共機関は、**知事**又は市町長から避難住民の運送の求めがあったとき、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。

また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

⑩　県警察による支援等

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑かつ安全に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、次のことを実施する。

○交通規制や混乱の防止
○車両・航空機等による情報収集
○市町からの要請に基づく所要の措置
○避難警備対策の実施
○避難時の治安の維持

また、県警察は、避難時における避難住民等の警備に配慮する。

2　被災地における安全確保等（法 22 条）

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、次のことを行うなど住民の安全確保、犯罪の予防に努める。

○被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化
○避難所等の定期的な巡回等
○被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締り

また、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。

警察署等は、次のことを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

○地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなどの連携の確保
○住民等からの相談への対応

【市町における避難誘導に対する**県**の支援等】（イメージ図）

県による避難住民の誘導の仕組みについて図示すれば、次のとおりである。

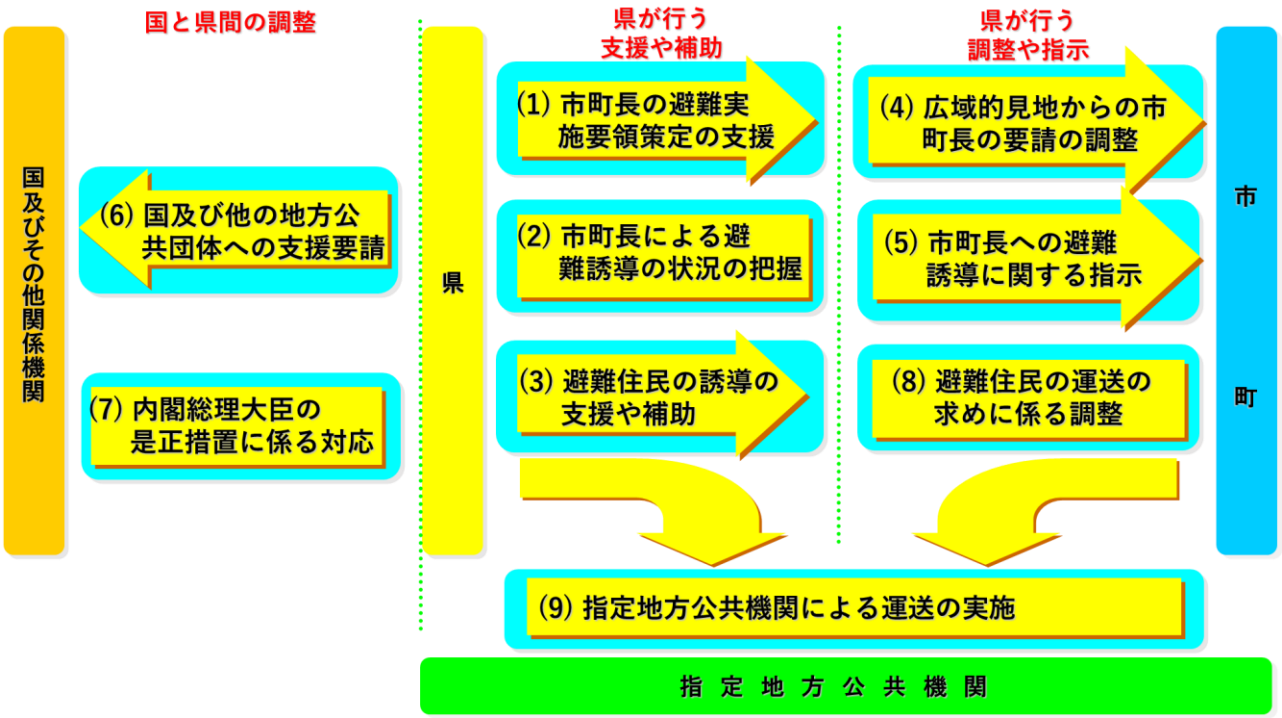

第４節　避難実施要領

１　避難実施要領の策定

市町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、避難指示の内容（第３編第２章第２節３）に基づき直ちに、**県**、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が示す留意事項を参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定し、住民等へ伝達するものとする。

また、避難の指示を受ける前の段階においても策定のための準備をするものとする。

なお、避難実施要領に定める事項は、次のとおりである。

①　避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

②　避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

③　避難の実施に関し必要な事項

２　避難実施要領作成の際の主な留意事項

避難実施要領作成の際の主な留意点は、次のとおりである。

項　　目	留 意 事 項	記　載　例　等
①　要避難地域	○避難が必要な地域の住所を可能な限り明示する。	Ａ市Ａ１地区１－２、１－３の住民は「Ａ１町内会」、Ａ市Ａ２地区１－１の住民は各ビル事業所及び「Ａ２町内会」を避難の単位とする
②　避難住民の誘導の実施単位	○自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。	
③　避難先	○避難先の住所、施設名を可能な限り具体的に記載する。	避難先:Ｂ市Ｂ１地区２－３にあるＢ市立Ｂ１高校体育館
④　一時集合場所	○避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所、場所名を可能な限り具体的に明示する。	集合場所:Ａ市Ａ１地区２－１のＡ市立Ａ１小学校グラウンドに集合する。 集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、高齢者、障害者等については自動車等の使用を可とする。
⑤　集合方法	○集合場所への交通手段を記載する。	
⑥　集合時間	○避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。	バスの発車時刻:△月△日１５時２０分、１５時４０分、１６時００分
⑦　集合に当たっての留意事項	○集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。	集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。

項　　目	留 意 事 項	記　載　例　等
⑧　避難の手段	○集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示する。	集合後は、△△鉄道△△線ＡＡ駅から、△月△日の△△：△△より 10 分間隔で運行するＢ市Ｂ１駅行きのバスで避難を行う。Ｂ市Ｂ１駅に到着後は、Ｂ市及びＡ市職員の誘導に従って、徒歩でＢ市立Ｂ１高校体育館に避難する。）
⑨　避難の経路	○避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。	
⑩　市町職員、消防職団員の配置等	○避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示し、連絡先等を記載する。	・住民への周知要員　氏名 ・避難誘導要員　　氏名　など
⑪　高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応	○高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するため　に、これらの者への対応方法を　記載する。	誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。　また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施への協力を要請する。
⑫　要避難地域における残留者の確認	○要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。	避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。
⑬　避難誘導中の食料等の支援	○避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。	避難誘導要員は、△月△日１８時ちょうどに避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。
⑭　携行品、服装	○避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行　品、服装について記載する。	携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし，身軽に動けるようにする。　服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。 なお、ＮＢＣ災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。
⑮　緊急連絡先等	○避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先を記述する。	緊急連絡先：Ａ市対策本部 担当　□山△男 電話　０７◇-◇５２-◇◇５３ 電話　０９０-◇◇５２-◇◇５３ FAX　０７◇-◇５２-◇◇５４

【避難実施要領の例】

避難実施要領（例）

石川県　Ａ　市長
△月△日△時現在

１　避難の経路、避難の手段その他避難の方法
Ａ市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

（１）Ａ市のＡ１地区の住民は、Ｂ市のＢ１地区にあるＢ市立Ｂ１高校体育館を避難先として、△日△時を目途に住民の避難を開始する。
【避難経路及び避難手段】
○　避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）
バスの場合：Ａ市Ａ１地区の住民は、Ａ市立Ａ１小学校グラウンドに集合する。その際、△日△時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、△△バス会社の用意したバスにより、国道△号線を利用して、Ｂ市立Ｂ１高校体育館に避難する。
鉄道の場合：Ａ市Ａ１地区の住民は、△△鉄道□□線ＡＡ駅前広場に集合する。その際△日△時△分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、ＡＡ駅までの経路としては、できるだけ国道△号線又はＡＡ通りを使用すること。集合後は、△日△時△分発Ｂ市Ｂ１駅行きの電車で避難する。Ｂ市Ｂ１駅到着後は、Ｂ市職員及びＡ市職員の誘導に従って、主に徒歩でＢ市立Ｂ１高校体育館に避難する。
船舶の場合：Ａ市１地区の住民は、Ａ市Ａ港に、△日△時△分を目途に集合する。その際、△日△時△分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、△日△時△分発Ｂ市Ｂ１港行きの、△△汽船が所有するフェリー△△号に乗船する。
（・・・・以下略・・・・）

（２）Ａ市Ａ２地区の住民は、Ｂ市Ｂ２地区にあるＢ市立Ｂ２中学校を避難先として、△日△時△分を目途に住民の避難を開始する。
（・・・・以下略・・・・）

２　避難住民の誘導の実施方法
（１）職員の役割分担
避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。
○住民への周知要員、○避難誘導要員、○市対策本部要員、○現地連絡要員、
○避難所運営要員、○水、食料等支援要員　等

（２）残留者の確認
市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

（３）高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導
誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

３　その他避難の実施に関し必要な事項
（１）携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし，身軽に動けるようにする。

（２）服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

（３）避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。
Ａ市対策本部　担当　□山△男
電話　０７◇-◇５２-◇◇５３（内線 ◇◇◇◇）、電話　０９０-◇◇５２-◇◇５３
FAX　０７◇-◇５２-◇◇５４
（・・・・以下略・・・・）

第５節　退避の指示

【退避の指示・通知等】（イメージ図）
退避の指示の発令・通知等について図示すれば、次のとおりである。

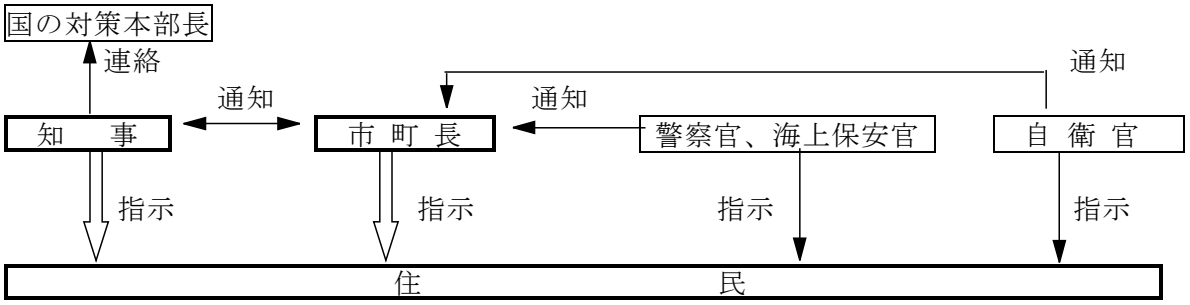

１　市町長等による退避の指示

（１）市町長による退避の指示

市町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるとき、退避の指示を行うものとする。

この場合、速やかに**県**に通知するものとする。

また、退避の必要がなくなったときは、直ちに公示し、**県**に通知するものとする。

（２）知事による退避の指示（法 112 条⑤⑥）

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

【退避の指示（例）】

○　「□□市△△町◇丁目、◇◇市□□町△丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。 ○　「□□市△△町◇丁目、◇◇市□□町△丁目」地区の住民については、△△地区の□□（一時）避難場所へ退避すること。

（３）警察官による退避の指示（法 112 条⑦）

警察官は、次のときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をするものとする。
○市町長又は**知事**による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき
○市町長又は**知事**から要請があったとき

（４）海上保安官による退避の指示（法 112 条⑦）

海上保安官は、次のときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることとなっている。
○市町長又は**知事**による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき
○市町長又は**知事**から要請があったとき

（５）国民保護等派遣部隊の自衛官による退避の指示

自衛官は、市町長等の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができない場合に限り、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができることとなっている。

２　屋内への退避の指示

知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、「屋内への退避」を指示する。

「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

①　ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく、移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

②　敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

３　退避の指示に伴う措置

（１）退避の指示の住民への伝達

県は、退避の指示を行った場合、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施する。

また、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。

（２）関係機関への通知

県は、退避の指示を行った場合、退避を要する地域を管轄する市町長、その他関係機関へ速やかに通知する。

【通知先】

○関係市町長、○**県**の執行機関・関係出先機関、○放送事業者その他の指定地方公共機関、○関係指定公共機関、○その他の関係機関（救援補助の協力を要請することが可能な団体）

また、県警察は、退避の指示の通知を受けた場合は、交通規制など必要な措置を講ずる。

（３）国の対策本部長への連絡

県は、退避の指示を行った場合、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

４　退避の指示の解除

退避の指示の解除の通知、伝達等は、退避の指示の場合と同様の方法により実施する。

また、退避の必要がなくなったときは、**知事**は直ちに公示する。

第３章　救援

避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために、**県**と市町が互いに連携して、救援に関する措置を実施する必要があることから、救援の実施に当たり必要な事項等について定める。

【救援の指示等】（イメージ）
救援の指示等について図示すれば、次のとおりである。

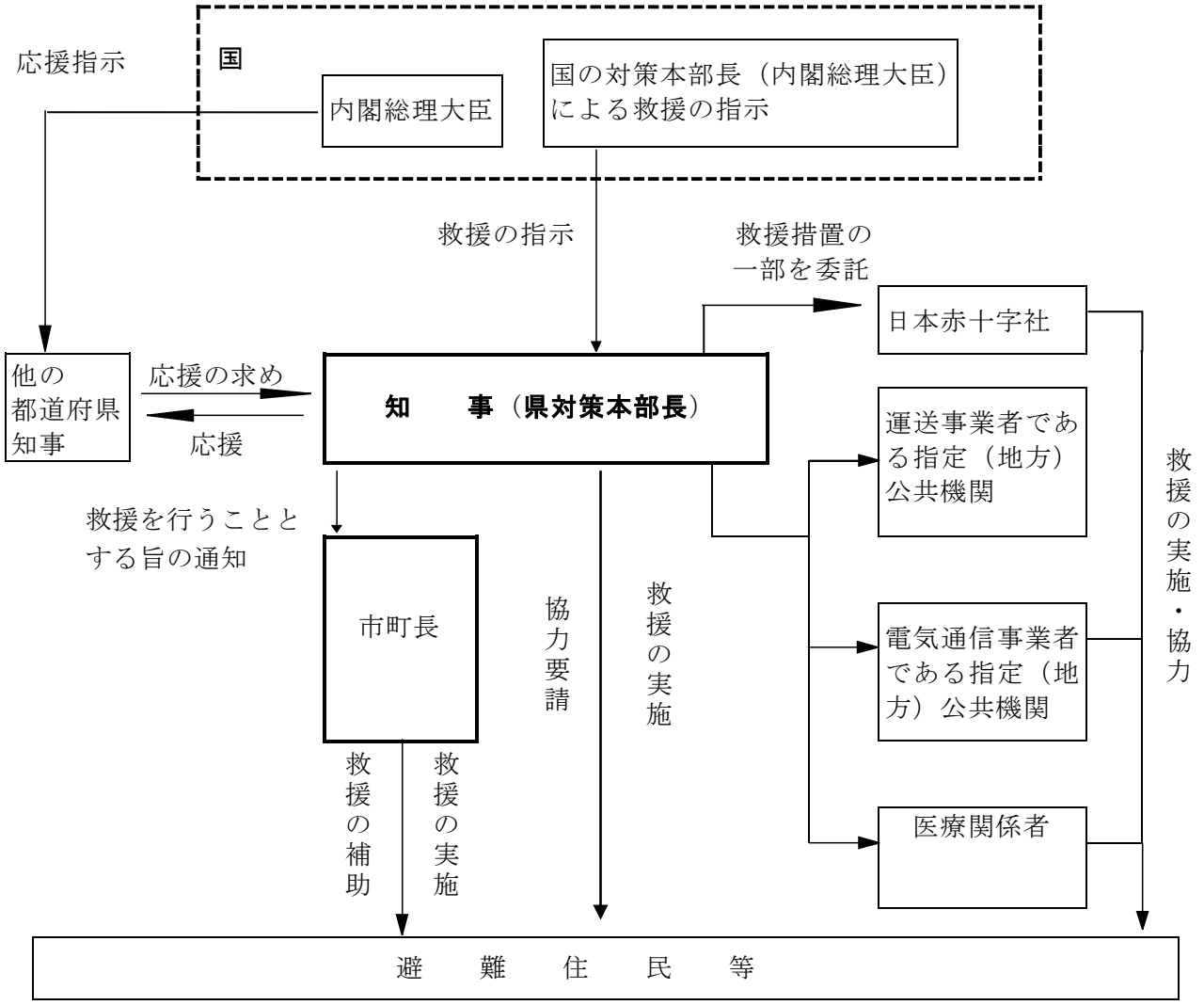

第１節　救援の実施

（１）**救援の実施**（法 75 条①②）

知事は、国の対策本部長から救援の指示を受けたとき、救援を必要としている避難住民、被災者に対し、関係機関の協力を得て、以下に掲げる救援のうち必要なものを実施する。

なお、他の都道府県から避難住民を受け入れたときは、法に基づき、備蓄する物資又は資材を必要に応じ供給する。（法 143 条）

①　収容施設の供与
ア　避難住民又は武力攻撃災害により被害を受けた者等を収容する避難所の設置
イ　武力攻撃災害により住宅が全壊し、自らの資力では住宅を得ることができない者等に対しての応急仮設住宅の供与

②　食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
ア　避難所に収容された者等に対しての炊き出し等による食品の供与
イ　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、現に飲料水を得ることができない者に対しての飲料水の供給
ウ　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、被服、寝具その他生活必需品を失った者等に対してそれらの物資等の給与又は貸与

③　医療の提供及び助産
避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療や助産の途を失った者に対して行う、診療や分べんの介助等

④　被災者の捜索及び救出
武力攻撃災害により、生死不明の状態にある者等の捜索及び救出

⑤　埋葬及び火葬
武力攻撃の際死亡した者についての応急的な埋葬等

⑥　電話その他の通信設備の提供
避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対しての電話その他の通信設備の提供

⑦　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
武力攻撃災害により、住家が半壊等をし、自らの資力では応急修理ができない者に対して行うもの

⑧　学用品の給与
避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失等した児童生徒に対する、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品の支給

⑨　死体の捜索及び処理
ア　武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、死亡したと推定される者の捜索
イ　死亡した者等について行う、死体の洗浄、一時保存等

⑩　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、自己の資力では除去できない者に対して行う除去

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、国の対策本部長からの指示を待たずに救援を行う。

（２）市町長による救援の実施

知事は、救援を迅速に行う必要があると認めるときは、国民保護法第７６条第１項の規定に基づき、**知事**の権限に属する救援の事務の一部を市町長が行うこととする。

この場合、市町長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町長へ通知する。

また、**知事**は、市町長が役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、救援を行うよう指示する。

（３）一般的な留意点

①　高齢者、障害者等への配慮

知事は、高齢者、障害者、乳幼児その他の救援の実施に際し援護を要する者に対しても、適切に救援を実施できるよう、十分配慮する。

②　男女のニーズの違い等男女双方の視点の取入れ

男女のニーズの違い等男女双方の視点を取り入れた救援の実施体制の確立について、十分留意する。

③　着上陸侵攻への対応

知事は、大規模な着上陸侵攻や本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことを基本とする。

第２節　関係機関との連携

（１）国への要請等（法 87 条、144 条）

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。

この場合、具体的な支援内容を示して行う。

また、内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

（２）他の都道府県知事に対する応援の求め（法 12 条①）

知事は、次の場合など救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。

○本県のみで救援措置を行うことが困難と認められるとき

（例）○県内の広範囲な地域で被害が発生した場合

○他の都道府県から大量の避難住民を受け入れた場合

この場合､応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

（３）市町との連携

県は、本章第１節（２）において市町が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務についても、市町長は**知事**の行う救援を補助することとされているため、市町と密接に連携する。

（４）日本赤十字社との連携（法第７条①、77 条③）

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社の自主性を尊重しつつ委託することができる。

この場合、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

また、救援の協力を要請する。

（５）緊急物資の運送の求め等（法 79 条①②）

知事が、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第３編第２章３節１（３）⑧に準じて行う。

（６）その他関係機関への通知等

知事は、国から救援の指示を受けた場合、その内容を関係機関に通知する。

【通知先】

（ア）指定（地方）公共機関（救援への協力を行う機関）

（イ）その他関係団体（救援への協力を行う機関）

第３節　救援の基準及び内容

１　救援の基準（法 75 条③）

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成２５年内閣府告示第２２９号。以下「救援の程度及び基準」という。）に　基づき救援を行う。

なお、救援の期間は、救援の指示があった日又は救援を開始した日（救援指示を待ついとまがないと認められる場合）から内閣総理大臣が定める日までとされている。

また、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、**知事**は、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

２　救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、**県対策本部**内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する（第２編第２章２）。

また、救援の事務の一部を市町長が行うこととすることがあることにかんがみ、市町長に基礎的資料を提供し、情報の共有に努める。

３　救援の実施に関する留意事項

救援の実施の際の留意事項は、次のとおりである。

（１）収容施設の供与

①　情報の把握

提供対象人数及び世帯数の把握

②　関係機関等との連携

○　避難所開設、応急仮設住宅の建設に当たっての市町等との連携

○　応急仮設住宅、長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の、国等への支援要請

③　避難所、応急仮設住宅等の供与

○　避難所の開設、応急仮設住宅、長期避難住宅等の供与

・避難所の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、天幕等とその用地の把握）
・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する応急仮設住宅、長期避難住宅等の供与
・臨時に開設するものであっても、消防法に準拠して消防用水、消火設備等を設置

○　運営管理

・情報の伝達、食品・飲料水等の配付、清掃等についての避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう配慮
・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
・避難所におけるプライバシーの確保への配慮
・男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った避難所の運営
・健康相談などの相談窓口の開設　など

○　収容期間が長期にわたる場合の対応

・長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握

（２）食品・飲料水及び生活必需品（以下この節において「供給すべき物資」という。）等の給与又は貸与

①　情報の把握

○　提供対象人数及び世帯数の把握

②　関係機関との連携

○　供給すべき物資等の給与等に当たっての市町等との連携

○　供給すべき物資等の不足、調達困難な場合の、国等への支援要請

③　供給すべき物資等の給与等

○　供給すべき物資等の備蓄量等の確認

○　供給すべき物資等の供給体制の整備、流通網の確認

○　引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

（３）医療の提供、助産

①　情報の把握

○　医薬品、医療資機材、ＮＢＣ対応資機材等の所在の確認

○　被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集

○　救護班（医師、看護師、助産師等で編成する救護班）の編成、派遣及び活動に関する情報の収集

○　避難住民等の健康状態の把握

○　利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握

②　関係機関等との連携

○　医療の提供等に当たっての医療機関等との連携

○　医薬品、医療資機材等が不足した場合の、被災地・避難先以外の医療機関等への支援要請及び広域的な後方医療活動の要請

○　物資の引渡し場所や一時集積場所の確保

○　必要に応じての防衛大臣に対する患者の搬送要請

③　医療等の提供

○　救護班の編成、派遣及び活動

○　臨時の医療施設における応急医療体制の確保

○　医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合の医療関係者の安全の確保への配慮

（４）被災者の捜索、救出

①　情報の把握

○　市町等が行う安否情報、被災情報等の情報収集への協力、県管理施設における被災情報等の収集

②　関係機関等との連携

○　被災者の捜索、救出の実施に当たっての市町、県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等との連携

○　自主防災組織、住民で実施可能な範囲での被災者の捜索、救出についての自主防災組織等との連携

③　被災者の捜索、救出

○　実施者の安全の確保に配慮して、避難の指示が解除されたとき又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなったときなどにおいて実施

（５）埋葬及び火葬

①　情報の把握
- ○　墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ○　埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制の確立

②　関係機関等との連携
- ○　関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保

③　埋葬及び火葬の実施
- ○　あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応
  （参考：「広域火葬計画の策定について（平成９年１１月１３日衛企第１６２号厚生省生活衛生局長通知）」）
- ○　県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ○　墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合の対応
  （国民保護法第１２２条及び国民保護法施行令第３４条）
  （厚生労働省が定める同法第５条及び第１４条の特例）

（６）電話その他の通信設備の提供

①　情報の把握
- ○　収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握

②　関係機関等との連携
- ○　電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整

③　電話その他の通信設備の提供
- ○　電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ○　聴覚障害者等への対応

（７）武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

①　情報の把握
- ○　住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）の確立

②　関係機関等との連携
- ○　応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保

③　住宅の応急修理
- ○　住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ○　応急修理の相談窓口の設置
- ○　内閣府で定める救援の程度、方法の限度額に特に注意

（８）学用品の給与

①　情報の把握
- ○　児童生徒の被災状況の収集
- ○　不足する学用品の把握

②　関係機関等との連携
- ○　学用品の給与体制の確保

③　学用品の給与
- ○　被害の実情に応じて現物を支給

（９）死体の捜索及び処理

①　情報の把握
　○　被災情報、安否情報の確認

②　関係機関等との連携
　○　県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携

③　死体の捜索及び処理
　○　死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
　○　死体の処理方法
　　（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
　○　死体の一時保管場所の確保

（10）住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

①　情報の把握
　○　障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集

②　関係機関等との連携
　○　障害物の除去の施工者との調整

③　土石、竹木等の除去
　○　障害物の除去の実施時期
　○　障害物の除去に関する相談窓口の設置

４　医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

県は、医療機関等と連携して、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

（１）核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

①　医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施
②　内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

（２）生物剤による攻撃の場合の医療活動

①　病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置など、感染症に対する治療及びまん延防止のための適切な措置の実施
②　医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置の実施
③　国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

（３）化学剤による攻撃の場合の医療活動

①　国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
②　県警察、消防機関及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上での、可能な限り早期の患者の除染や適切な医療機関への速やかな搬送など、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等の実施

第４節　救援の際の物資の売渡し要請等

（法 81 条、82 条①、83 条①、84 条①②、85 条①②）

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、法の規定に基づき、次の措置を講ずる。

○　救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請

○　前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用

○　特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令

○　収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）

○　特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

○　特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

○　医療の要請及び指示

この場合、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ措置を講ずることに留意し、特定物資の収用や保管命令、土地等を使用のときは、公用令書を交付して行う。

また、自ら行うことが困難な場合には、指定（地方）公共機関の長に実施を要請する。

第４章　武力攻撃災害への対処措置

武力攻撃災害を防除及び軽減する措置、その他生活関連等施設に対する武力攻撃災害による被害が最小となるようにするための措置を的確かつ迅速に実施するために必要な事項等について定める。

【武力攻撃災害への対処等】（イメージ図）
武力攻撃災害への対処措置の流れを図示すれば、次のとおりである。

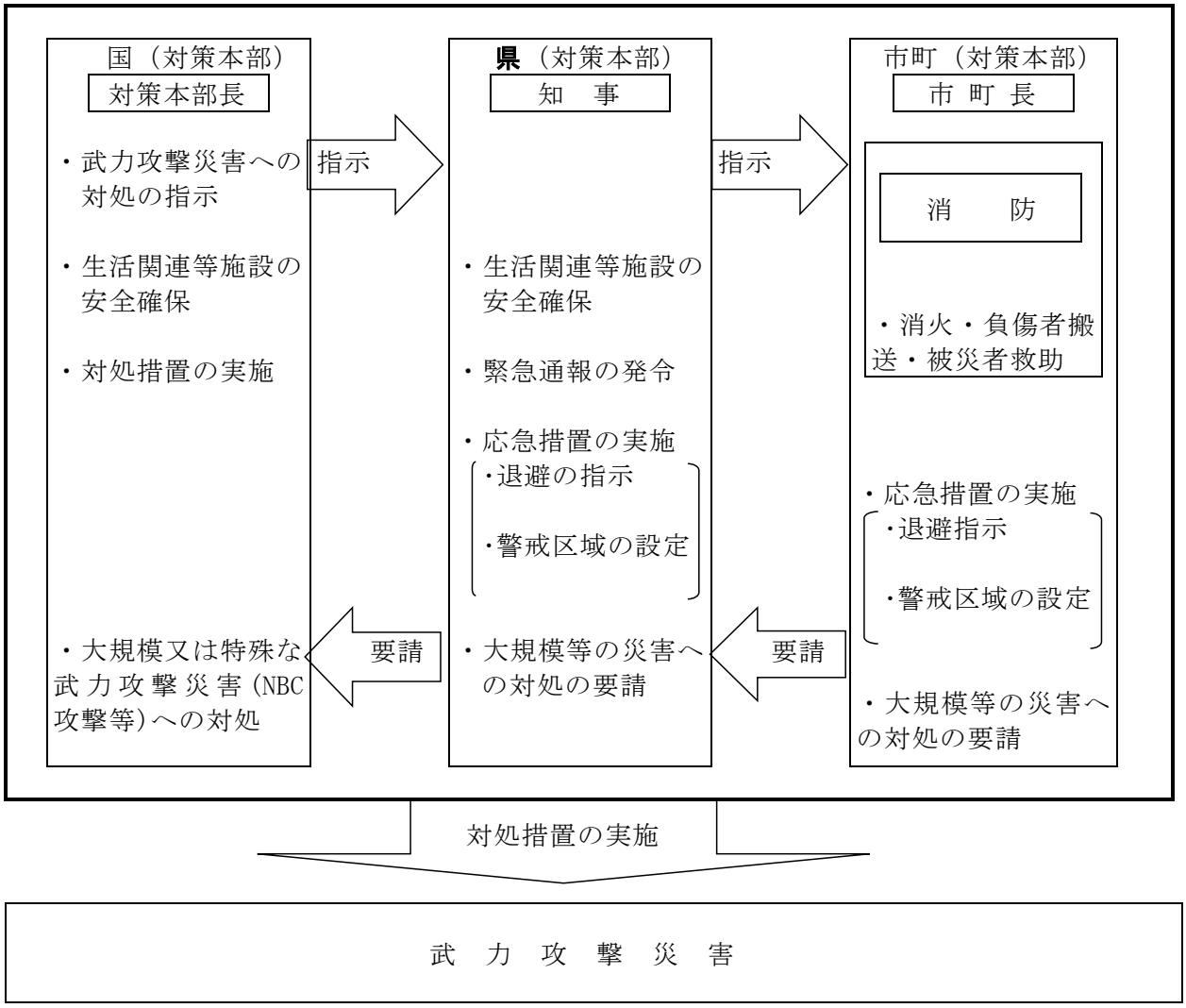

第１節　武力攻撃災害への対処の基本的考え方等

１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方

（１）武力攻撃災害への対処（法 97 条②）

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

また、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、緊急の必要があると認めるときは、県内の市町長、消防長等に対し、武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずるよう指示する。

（２）国の対策本部長への措置要請（法 97 条④）

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、次の場合など武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

○武力攻撃により多数の死者が発生した場合

○ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合

（３）市町長による武力攻撃災害への対処等（法 97 条②）

市町長は、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずるものとする。

また、**知事**から武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずるよう指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるものとする。

（４）消防による武力攻撃災害への対処（法 97 条⑦）

消防は、その施設及び人員を活用して、武力攻撃による火災から住民等の生命、身体及び財産を保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

また、**知事**から武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずるよう指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるものとする。

（５）対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

２　武力攻撃災害の兆候の通知（法 98 条⑤）

知事は、次のいずれかのときで、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する（県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行った上で）。

○市町長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたとき

○武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報があるとき

（例）

○武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊

○毒素等による動物の大量死

○武器、爆弾の発見など

また、**知事**は、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

第２節　生活関連等施設の安全確保等

１　生活関連等施設の安全確保（法 102 条）

（１）基本的考え方

知事は、生活関連等施設が国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

（２）生活関連等施設の状況の把握

県は、**県対策本部**を設置した場合、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、県内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安庁と連携して、必要な情報の収集を行う。

また、関係機関で当該情報を共有する。

この場合、**知事**は、所管省庁が定めた安全確保の留意点（第２編第３章第２節１）に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

（３）施設管理者に対する措置の要請（法 22 条、102 条①）

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、次のような安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

○施設の巡回の実施、○警備員の増員、○警察との連絡体制の強化等による警備の強化、
○防災体制の充実等

この場合、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、施設の管理者及びその他施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

（注）緊急の場合、生活関連等施設の所管省庁が当該要請を行った場合には、**知事**に通知されることとされている。

（４）県が管理する施設の安全の確保（法 102 条③）

知事は、**県**が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合、**知事**は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の**県**が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

（５）立入制限区域の指定の要請（法 102 条⑤⑥⑦）

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合、**知事**は、ダム、原子力発電所、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請する。

また、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性があると判断される場合など危険が切迫している場合、速やかに要請する。

県公安委員会は、**知事**から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

なお、県公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知する。

【立入制限区域】

① 範囲

県公安委員会又は海上保安部長等が設定する次の区域

○生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域

② 公示等

県公安委員会又は海上保安部長等は、立入制限区域を指定したときは、**県**の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示

また、現場においては、警察官又は海上保安官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明示

③ 効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令

（６）国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、**知事**は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、次の情報等を迅速に把握する。

○講じている措置の内容
○今後必要と考えられる措置
○国において講ずべき措置

（７）国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手する。

また、その方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合、**知事**は、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

（１）危険物質等に関する措置命令（法 103 条①③）

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、当該措置に加えて、緊急に必要があると認めるとき危険物質等の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

（２）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告（法 103 条②④）

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、（１）の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

（３）既存の法令に基づく措置と危険物質等に関する措置命令との対応関係

既存の法令に基づく措置と（１）の①から③の措置との対応関係は次の表のとおり。

<table>
<tr><th rowspan="2">物質の種類</th><th rowspan="2">区　　分</th><th colspan="3">措置及び根拠法令</th></tr>
<tr><th>① 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限</th><th>② 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限</th><th>③ 所在場所の変更又はその廃棄</th></tr>
<tr><td>消防法第２条第７項の危険物（同法第９条の４の指定数量以上のものに限る。）</td><td>消防法第11条第１項第１号の消防本部等所在市町以外の市町の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（２以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び１の消防本部等所在市町の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの</td><td>消防法
第 12 条の３</td><td>国民保護法
第 103 条第
３項</td><td>国民保護法
第 103 条第
３項</td></tr>
<tr><td rowspan="2">毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第２条第１項の毒物及び同条第２項の劇物（同法第３条第３項の毒物劇物営業者、同法第３条の２第１項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）</td><td>毒物及び劇物取締法第４条第１項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合）</td><td rowspan="2">国民保護法
第 103 条第３項</td><td rowspan="2">国民保護法
第 103 条第
３項</td><td rowspan="2">国民保護法
第 103 条第
３項</td></tr>
<tr><td>毒物及び劇物取締法第３条の２第１項の特定毒物研究者又は前条第２号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの</td></tr>
</table>

物質の種類	区　　分	措置及び根拠法令		
		①　取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限	②　製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限	③　所在場所の変更又はその廃棄
火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第２条第１項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること	火薬類取締法第 45 条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること			
高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第２条の高圧ガス（同法第３条第１項各号に掲げるものを除く。）	第１種製造者、第２種製造者、第１種貯蔵所若しくは第２種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第６条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第 37 条の４第３項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第１種貯蔵所、第２種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること	高圧ガス保安法第 39 条		
	第１種製造者、第２種製造者、第１種貯蔵所又は第２種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第６条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第 37 条の４第３項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること			

物質の種類	区　　分	措置及び根拠法令		
		①　取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限	②　製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限	③　所在場所の変更又はその廃棄
医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第１項の毒薬及び同条第２項の劇薬（同法第46条第１項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	国民保護法第 103 条第３項	国民保護法第 103 条第３項	国民保護法第 103 条第３項
備考　１　この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第２条第８号　の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 ２　自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬　類取締法第 50 条の２第１項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、　県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

３　石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処（法 104 条）

（１）基本的考え方

県は、金沢港石油基地、七尾国家石油ガス備蓄基地に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とし、石川県石油コンビナート等防災計画に基づき対処する。

また、石油コンビナート等は、危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

（２）警備の強化等

知事は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、施設の管理者に対して、安全確保のため、次の措置を講ずるよう要請する。

①　施設の巡回の強化
②　警備員の増員
③　警察との連携体制の強化等による警備の強化
④　自主防災組織の強化
⑤　その他施設の安全確保のために必要な措置

この場合、施設の管理者は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関等に対し、必要な支援を求めるものとする。

県警察は、施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

（３）武力攻撃等の兆候の通報

施設の管理者は、施設において、武力攻撃災害の兆候を発見したとの報告を従業員等から受けた場合、直ちに、関係市町長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

（４）応急措置等

①　立入制限の指定の要請、警戒区域の設定

ア　**知事**は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長に対し、立入制限区域の指定を要請する。

県公安委員会は、**知事**から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

イ　所在地の市長は、特に必要がある場合、警戒区域の設定などの応急措置（本章第５節）を講ずるものとする。

ウ　**知事**は、施設の管理者からの通報内容等を勘案し、事態の状況により緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定などを行う。

②　住民の避難等の措置

ア　**知事**は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。

この場合、「屋内への避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。

イ　所在地の市長は、特に必要がある場合、退避の指示などの応急措置（本章第５節）を講ずるものとする。

ウ　**知事**は、施設の管理者からの通報内容等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、緊急の必要があるとき、退　避の指示などの応急措置を講ずる。

③　救出、医療救護の実施

知事は、住民及び施設の従業員等の生命及び身体を保護するため、関係医療機関と密接な連携をとりつつ、武力攻撃事態等における救出、医療救護措置を講ずる。

④　施設の安全の確保

知事は、生活関連等施設に関する措置で必要な措置を講ずる。

また、高圧ガス等に係る高圧ガス保安法等に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、次の措置を講ずべきことを命ずる。

（ア）高圧ガス等の取扱所の使用の一時停止又は制限
（イ）高圧ガス等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
（ウ）高圧ガス等又はこれを充てんした容器の所在場所の変更又はその廃棄

なお、必要な場合、高圧ガス等の取扱者に対し、警備の強化を求めるほか、高圧ガス等の管理の状況について報告を求める。

第３節　武力攻撃原子力災害への対処等

本県には、原子力発電所が立地しており、原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合の周囲への影響にかんがみ、「武力攻撃原子力災害」への配慮が特に必要であることから、国の総合的な方針に基づき、国と連携しながら県地域防災計画（原子力防災計画編）に準じて適切な措置を講ずるために必要な事項について定める。

１　基本的考え方（法 105 条）

（１）原子力事業者の措置

原子力事業者は、原子力発電所に対し「武力攻撃」が発生し又はそのおそれがあるときは、国からの命令、又は事態の緊急性若しくは**県**からの要請等を考慮し原子炉の運転を停止するなど、放射性物質等の放出を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（２）県の措置及び関係機関との緊密な連携

県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、県地域防災計画（原子力防災計画編）に定められた措置に準じた措置を講ずる。

また、法により、武力攻撃原子力災害への対処についても国の対策本部において総合的に推進することとされているため、国の対策本部と緊密に連携し、正確な情報の収集・伝達を行い、応急対策の実施体制の迅速な確立を図る。

この場合、関係市町、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊、指定（地方）公共機関と連携して、武力攻撃原子力災害による被害を最小にとどめるため、応急対策の実施を図る。

２　武力攻撃災害の発生防止のための要請等

（１）安全確保のための要請（法 102 条①④）

知事は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、原子力発電所原子力防災管理者（発電所長）（以下、本節において「原子力防災管理者（発電所長）」という。）に対して、安全確保のため、次の措置を講ずるよう要請する。

① 施設の巡回の強化
② 警備員の増員
③ 警察との連携体制の強化等による警備の強化
④ その他施設の安全確保のために必要な措置

この場合、原子力防災管理者（発電所長）は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関等に対し、必要な支援を求めるものとする。

県警察は、原子力防災管理者（発電所長）から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

（２）原子炉の運転停止等の要請

① 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、原子力規制委員会に対して、原子炉の運転停止等の必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

② 原子力事業者に対する要請

知事は、武力攻撃原子力災害の発生等を防止するため特に緊急の必要があると認めるときは、法の規定に基づき、原子力事業者に対して、安全確保のために原子炉の運転停止等の必要な措置を講ずるよう要請する。

（参考）法第２１条第３項

指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長等は、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関の所掌事務又は当該地方公共団体の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

３ 武力攻撃等の兆候の通報

原子力防災管理者（発電所長）は、原子力発電所及びその周辺において、武力攻撃及び武力攻撃災害の兆候を発見したとの報告を従業員等から受けた場合、第３編第４章第１節１に準じて対処することとし、直ちに、**知事**、関係市町長、県警察本部長及び海上保安部長に通報するものとする。

４ 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等（法 105 条①）

（１）原子力防災管理者（発電所長）等からの通報

① 原子力防災管理者（発電所長）は、武力攻撃により放射性物質又は放射線が放出され、又はそのおそれがある場合、直ちに、内閣総理大臣、原子力規制員会、**知事**、所在地の町長、県警察本部長及び海上保安部長その他関係機関に通報するものとする。

② **知事**は、原子力防災管理者（発電所長）又は内閣総理大臣、原子力規制員会から通報を受けたときは、内容の確認を行い、あらかじめ定める連絡方法により、内閣総理大臣、原子力規制員会（同大臣、委員会からの通報の場合は除く。）、関係周辺市町長、県警察本部長及び海上保安部長その他関係機関に通報するとともに、受信確認を行う。

（２）知事による情報の把握

知事は、原子力防災管理者（発電所長）及び内閣総理大臣、原子力規制員会より先に、放射性物質等の放出又は　放出のおそれがあるとの情報を得た場合には、直ちに、原子力防災管理者（発電所長）及び内閣総理大臣、原子力規制員会にその内容を確認する。

また、確認した場合、（１）に掲げる通報を行う。

５ 国の対策本部長による応急対策の実施に係る公示の通知（法 105 条⑦⑧）

（１）応急対策実施の公示の通知（原災法第 15 条第２項に相当）

知事は、国の対策本部長が、放射性物質又は放射線が原子力発電所外へ放出されることで、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認め、応急対策の実施に係る次の事項について公示を発出し、その通知を受けた場合、警報の通知（第３編第２章第１節１）に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

① 武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するための応急の対策を実施すべき区域（応急対策実施区域）

② 武力攻撃原子力災害に係る事態の概要

③ ①、②の他、応急対策実施区域内の住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

（２）知事による公示の通知先

① 関係市町長

② 県の執行機関・関係出先機関

③ 指定地方公共機関（放送事業者等）

④ その他の関係機関

６　県現地対策本部の設置等

（１）国の武力攻撃原子力災害現地対策本部等の設置

内閣総理大臣は、通報（本節４）がなされた場合には、安全の確保に留意しつつ、直ちに国の現地対策本部を国が別に定める場所（原則として石川県志賀オフサイトセンター（以下、「オフサイトセンター」という。）とされているが、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等）に設置し、**県**や応急対策実施区域を管轄する市町等と、「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」を組織することとなっている。

（２）県対策本部等の設置

知事は、通報（本節４）を受けたときには、県庁において県対策本部体制をとるとともに、安全の確保に留意しつつ、直ちに国が現地対策本部を設置した場所に県現地対策本部を設置するほか、県地域防災計画（原子力防災計画編）の定めの例により行う。

７　応急対策の実施等（法 105 条⑪⑬）

（１）原子力防災管理者（発電所長）の応急対策

原子力防災管理者（発電所長）は、原子力発電所において武力攻撃原子力災害が発生又は発生するおそれがある場合には、直ちに、発生の防止又は拡大の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、突発的に武力攻撃が発生した場合など特に緊急を要するときは、武力攻撃事態等の認定、警報の発令、国の運転停止命令等を待たず、自らの判断により、直ちに原子炉の運転の停止等の措置を行うものとする。

この場合、国、**知事**、関係市町長、県警察本部長及び海上保安部長その他関係機関に、応急対策の実施内容を通報するものとする。

なお、武力攻撃による核燃料物質事業所外運搬時の災害については、専門的知識のある核燃料物質輸送事業者原子力防災管理者等と連携して汚染物質の除去や被害の拡大防止措置を的確に実施するものとする。

（２）県等の応急対策

知事は、国の対策本部長が応急対策実施に係る公示及び指示を行った場合、その指示に基づき、関係市町長等と連携して、応急対策を行う。

また、必要に応じ、関係市町長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

（３）応急対策の内容

①　モニタリングの実施

モニタリングの実施については、状況に応じ、県地域防災計画（原子力防災計画編）の定めの例により行う。

②　立入制限区域の指定の要請（法 102 条⑤）

知事は、安全確保のため必要があるときは、速やかに、県公安委員会又は海上保安部長に対して、原子力発電所の敷地及び周辺区域を立入制限区域に指定するよう要請する。

県公安委員会は、**知事**から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、原子力発電所の敷地及び周辺区域を立入制限区域として指定する。

③　住民の避難等の措置

ア　**知事**は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。

この場合、「屋内への避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。

イ　所在地の町長は、特に必要がある場合、退避の指示などの応急措置（本章第５節）を講ずる。

ウ　**知事**は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、緊急の必要があるとき、退避の指示などの応急措置を講ずる。

④　被ばく医療の実施

県は、住民及び原子力発電所の従業員等の生命及び身体を保護するため、平素において整備した緊急時被ばく医療体制を活用し、関係医療機関と密接な連携をとりつつ、武力攻撃事態における被ばく医療措置を講ずる。

⑤　安定ヨウ素剤の服用

県は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、県地域防災計画（原子力防災計画編）の定めの例により行う。

⑥　避難退域時検査及び簡易除染の実施

県は、避難又は一時移転（県地域防災計画（原子力防災計画編）の一時移転をいう。）の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、県地域防災計画（原子力防災計画編）の定めの例により行う。

⑦　飲食物の摂取制限等

県は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、県地域防災計画（原子力防災計画編）の定めの例により行う。

⑧　要員の安全の確保（法 105 条⑮）

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供することなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

【参考：応急対策】（法第 105 条第 13 項で準用する原災法第 25 条、第 26 条）

①　公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達、住民の避難に関すること
②　放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関すること
③　被災者の救難、救助その他保護に関すること
④　施設・設備の整備・点検・応急復旧に関すること
⑤　犯罪の予防、交通の規制その他武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関すること
⑥　緊急輸送の確保に関すること
⑦　食料、医薬品その他の物資の確保、居住者の被ばく放射線量の測定、放射線物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関すること

８　事後対策の実施（法第 105 条第 13 項で準用する原災法第 27 条）

知事は、国、関係市町長、原子力事業者等と連携し、応急対策の実施に係る公示が取り消された旨の公示がされた以後においては、要員の安全の確保に十分配慮しつつ、県地域防災計画（原子力防災計画編）に定められた事後対策のうち必要なものを行う。

第４節　ＮＢＣ攻撃による災害への対処

ＮＢＣ攻撃（核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）による災害への対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、初動的な応急措置を講ずる必要があることから、ＮＢＣ攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について定める。

（１）応急措置の実施

知事は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、被害現場及び被害現場の状況に照らして影響を受けることが予想される地域の住民に対し、応急措置として、緊急通報を発令する。

また、退避を指示する。

この場合、ＮＢＣ攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

また、警察官は、ＮＢＣ攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるとき、警戒区域の設定を行うものとする。

（２）国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手する。

また、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

（３）関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合、**県**は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じ、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

（４）汚染原因に応じた対応（法 108 条）

県は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、要員の安全の確保を図った上で、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

①　共通の措置

放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため､国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないよう、流通事業者等を指導し、住民に注意を呼びかける。

また、生活の用に供する水がＮＢＣ攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

②　核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

③　生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させ、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

また、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行い、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。

保健所及び石川県保健環境センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

県警察は、対処要員にワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講じた上で、県の行う移送の協力をする。

④　化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させる。

また、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

（５）汚染拡大防止措置の実施（法 108 条、109 条）

内閣総理大臣の要請を受けた**知事**及び同知事から要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法 108 条	対象物件等 （汚染されたもの又は汚染された疑いがあるもの）	措　　置
１号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ○移動の制限、○移動の禁止、○廃棄
２号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ○使用・給水の制限又は禁止
３号	死体	○移動の制限、○移動の禁止
４号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	○廃棄
５号	建物	○立入りの制限又は禁止、○封鎖
６号	場所	○交通の制限又は遮断

①　権限行使に当たっての通知・掲示

（ア）通知

上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するとき、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

（イ）掲示

上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。

ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

②　立入り

知事又は県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため必要があるときは、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機にその職員を立ち入らせる。

第５節　応急措置等

武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う、退避の指示や警戒区域の設定等の応急措置に必要な事項について定める。

１　退避の指示（再掲）（法 112 条）

詳細は、第３編第２章第５節による。

①　市町長による退避の指示
市町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の退避について特に必要があると認めるとき、退避の指示を行うものとする。

②　**知事**による退避の指示
知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

③　警察官等による退避の指示
警察官等は､市町長又は**知事**による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき等において、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をするものとする。

２　知事、市町長の事前措置（法 111 条）

①　市町長による事前措置
市町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示することとする。

②　**知事**による事前措置
知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同様の指示をする。なお、**知事**が当該指示をした場合には、直ちに市町長へ通知する。

③　警察署長による事前措置
警察署長は、**知事**又は市町長から要請があったときは、同様の指示をするものとする。

３　警戒区域の設定（法 114 条②）

（１）警戒区域の設定

①　市町長による警戒区域の設定等
市町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警戒区域の設定について特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、警戒区域への立入り制限等　を行うものとする。

②　**知事**による警戒区域の設定等
知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。
また、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

③　警察官による警戒区域の設定等
警察官は、次のときは、警戒区域の設定を行うものとする。
○市町長又は**知事**による警戒区域の指示を待ついとまがないと認めるとき
○市町長又は**知事**から要請があったとき

④　海上保安官による警戒区域の設定等
　海上保安官は、次のときは、警戒区域の設定を行うこととなっている。
　○市町長又は**知事**による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき
　○市町長又は**知事**から要請があったとき

⑤　自衛官による警戒区域の設定等
　国民保護等派遣部隊の自衛官は、市町長等の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定を行うことができることとなっている。

（２）警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

①　警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。
②　警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。
③　警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとる。

（３）警戒区域設定に伴う措置

知事は、警戒区域の設定をした場合、次の措置等を行う

①　当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去の命令
②　直ちに市町長、県警察その他関係機関に通知
③　国の対策本部長へ消防庁を通じて連絡

県警察は、警戒区域が設定された場合、交通規制などの必要な措置を講ずる。

４　応急公用負担等（法 113 条①③）

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

①　他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用
②　武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

この場合、次の点などに留意する。（法１１３条で準用する災対法６４条③～⑥）
（ア）武力攻撃災害を受けた工作物等を保管したときは、所定の事項を公示
（イ）保管した工作物等が滅失、破損のおそれがあるとき等における工作物等の換価

５　消防に関する措置等

（１）消防に関する措置等

①　消防機関との連携
県は、消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。

②　県警察による被災者の救助等
県警察は、把握した被害状況に基づき、消防機関との連携の下に救助活動を行う。
大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

（２）消防等に関する指示（法 117 条①、119 条③、120 条）

①　市町長等に対する武力攻撃災害の防御の指示
知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。

○　指示を行う具体的な場合の例

（ア）広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町の区域にまたがり、被災市町の消防力では対処することができないために他の市町と一体となり、又は他の市町の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

（イ）緊急の必要がある場合

被災市町において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

この場合において、**知事**は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

②　武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合の市町長等に対する指示、連絡調整

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合、武力攻撃災害の発生した市町との連絡及び市町相互間の連絡調整を図るほか、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

○　指示を行う具体的な場合の例

（ア）国が情報を**県**より先に入手した場合

国が武力攻撃災害に関する情報を**県**より先に入手し、**県**が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町長等に対して指示する場合

（イ）特殊な武力攻撃災害の場合

特殊な武力攻撃災害であり、**県**が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町長等に対して指示する場合

③　消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。

○　要請を行う具体的な場合の例

応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町の属する県内の消防力のみをもってしては対処できない場合

④　消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、**県**が被災していない場合において、③の要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、県内の市町長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

【参考】

○　**知事**が消防庁長官から受ける消防に関する通知（例）

（ア）人命救助等のために特に緊急を要する場合の通知

消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、**知事**の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知

（イ）被災都道府県から要請を待ついとまがない場合の通知

消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の**知事**の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町のため、被災都道府県以外の**知事**に対し、被災市町の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知

（ウ）広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要がある場合の通知

消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町のため、他の市町長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町の属する都道府県の知事に対する通知

【消防等に関する指示の枠組み】（イメージ図）

消防等に関する指示の枠組みを図示すれば次のとおりである。

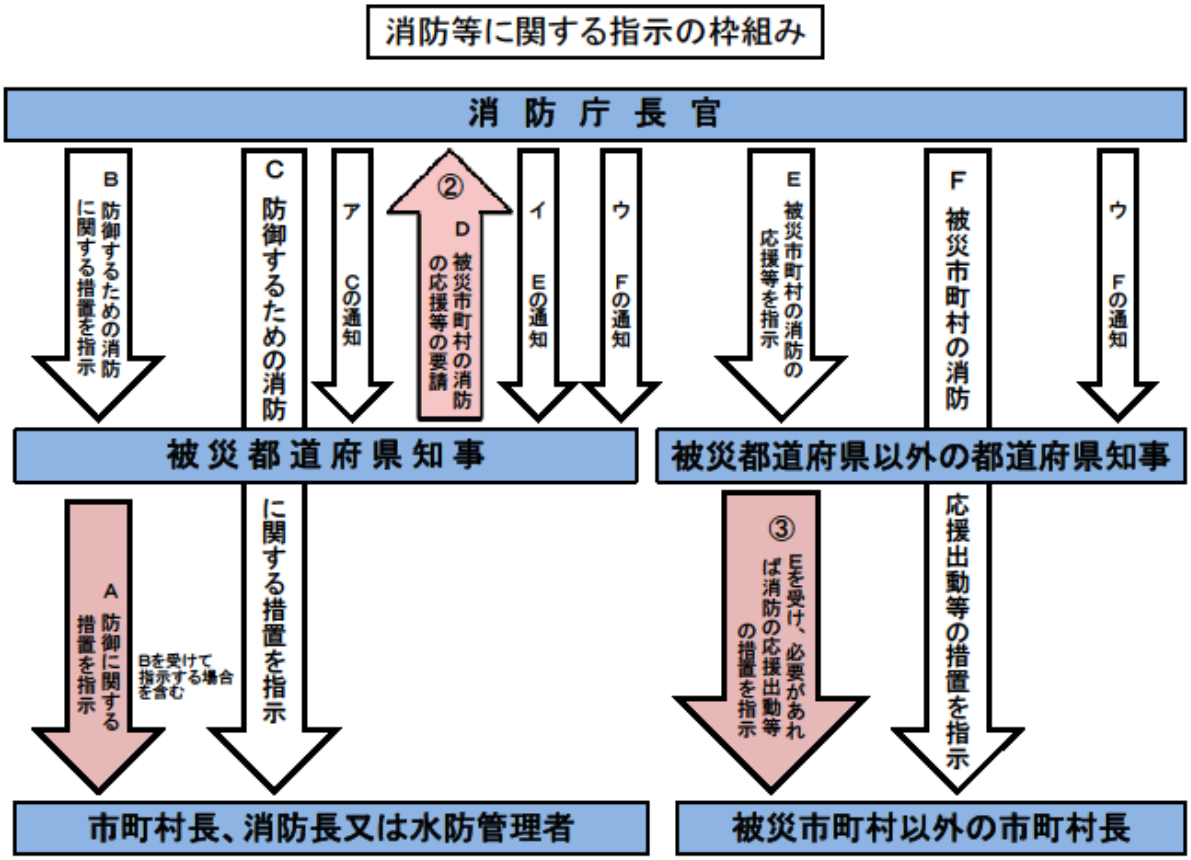

第５章　安否情報等の収集等

安否情報等の収集等を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上 、その緊急性等を踏まえて行うものとし、安否情報等の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

第１節　安否情報の収集、提供

【安否情報の収集、整理等】（イメージ）
安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、次のとおりである。

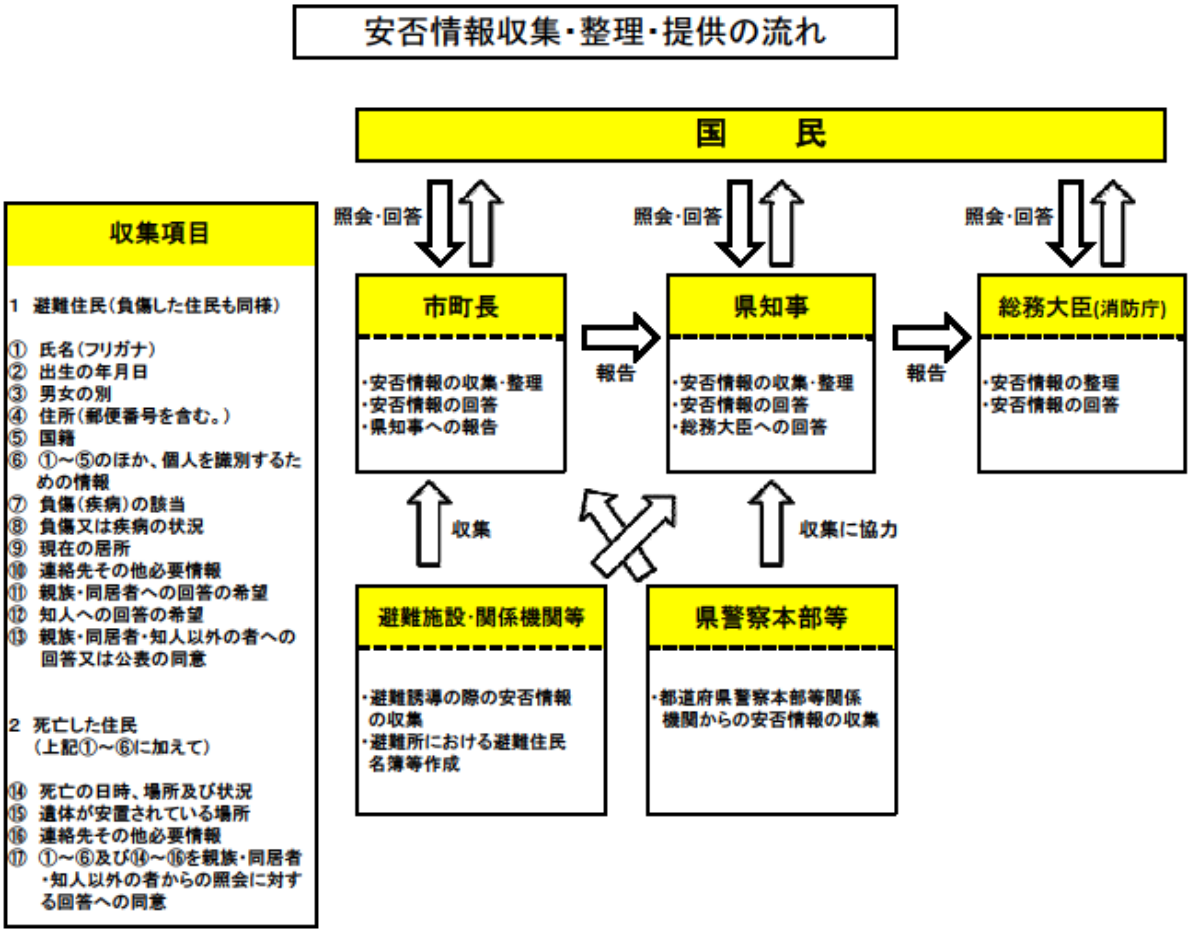

（法１１条、１２６条）

１　安否情報の収集

（１）**安否情報の収集**（法 94 条②）
県は、次の方法などにより、安否情報の収集を行う。
○開設した避難所における安否情報の収集
○平素から把握している**県**が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集
○市町、県警察への照会

（２）**安否情報収集の協力要請**
県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

（３）安否情報の収集内容

県は、次の情報等を収集する。

（ア）避難施設における、避難住民の氏名、住所等

（イ）遺体の氏名、死亡場所及び状況等

（４）安否情報の整理（法 94 条②）

県は、市町から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

この場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

（５）県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったとき、**県対策本部**に通知する。

２　総務大臣に対する報告（法 94 条②）

県は、自ら収集した情報とともに市町からの情報を整理し、総務大臣に対して報告する。

総務大臣への報告にあたっては、原則として安否情報システムにより行うこととし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで消防庁に送付する（安否情報省令第２条に規定する様式第３号による）。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合、口頭や電話などでの報告を行う。

なお、報告様式は、第２編第１章第５節４のとおり。

３　安否情報の照会に対する回答（法 95 条①）

（１）安否情報の照会の受付

①　照会窓口の設置など

県は、安否情報の照会窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、**県対策本部**を設置すると同時に住民に周知する。

②　住民からの安否情報の照会

県は、住民からの安否情報の照会については、原則として**県対策本部**に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第４号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、次の場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

○安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合

○照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合

（注）様式第４号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である。（ただし、口頭、電話による照会にあっては、その内容を聴取する。）。

【様式第４号】

安　否　情　報　照　会　書

年　　月　　日

総務大臣
（都道府県知事）　　殿
（市町村長）

申　請　者
住　所（居所）
氏　名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第９５条第１項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由（○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （　　）
備　　考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏　　名	
	フ　リ　ガ　ナ	
	出生の年月日	
	男　女　の　別	
	住　　所	
	国　　籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本　　その他（　　）
	その他個人を識別するための情報	
※　申請者の確認		
※　備考		

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とします。
２　法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
３　「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
４　※印の欄には記入しないで下さい。

（２）安否情報の回答

①　回答方法

県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるとき安否情報を回答する。

②　回答の内容

県は、原則として安否情報省令第４条に規定する様式第５号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否かの別、及び武力攻撃災害により死亡又は負傷しているか否かの別を回答する。

また、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第５号により回答する。

③　回答事務

県は、安否情報の回答を行った場合、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第５号】

安　否　情　報　回　答　書

年　　月　　日

殿

総務大臣
(都道府県知事)
(市町村長)

年　　月　　日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏　　名	
	フ　リ　ガ　ナ	
	出生の年月日	
	男　女　の　別	
	住　　所	
	国　　籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本　　その他（　　）
	その他個人を識別するための情報	
	現　在　の　居　所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とします。
２　「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
３　「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
４　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
５　安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

（３）個人の情報の保護への配慮（法 95 条②）

①　データの収集・管理

県は、次の点に留意して、安否情報データの収集・管理を徹底する。

○安否情報は個人の情報であり、その取扱いについては十分留意すべきである。

○留意すべきことを職員に周知徹底する。

②　安否情報の回答

県は、次の点に留意して、安否情報の回答をする。

○安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとする。

○負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

４　日本赤十字社に対する協力（法 96 条②）

（１）外国人に関する安否情報

県は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

なお、当該安否情報の提供に当たっても、本節３（２）、（３）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

５　市町による安否情報の収集及び提供の基準

（１）市町による安否情報の収集

市町は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、在留カード等を参考に、避難者名簿を作成すること等により、安否情報の収集を行うものとする。

（２）安否情報収集の協力要請

市町は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

（３）市町による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町による安否情報の**県**への報告及び照会に対する回答は、**県**に準じて行うものとする。

第２節　被災情報の収集・報告

被災情報の収集に努めるとともに、国の対策本部長に報告する必要があることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。

（法１２６条①、１２７条②）

（１）被災情報の収集及び報告

① **県**は、電話、防災行政無線、消防防災ヘリコプターその他の通信手段等により、次の被災情報について収集する。

○武力攻撃災害が発生した日時
○武力攻撃災害が発生した場所又は地域
○発生した武力攻撃災害の状況の概要
○人的及び物的被害の状況
○応急措置の実施状況
○その他必要な情報

県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

② **県**は、被災情報の収集に当たっては、市町に対し、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

③ **県**は、自ら収集し、又は市町及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、ＦＡＸ等により直ちに消防庁に報告する。

④ **県**は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町に報告を求める。

また、収集した情報について「被災情報の報告様式」（第２編第１章第５節６）に従い、電子メール、ＦＡＸ等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、**知事**が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

⑤ 県警察は、収集した情報を**県対策本部**に連絡するとともに警察庁及び中部管区警察局に速やかに報告する。

（２）市町による被災情報の報告等

市町は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を**県**に報告するものとする。
その後は随時、**県**が消防庁に報告を行う方法に準じて、**県**に被災情報を報告するものとする。

（３）指定地方公共機関による被災情報の報告等

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるものとする。

また、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を**県**に速やかに報告するものとする。

第６章　保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

第１節　保健衛生の確保等

１　保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

（１）保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施する。

また、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

（２）防疫対策

県は、次のことを防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

○避難住民等の生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生

（３）食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等を防止するため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

（４）栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

２　廃棄物の処理

（１）廃棄物処理の特例（法 124 条③④）

①　**県**は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対し、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町に対し情報提供を行う。

②　**県**は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

③　県は、平素から既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するに当たっての委託可能な特例業者の把握に努める。

（２）廃棄物処理対策

県は、地域防災計画に基づき定めた「災害廃棄物処理マニュアル」に準じて、廃棄物処理体制の整備を図る。

①　**県**は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町からの要求に基づき、各市町及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。

②　**県**は、被害状況から判断して県内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

（３）一般廃棄物、産業廃棄物処理

武力攻撃災害発生時においては、**県**は「災害廃棄物処理指針」により、また、市町は「災害廃棄物処理計画」に準じて廃棄物対策を実施する。

（４）し尿処理

市町は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧を実施するものとする。また、収集運搬車両を確保して、避難住民等の生活に支障が生じることがないよう努めるものとする。

（５）広域的な支援・協力

市町は、し尿処理を実施するにあたって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合は、**県**に対して支援を要請するものとする。

要請を受けた**県**は、仮設トイレの設置など必要な支援を実施するものとする。

（６）避難施設等への仮設（簡易）トイレの設置

避難施設の運営責任者は、下水道、し尿処理施設が被害を受けている場合には、必要に応じて避難施設等の水洗トイレの使用の制限を指示するものとする。

この場合、仮設（簡易）トイレを設置するとともに、十分な衛生管理を行うものとする。

３　文化財の保護

（１）被害状況の把握

県教育委員会は、武力攻撃等災害による文化財の被害状況を把握し、文化財保護対策を実施していく。

（２）重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

①　県教育委員会は、次の場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

○県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合

②　また、次の場合は、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

○当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合

（３）国宝等の被害を防止するための措置の施行

①　県教育委員会は、次の場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

○文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合

②　この場合において、県教育委員会は、職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定める。

また、当該責任者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示さなければならない。

さらに、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第２節　交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うことから、交通規制の実施に当たり必要な事項について定める。

（１）交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

（２）交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配意して行う。

また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含め広域的な交通規制を行う。

なお、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ適切に行う。

（３）緊急通行車両等の確認

知事又は県公安委員会は、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じて緊急通行車両等の適否の確認を行う。

（４）交通規制等の周知徹底（法 155 条②）

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

（５）緊急交通路確保のための権限等（法 155 条②）

①　交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

②　放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

③　運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

④　障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

（６）関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、住民の避難、緊急物資の運送等の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、県市町等関係機関との密接な連携を図る。

第４編　県民生活の安定・復旧等

第１章　県民生活の安定

武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定され、国、市町その他の関係機関と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図る必要があることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について定める。

１　生活関連物資等の価格安定の措置（物価安定の措置）（法 129 条）

（１）生活関連物資等の供給

県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図る。

また、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

（ア）生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施

（イ）生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報に関するネットワーク等を活用しつつ、市町と連携しながら必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

（２）法令等に基づく措置

県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、生活関連物資の流通の安定化に努め、緊急時における国民生活との関連性が高い物資や国民経済上重要な物資の価格の高騰又は事業者等の買占め及び売惜しみに対応するため、関係法令、条例に基づき、次の対処措置を実施する。

【関係法令・条例】

①　「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」（買占め等防止法）（昭和４８年法律第４８号）

県は、国が買占め等防止法第２条第１項に基づき、特定物資（政令で定める特別の調査を要する物資）を指定した場合、県内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の実施措置を講ずる。

項　目	実施措置の内容	条　文
価格動向、需給調査	特定物資の価格の動向、需給の状況に関する必要な調査	買占め等防止法(以下同じ)第３条
売渡指示	次の場合の事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示 ○特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合	第４条第１項
売渡命令	次の場合の事業者に対する売渡しの命令 ○売渡しの指示に従わなかった場合	第４条第２項
裁定	次の場合の裁定及びその結果通知 ○売渡しの命令に基づく売渡し期限までに事業者同士の協議が実施できない場合	第４条第４項 第５項
立入検査等	報告命令、立入検査及び質問 ○売渡しの指示及び命令に係る事業者に対するもの	第５条第１項 第２項

② 「国民生活安定緊急措置法」（昭和 48 年法律第 121 号）

県は、国が国民生活安定緊急措置法第３条第１項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合、県内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の実施措置を講ずる。

項　目	実施措置の内容	条　文
指定物資の標準価格又は販売価格の表示の指示	指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表	国民生活安定緊急措置法（以下同じ）第６条第２項第３項
価格引き下げの指示及びこれに従わない場合の公表	指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表	第７条
立入検査	上記の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問	第 30 条第１項

③ 「物価統制令」（昭和 21 年勅令第 118 号）

県は、国が物価統制令第４条及び第７条並びに物価統制令施行令第２条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合、次の実施措置を講ずる。

項　目	実施措置の内容	条　文
例外許可	統制額を超える契約等に対する例外許可	物価統制令（以下同じ）第３条第１項但書
	履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可	第８条ノ２但書
臨検等	必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施	第 30 条第１項

④ 「石川県安全安心な消費生活社会づくり条例」（平成 16 年条例第 18 号）

県は、石川県安全安心な消費生活社会づくり条例第３０条第１項に基づき、生活関連商品のうちの特別の調査を要する商品を指定した場合、事業者に対し、次の実施措置を講ずる。

項　目	実施措置の内容	条　文
商品の調査	特別な調査を要する商品の調査	石川県安全安心消費生活社会づくり条例（以下同じ）第３１条第１項
措置の勧告	事業者に対する措置の勧告	第３１条第２項
立入調査	事業者に対する立入調査、質問	第３２条第１項
公表	調査を拒否した場合等の事業者名の公表	第３４条第１項

２　避難住民等の生活安定等

県は、国、市町その他の関係機関と連携しながら、次に掲げる措置を講ずる。

（１）被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、関係機関と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、次のような適切な措置を講ずるものとする。

○避難先での学習機会の確保
○教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与
○被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助
○避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等

（２）公的徴収金の減免等（法 162 条②）

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、次の措置を災害の状況に応じて実施する。

○県税その他県の徴収金に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期
○県税(延滞金を含む)その他県の徴収金の徴収猶予及び減免、その他必要な措置

（３）就労状況の把握と雇用の確保

県は、次の措置の実施により、避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

○被災者等の就労状況の把握
○厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置への協力

（４）生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者に対し、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金について、次の措置を講ずるなどの措置を実施する。

○自然災害時の制度等を参考に被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討
○制度の円滑な実施等
○総合的な相談窓口の開設と当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応

３　生活基盤等の確保

県は、市町、指定地方公共機関と連携し、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害が発生したときには、それぞれ国民保護計画又は国民保護業務計画の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

（１）**水道等事業**（法 134 条②）
県は、水道用水供給事業者として、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。また、市町は、水道事業者、道路管理者等として、**県**に準じて適切な措置を行うものとする。

（２）**県**は、河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者として、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理する。

（３）指定地方公共機関

指定地方公共機関は、国民保護業務計画の定めるところにより、次のとおり重点的な対策を講じて速やかな措置を実施することとする。

①　電気事業・ガス事業
電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。

②　運送事業
運送事業者である指定地方公共機関は､それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。

③　電気通信事業
電気通信事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置を講ずることとする。

④　病院その他の医療
病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。

⑤　道路等の管理
道路等の管理者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、道路等を適切に管理することとする。

第２章　応急の復旧

管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧について必要な事項について定める。

１　基本的考え方（法 139 条）

（１）被害状況の把握、緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で所管する施設・設備等の被害・損壊状況について緊急点検を実施し、把握する。

また、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

（２）通信機器の応急復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合には、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

（３）国等に対する支援要請（法 140 条）

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

また、建物、機器等の損壊により、業務の遂行に支障を生じる時には、近隣の公的機関の協力を得るなどして、業務の継続に努める。

（４）応急復旧計画の策定・実施

県は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を早期に策定し、応急復旧措置を実施する。

（５）指定（地方）公共機関への要請

県は、特に必要と認める場合は、ライフライン事業者や運送事業者である指定（地方）公共機関に対して応急の復旧を行うことを要請する。

２　ライフライン施設（上下水道、電気、ガス、通信施設）の応急復旧

（１）県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、**県**が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

（２）市町及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町又は指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合､ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

３　輸送路の確保

（１）輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

（２）県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾、漁港、空港施設等について、速やかに被害の状況を把握する。

また、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

（３）情報収集・連絡体制の整備

県は、輸送路の確保に関係する公共的施設の管理者等と連携し、輸送路を効率的に確保するため、それぞれの管理者等又は関係する管理者等相互間において、情報収集・連絡体制の整備に努める。

第３章　武力攻撃災害の復旧

管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な応急復旧を講じた後、本格的な復旧を行う必要があることから、その復旧に関する必要な事項について定める。

１　基本的考え方

（１）県の復旧方針

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備され、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、**県**は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

（２）所要の法制が整備されるまでの県の復旧

県は、次の方針に基づき復旧を行う。

① 武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況を考慮し、被災した地域、施設又は設備の復旧について可能な限り迅速に行う。

② 被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して当面の復旧の方向を定める。

③ 復旧に当たって、その対象となる施設の被害の状況、当該被災した地域の市町が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施する。

（３）所要の法制が整備されるまでの市町の復旧

市町は、次の方針に基づき復旧を行うものとする。

① 武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況を考慮し、被災した地域、施設又は設備の復旧について可能な限り迅速に行うものとする。

② 被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して当面の復旧の方向を定めるものとする。

③ 復旧にあたって、その対象となる施設の被害の状況、**県**が定める当面の復旧の方向等を考慮して実施するものとする。

２　復旧に関する留意事項

県は、復旧に当たって、次の点に留意するものとする。

① 事前の被害等調査の実施
② 復旧計画の作成
③ 市町及び関係機関との連携
④ 県民等に対する復旧支援策の実施
　○住宅の供給などの生活の安定
　○速やかな就職の斡旋など雇用機会の確保
　○融資などの金融対策
　○物資の確保などの流通機能回復
⑤ 国の財政上等の支援措置の活用

第４章　国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされていることから、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

１　費用の負担

（１）国の負担（法 168 条）

①　基本的考え方

県が支弁した費用のうち次に掲げるものについては、国民保護法施行令で定めるところにより、国が負担することとなっている。

ただし、当該費用中、地方公共団体の職員の人件費、地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用並びに地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で国民保護法施行令で定めるものについては除く。

ア　住民の避難に関する措置に要する費用
イ　避難住民等の救援に関する措置に要する費用
ウ　武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
エ　**県**が行う損失補償若しくは実費弁償、損害補償又は損失補てんに要する費用（県に故意又は重大な過失がある場合を除く）
オ　**県**も共同で行う訓練に要する経費

②　国に対する負担金の請求

県は、この支弁について、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

③　関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

（２）他の地方公共団体の長等の応援に係る費用の支弁（法 165 条）

知事は、他の地方公共団体の長等の応援を受けたとき、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。

ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

（３）他の地方公共団体の長等を応援したときの費用の支弁（法 165 条）

知事は、他の地方公共団体の長等の応援をしたときは、当該応援に要した費用の支弁を請求する。

ただし、相手方の求めを受けたときは、当該費用を一時的に立て替えて支弁することができる。

（４）知事が市町長の措置を代行したときの費用の支弁（法 166 条）

知事が市町長の措置を代行したとき、次に掲げる費用であって当該市町が支弁することが困難と認められるものについては**県**が支弁する。

ア　**知事**が代行を行う前に当該市町の実施した国民の保護のための措置に要した費用
イ　他の市町長が応援のために負担した費用

（５）市町長が救援の事務を行う場合の費用の支弁（法 167 条）

知事が救援の実施に要する事務の一部を市町長が行うこととしたときは、当該市町長による救援の実施に要する費用を**県**が支弁しなければならない。

ただし、救援の実施に要する事務の一部を市町長が行うこととしたとき、又は救援の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の現在地の市町に救援の実施に要する費用を一時的に立て替え支弁させることができる。

２　損失補償、実費弁償及び損害補償

（１）損失補償（法 159 条①）

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失について、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

また、損失補償に要した費用は、国に対し請求を行う。

（２）実費弁償（法 159 条②）

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って行った医療の措置にかかる実費について、国民保護法施行令で定める手続等に従い、弁償する。

また、実費弁償に要した費用は、国に対し請求を行う。

（３）損害補償（法 160 条①②）

県は、国民保護措置の実施について援助を要請・指示（医療）し、その要請・指示（医療）を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に損害補償を行う。

また、損害補償に要した費用は、国に対し請求を行う。

３　損失の補てん（法 161 条②）

（１）総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、**県**の総合調整又は**知事**の指示（避難住民の誘導及び運送に係るものに限る）に基づく措置の実施の結果、市町、指定（地方）公共機関が損失を受けたとき、損失を補てんする。

また、損失の補てんに要した費用は、国に対し請求を行う。

この場合、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、**県**又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて行う。

４　市町が国民保護措置に要した費用の支弁等

（１）国に対する負担金の請求等

市町が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

（２）損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第５編　緊急対処事態への対処

第１章　緊急対処事態への対処　（法 172 条～183 条）

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態における**県**が行う対処措置は、武力攻撃事態等への対処に準じて行うものとし、次のとおり定める。

１　基本的考え方等

（１）基本的考え方

県国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態は、第１編第５章２に掲げるとおりであり、原則として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されることから、**県**は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達の対象機関等に係るものを除き、武力攻撃事態等への対処に準じて対処を行う。

（２）用語の読み替え

上記の準用に当たっての主な用語の読み替えは、次のとおりである。

武力攻撃事態等	緊急対処事態
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
県対策本部（長）	県緊急本部（長）

（３）緊急対処保護措置

①　緊急対処事態対策本部の設置
国の事態認定の後、対策本部を設置すべき**県**の指定を受けて設置。
その組織及び運営については、第３編の県国民保護対策本部に準ずる。

②　避難・退避の措置
第３編の避難・退避の措置に準ずる。

③　救援の措置
第３編の救援の措置に準ずる。

④　緊急対処事態における災害への対処措置
第３編の武力攻撃災害への対処措置に準ずる。

２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達

（１）警報の通知・伝達

県は、緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し、通知及び伝達を行う。

また、緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

（２）警報の解除（法 46 条、51 条）

県は、警報の解除に当たり、警報の発令及び通知・伝達に準じて行う。